

# 大阪信用保証協会の現況

DISCLOSURE 2022

令和4年度版

## ごあいさつ

中小企業・小規模事業者、金融機関および関係機関の皆さまには、平素から大阪信用保証協会をご利用いただくとともに、当協会にご支援、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、ディスクロージャー誌「大阪信用保証協会の現況(令和4年度版)」を作成いたしました。当協会のしくみ・業務内容・取組みなどについて、ご高覧いただき、信用保証制度の有効活用にお役立ていただければ幸いです。

新型コロナウイルス感染症は、長きにわたり人々の生活や事業活動に多大な影響を及ぼしています。加えて、原材料価格の高騰やウクライナ情勢なども、多くの中小企業・小規模事業者の経営環境に影を落とし、予断を許さない状況が続いています。

このような中、当協会は、ゼロゼロ保証の取扱終了後も、大阪府内の中小企業・小規模事業者の資金繰り支援に万全を期すよう努めてまいりました。また、お客さまとの面談、訪問を通じ、資金繰りだけでなく、さまざまな経営課題をお聞きしたうえで、課題の解決につながるよう全力で取り組んでいます。今後とも、金融機関や関係支援機関の皆さまと連携し、お客さまに寄り添い、総力をあげて金融と経営の一体支援に努めてまいります。

さらに当協会では、お客さまの利便性の向上を図るため、保証申込業務の電子化に取り組んでいます。コロナ禍は世の中に大きな行動変容をもたらしましたが、この変化をチャンスと捉え、早期実現に向け努力してまいります。

さて、大阪では、3年後に「2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)」の開催が予定されています。当協会もSDGs達成への貢献をめざす大阪・関西万博の趣旨に賛同し、大阪の町が活況にあふれ、ひかり輝くサステナブルな社会が実現するよう、地方創生への貢献にも努めてまいります。

これからも皆さまのお役に立ち、信頼される協会を目指してまいりますので、今後ともご支援とご協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

令和4年7月

理事長 津組 修

# 目次

## Contents

|    |                          |   |                       |
|----|--------------------------|---|-----------------------|
| 1  | <b>当協会の概要</b>            | 主要事項<br>信用保証協会の目的、信用保証理念<br>経営理念、基本方針   | 当協会の概要                |
| 4  | <b>中期事業計画と経営計画</b>       | 第6次中期事業計画[令和3年度～令和5年度]<br>令和4年度経営計画   | 中期事業計画と<br>経営計画       |
| 9  | <b>当協会の取組み</b>           | 経営サポート態勢<br>TOPICS ゼロゼロ保証の振り返り<br>創業支援<br>経営支援<br>経営改善支援・再生支援<br>広報その他              | 当協会の<br>取組み           |
| 35 | <b>信用保証のしくみ</b>          | 信用補完制度のしくみ<br>信用保証制度のしくみ<br>信用保険制度のしくみ、損失補償制度のしくみ<br>責任共有制度のしくみ                     | 信用保証の<br>しくみ          |
| 39 | <b>個人情報保護宣言・コンプライアンス</b> | 個人情報保護宣言<br>コンプライアンス  | 個人情報保護宣言・<br>コンプライアンス |
| 44 | <b>信用保証の利用概要</b>         | 信用保証の対象<br>信用保証料<br>保証業務の流れ<br>主な金融機関経由保証<br>主な大阪府中小企業向け融資制度保証                      | 信用保証の<br>利用概要         |
| 58 | <b>令和3年度事業報告</b>         | 令和3年度事業概況<br>令和3年度貸借対照表<br>令和3年度収支計算書<br>キャッシュ・フロー計算書(要約)<br>令和3年度信用保険・損失補償<br>基本財産 | 令和3年度<br>事業報告         |
| 66 | <b>信用保証実績</b>            | 各種統計  | 信用保証実績                |
| 72 | <b>組織機構</b>              |   | 組織機構                  |
| 73 | <b>本店・支店と保証業務区域</b>      |   | 本店・支店と<br>保証業務区域      |
| 74 | <b>お問い合わせ窓口</b>          |   | お問い合わせ<br>窓口          |

《本誌をご覧いただくにあたってのおことわり》

表中の金額については四捨五入により表示しています。個々の合計金額が合計欄の金額と一致しない場合があります。  
本文中の今年度については、令和3年度のものをいいます。



## 信用保証協会の目的

信用保証協会は、「信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)」に基づく法人で、中小企業者が事業に必要な資金を借り入れる際、その公的な保証人になり、企業の健全な発展を支援することを目的としています。

## 信用保証理念

信用保証協会は

- ①事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対して、
- ②公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、
- ③相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、
- ④もって、中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献する。

### 中小企業のために

我国の産業社会において、事業所・従業員数の大半を占めている中小企業は経済活力の源泉であり、雇用を支え、地域経済に貢献する重要な役割を果たしています。

信用保証協会は信用保証協会法に基づき設立された公的機関として、経営に真面目に努力し、自らの力で企業発展をはかる中小企業に対し、金融上の公的保証人となって、中小企業と金融機関を結ぶパイプ役を果たしています。



### 金融機関とともに

信用保証協会は、中小企業への融資に際し公的保証人となることにより、金融機関のベストパートナーとして、金融機関とリスクを分担し、金融の円滑化および経営支援を通じて中小企業の成長、発展を支援する役割を果たしています。

## 経営理念

当協会は、「大阪府内の中小企業者に役立ち、信頼される保証協会になる」ことを目指し、金融機関と連携し、信用保証を通じ、中小企業金融の円滑化を図り、大阪の産業振興と経済発展に尽くすことで社会に貢献します。

公共性・社会的責任を自覚しつつ、信用補完制度維持発展のため、健全経営を推進いたします。

## 基本方針

「経営理念」の実現に向けて、「基本方針」を定めています。

### 1. 適正・迅速な「信用保証」を提供する

- 1) 真面目に経営努力を続ける中小企業の成長・発展を支援するため、その必要事業資金について、適正・迅速な保証を行う。
- 2) 自主・公正な公的機関として、不正利用、第三者、暴力団等反社会的勢力の介在・介入を排除し、適正保証を推進する。

### 2. 信頼される業務運営を行う

- 1) 中小企業の良きパートナーとして、信頼される信用保証協会を目指し、多様化する中小企業等のニーズに的確に応えるため、関係機関との連携強化に努め、質の高い業務の推進と親切・丁寧なサービスの提供を行う。
- 2) 職員の自己啓発を支援するとともに、業務研修を通じて、職員一人ひとりの資質の向上と組織の活性化を図り、業務のサービスの拡充を行う。
- 3) ご案内パンフレット・Webサイト・情報公開誌等の広報媒体を積極的に活用し、信用保証制度の周知を図り、信用保証協会とその業務、サービスの普及に努める。

### 3. 健全な経営・強固な経営基盤を確立する

- 1) 信用補完制度の安定した運営と発展を図るため、健全経営に邁進し、将来に向けて強固な経営基盤を確立する。
- 2) 情報システムを有効に活用するなど、創意と工夫に努め、経営の合理化・効率化を図る。





## 第6次中期事業計画 [令和3年度～令和5年度]

大阪信用保証協会は、信用保証業務を通じて、府内中小企業者の金融の円滑化、事業活動の創造・維持・発展をサポートすることにより、大阪の産業振興と経済発展に努めてまいります。令和3年度～令和5年度までの3カ年におきましては、ウィズコロナ、ポストコロナへ対応するため変革に挑戦し商機を探る中小企業者に対して、金融機関をはじめ関係機関と連携・役割分担を図りながら、安定的な資金調達支援、経営改善支援を実施するため、以下に掲げる事項を積極的に取組んでまいります。

### 1. 適正保証の推進と安定的かつきめ細やかな資金供給・資金繰り支援

- ・金融機関とのリスク分担に努め、適正保証の取組みに関する認識を共有します。また、提携保証を中心に責任共有制度を推進し、ウィズコロナ、ポストコロナにおいて、中小企業者に対する迅速な資金調達を支援します。
- ・中小企業者のライフステージにおいて必要となる資金に対してきめ細やかに対応し、安定的な資金供給を支援します。
- ・大規模な経済危機、災害等が発生した際には、中小企業者のセーフティネットとしての役割を発揮し、迅速・柔軟な対応に努め、資金供給の下支えを行います。

### 2. 経営支援・経営改善支援・再生支援等の推進と地方創生への貢献

- ・持続可能な社会の実現、地方創生、地域活力の創造・再生を下支えする公的機関として、SDGsを意図した取組みを推進するほか、中小企業者へのSDGsの普及に努めます。
- ・地域社会における主要なステークホルダーとしての立ち位置を常に意識し、金融機関や関係機関と連携し、経営支援、経営改善支援、再生支援等に積極的かつ柔軟な対応に努めます。
- ・創業や事業承継に関するイベントの開催に加え、他の関係機関との連携を図りながら創業支援、事業承継支援の推進に努めます。
- ・中小企業再生支援協議会等支援機関との連携を強化するとともに、抜本的再生手法や経営者保証ガイドライン等を活用した債務免除の適正かつ円滑な運用に努めます。

### 3. コンピュータシステムの安定運用、機能強化と保証業務の電子化

- ・保証協会コンピュータサービス(株)と連携し、ORBITシステムの安全かつ安定的な運用を確保します。
- ・中小企業者および金融機関の利便性向上の観点から、全国信用保証協会連合会が主体となって取り纏めている保証業務の電子化については、関係機関と連携を強化し、早期実現に向けて注力します。

## 令和4年度経営計画

### 業務環境

大阪府内の景気動向は、新型コロナウイルスの影響により、引き続き注視が必要な状況にあります。

ワクチンの接種により、一時は新規感染者数が減少し行動制限も段階的に緩和され、個人消費をはじめとする経済活動も再開されつつありましたが、オミクロン株等の感染状況により、再び先行きが不透明な状況となっています。

また、供給面の制約に加え、原材料価格等の上昇により、府内中小企業者を取り巻く環境は、引き続き予断を許さない状況にあります。

### 業務運営方針

このような状況を踏まえ、金融機関をはじめ関係支援機関と連携・役割分担を図りながら、引き続き金融支援および経営支援による一体支援を推進します。

また、サステナブルファイナンスを通じて、中小企業者のSDGsに対する取組みを支援するとともに、SDGs達成への貢献をめざす「2025年国際博覧会(大阪・関西万博)」の趣旨に賛同し、金融機関や関係支援機関とも連携を図りながら、地方創生への貢献に努めます。加えて、保証業務の電子化等、デジタルトランスフォーメーションの推進にも注力します。

以上より、令和4年度は、環境・社会・経済の持続可能性に配慮したサステナブル経営に努め、役職員一丸となって以下に掲げる項目に積極的に取組んでまいります。

## 1 適正保証の推進と安定的かつきめ細やかな資金供給・資金繰り支援

- 役職員による金融機関訪問・面談および説明会を、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえてオンラインツールも活用するなどして実施し、日常的な対話を通じて金融機関と適正なリスク分担に努めます。また、金融機関との連携を通じて、事前相談制度を活用した提携保証を中心に、迅速な資金調達支援を行うとともに、事業性評価を踏まえた資金調達支援にも努めます。
- 創業期の資金ニーズや事業承継に係る資金等、中小企業者のライフステージにおける多様な資金需要に対してきめ細やかに対応し、安定的な資金供給支援を行います。
- 伴走支援型特別保証、経営改善サポート保証等の経営改善に係る保証制度を推進することにより、中小企業者の資金繰り改善支援を行います。
- 大規模な自然災害等が発生した際には、セーフティネット保証等の政策保証を活用し、迅速かつ柔軟な対応に努め、中小企業者に対する資金供給の下支えを行います。
- SDGsの達成に向けて積極的に取組む中小企業者に対し、資金供給支援を行います。
- 保証申込の電子化に伴う事務手続きの見直しを行い、顧客および金融機関の利便性向上を図ります。



## 2 経営支援・経営改善支援・再生支援等の推進と地方創生への貢献

### 1) 経営支援・経営改善支援・再生支援等の推進

- 創業期にある中小企業者に対して、創業に関する情報・ノウハウを提供するセミナーや創業計画作成の講座等を開催します。加えて、女性起業家支援チーム「minor」を活用し、セミナーの開催を通じ、女性起業家特有の課題解決を支援します。また、創業に関するきめ細やかな相談対応やフォローアップの充実を図り、切れ目のない継続的な創業支援に努めます。
- 事業承継に課題を抱える中小企業者に対して、ノウハウを提供するセミナー等を実施します。また、中小企業者における事業承継に係る課題を、専門家からの意見も踏まえて早期に発掘し、事業承継支援の推進を図ります。
- 保証利用中の中小企業者のニーズを踏まえ、金融機関、関係支援機関および他の信用保証協会と連携してビジネスフェアを開催し、中小企業者の販路拡大、企業間連携および情報交換の場を提供します。
- 大阪府中小企業支援ネットワーク会議を開催し、金融機関をはじめとした関係機関と経営支援等の取組みに関する情報共有を図り、中小企業者に対する支援環境の整備に努めます。
- 積極的な事業展開に必要な資金や資金繰り安定のための金融支援に加え、課題解決のための経営支援をあわせた一体支援に努めます。
- 保証利用先に対するモニタリングをはじめ、保証申込から、条件変更、代位弁済に至るまで、あらゆる機会を通じてプッシュ型の企業面談を推進します。また、企業面談や金融機関を通じたアプローチにより把握した中小企業者のニーズや課題に対して、関係支援機関とも連携し、適切な解決策を提案・実施します。
- 中小企業経営診断システム(McSS)を活用した財務診断サービス等を実施し、経営に有益な情報提供に努めます。
- 事業承継や生産性向上等の経営課題を有する保証利用先に対して、経営サポート事業(専門家派遣・フォローアップ等)を実施し、経営診断や計画策定支援を通じて経営課題の改善に取り組めます。
- 個々の中小企業者が抱える経営課題の解決を図るため、経営サポート会議を通じて、協会が中小企業者と金融機関・関係支援機関との間における調整機能の役割を果たします。また、経営改善サポート保証等を活用し、中小企業者の経営改善および金融取引の正常化支援に努めます。
- 中小企業者の金融取引の正常化および経営改善支援を目的として、顧客のニーズや課題を把握し、資金繰り改善のための条件変更や借換だけではなく、各種経営支援メニューの提案にも取り組めます。また、中小企業再生支援協議会と連携し、新型コロナ特例リスクスケジュール等の活用により、中小企業者の資金繰り改善支援に努めます。
- 意欲をもって事業を継続し、雇用を確保しながら、誠実な返済を進める中小企業者に対して、中小企業再生支援協議会をはじめとする関係支援機関と連携し、求償権放棄・不等価譲渡・求償権消滅保証による再生支援のほか、経営者保証ガイドライン適用による保証債務免除に適切に取り組めます。

### 2) 地方創生への貢献

- すでに出資しているファンドを通じ、中小企業者のイノベーションや経営改善による成長、事業承継および創業・第二創業に資する資金を供給します。また、あらたに関係支援機関と連携し、地域経済活性化に貢献するファンドへの出資を検討し、地方創生への貢献に一層努めます。
- SDGsセミナーの実施等、中小企業者のSDGsへの取組みを積極的に支援します。また、SDGs達成への貢献をめざす大阪・関西万博の趣旨に賛同し、金融機関や関係支援機関とも連携を図りながら、信用保証業務を通じた地方創生への貢献に取り組めます。

当協会の概要

経営計画  
中期事業計画と

取組み  
当協会の

信用保証の  
しくみ

個人情報保護宣言・  
コンプライアンス

信用保証の  
利用概要

令和3年度  
事業報告

信用保証実績

組織機構

本店・支店と  
保証業務区域

お問い合わせ  
窓口

## 3 求償権管理の強化・効率化

- 期中管理部門において把握した債務者等の資産・収入状況等の情報を活用し、効果的な回収に速やかに着手します。
- 保証協会サービスを活用し、債務者等の状況に応じたきめ細やかな対応を行います。
- 定期弁済を継続している連帯保証人に対する一部弁済による連帯保証債務免除の活用や、回収見込みのない求償権に対する管理事務停止および求償権整理の促進など、求償権のスリム化を図ることにより、回収可能な求償権に注力できる態勢を整えます。
- 誠意なき相手方に対しては、費用対効果を勘案しつつ、積極的に法的措置を行い、民事執行法の情報開示制度を活用のうえ、回収促進を図ります。

## 4 経営基盤等の強化・充実

- 協会の円滑な業務運営の基礎となる優秀な人材を確保するため、インターンシップの実施やWebサイトの活用等により学生の認知度や志望度の向上を図り、採用活動に注力します。また、経営支援推進リーダーのスキルアップ等、経営支援・再生支援をはじめとする多種多様な研修を実施するとともに、再生支援協議会等の外部機関と連携し、人材育成に努めます。
- ウィズコロナを踏まえ、既存事務所の有効活用とあわせて、テレワークやWeb会議等に対応した環境を整備します。
- 緊急事態発生時に適切な対応ができるよう、BCP推進会議の開催等を通じて、事業継続計画に定める平常時および緊急事態における対応の周知と危機意識の醸成に努めます。また、避難訓練や安否確認訓練等の実施によって、危機対応の実効性を高め、危機管理態勢の維持・強化を図ります。
- コンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンス委員会で実施状況の把握および評価を行い、コンプライアンス態勢の維持・向上を図ります。

## 5 顧客サービスの向上、広報の強化・充実

- 顧客の経営課題・ニーズ等を把握し、金融支援および経営支援業務の向上・改善につなげるため、保証利用先に対して顧客アンケートを実施します。また、各部署の顧客サービスに関する取組みを顧客サービス向上委員会にて共有し、協会全体の顧客サービス向上に努めます。
- WebサイトやLINE等の各種広報媒体を利用し、当協会の信用保証制度や経営支援等の取組みを中小企業者や金融機関等にわかりやすくかつタイムリーに提供します。また、広報手段の充実や広報相手方に応じた情報発信に努めます。このほか、SDGsに取組む中小企業者の広報誌への掲載や、環境負荷が小さい広報物の製作等、広報活動においてもSDGsの推進に努めます。

## 6 コンピュータシステムの安定運用、機能強化と保証業務の電子化

- 保証協会コンピュータサービス(株)との連携、システム部門の人材育成を通じ、ORBITシステムの安全かつ安定的な運用に努めます。また、昨年度に引き続きウィズコロナを念頭に、電子稟議の運用等、協会業務の効率化に寄与する機能強化に努めます。
- 保証業務の電子化について、各種テスト・運用準備に注力することで所期の品質・性能を確実なものとし、また、地元の金融機関本部への情報提供・対話を強化し、保証業務電子化に係る周知と早期参加に向けたサポートに努めます。

### 主要業務数値計画

|          | 計画額        |
|----------|------------|
| 保証承諾     | 8,000 億円   |
| 期末保証債務残高 | 3兆7,800 億円 |
| 代位弁済     | 600 億円     |
| 実際回収     | 108 億円     |

※実際回収とは、元金および損害金の回収をいいます。

### 収支計画

(単位:百万円)

|              |        |
|--------------|--------|
| 経常収入         | 40,259 |
| 保証料          | 36,753 |
| 運用資産収入       | 1,514  |
| 責任共有負担金      | 1,408  |
| その他          | 584    |
| 経常支出         | 24,252 |
| 業務費          | 7,603  |
| 借入金利息        | 0      |
| 信用保険料        | 16,641 |
| 責任共有負担金納付金   | 0      |
| 雑支出          | 8      |
| 経常収支差額       | 16,007 |
| 経常外収入        | 72,823 |
| 償却求償権回収金     | 1,099  |
| 責任準備金戻入      | 26,726 |
| 求償権償却準備金戻入   | 2,656  |
| 求償権補てん金戻入    | 42,342 |
| 経常外支出        | 79,430 |
| 求償権償却        | 47,883 |
| 責任準備金繰入      | 25,702 |
| 求償権償却準備金繰入   | 5,795  |
| その他          | 50     |
| 経常外収支差額      | △6,607 |
| 制度改革促進基金取崩額  | 0      |
| 収支差額変動準備金取崩額 | 0      |
| 当期収支差額       | 9,400  |

当協会の概要

中期事業計画と経営計画

当協会の取り組み

信用保証のしくみ

個人情報保護宣言・コンプライアンス

信用保証の利用概要

令和3年度事業報告

信用保証実績

組織機構

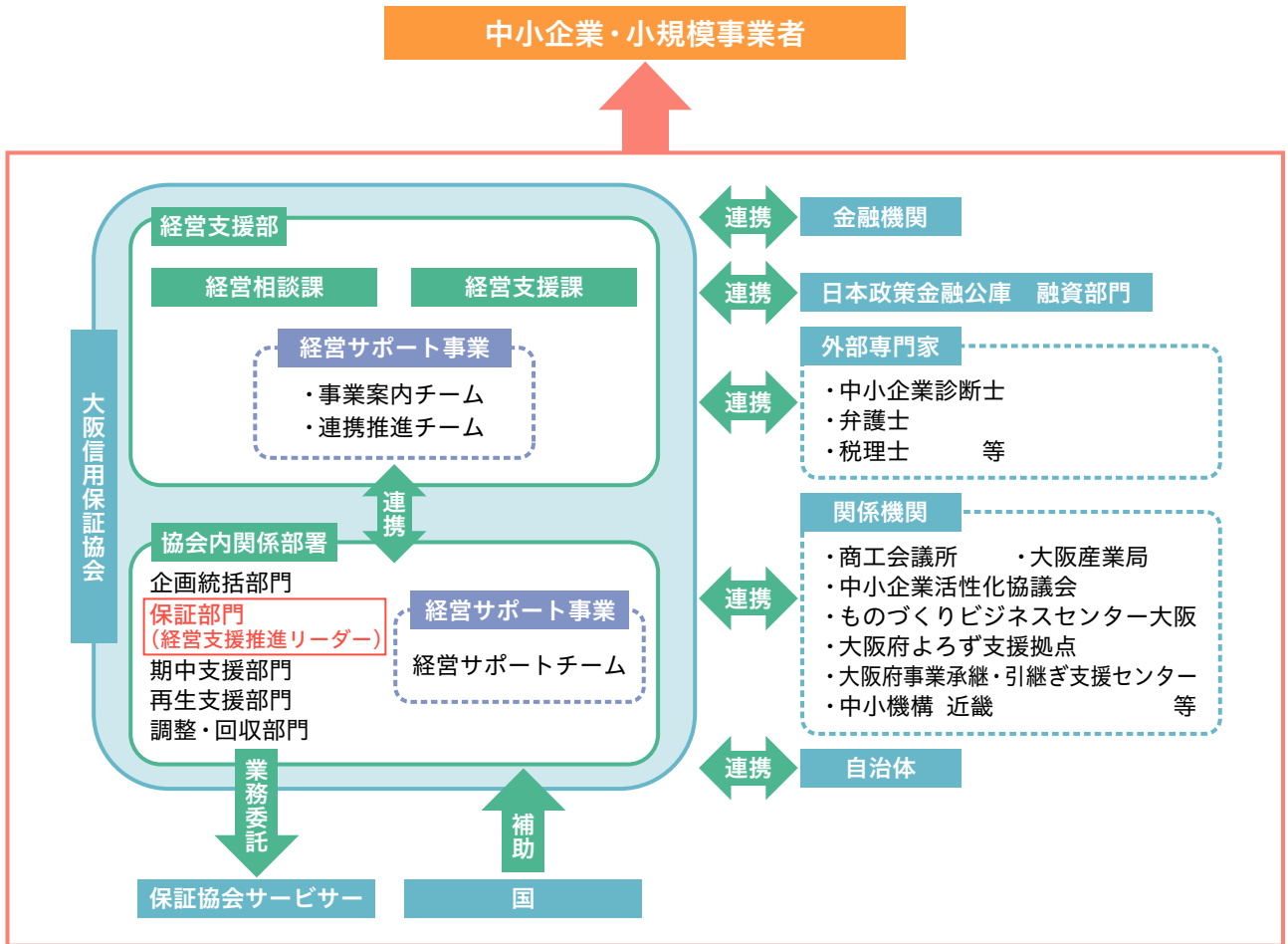
本店・支店と保証業務区域

お問い合わせ窓口

# 経営サポート態勢について

当協会では、下図のとおり経営サポート態勢を整え、お客さまのライフステージに対応したさまざまな経営サポート(創業支援・経営支援・事業承継支援・経営改善支援等)に積極的に取り組んでいます。

## ■ 経営サポート態勢図



## ■ 経営支援推進リーダーを核としたオール協会の取組み

保証部署内に経営支援のマインド・ノウハウを展開することを目的として、今年度は新たに経営支援推進リーダーを任命しました。(保証部および各支店の保証課員から各1名ずつ、計14名)

経営支援推進リーダーは率先して経営支援に取り組むとともに、他の課員のサポートやリーダーミーティングで好事例を横展開し、経営支援の輪を協会全体に広げています。



<経営支援推進リーダーミーティングの様子>

当協会の概要

中期事業計画と  
経営計画

当協会の  
取組み

信用保証の  
しくみ

個人情報保護宣言・  
コンプライアンス

信用保証の  
利用概要

令和3年度  
事業報告

信用保証実績

組織機構

本店・支店と  
保証業務区域

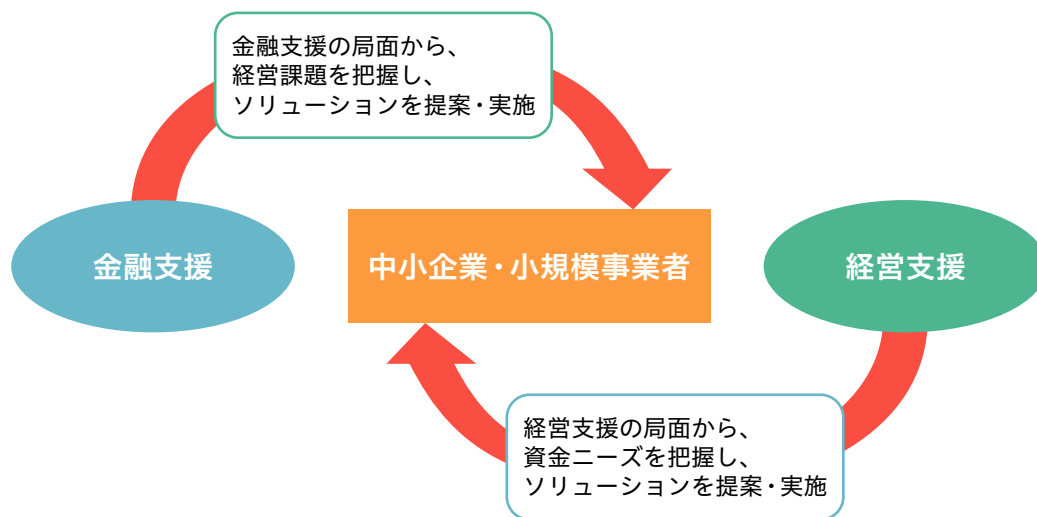
お問い合わせ



## ■金融と経営の一体支援

ウィズコロナ時代において、当協会はこれまで以上に個々のお客さまに寄り添ったサポートをするため、金融と経営の一体支援に取り組んでいます。

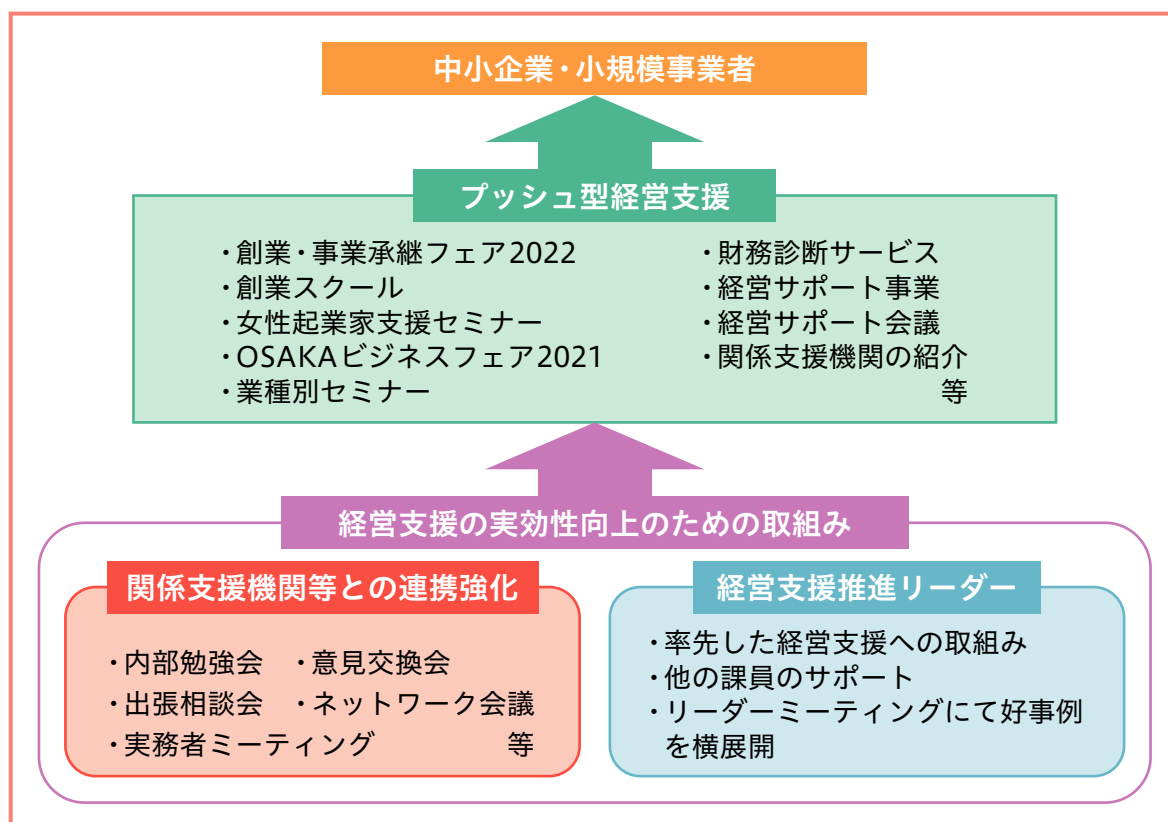
保証部署を中心とし、金融支援と経営支援の2つの局面からお客さまのニーズや課題を把握し、ソリューションの提案・実施に努めています。



## ■個社支援を強化

当協会では、これまでもプッシュ型経営支援に取り組んできましたが、今年度は下図のとおり経営支援メニューの充実を図りました。

とりわけ、保証部署が中心となり、個々のお客さまへの訪問・面談や保証審査等を通じてニーズや経営課題等を把握し、ソリューション(当協会の経営支援メニューや関係支援機関の紹介等)の提案・実施を積極的に行い、個社支援の強化に努めました。



当協会の概要

中期事業計画と  
経営計画

当協会の  
取組み

信用保証の  
しくみ

個人情報保護宣言・  
コンプライアンス

信用保証の  
利用概要

令和3年度  
事業報告

信用保証実績

組織機構

本店・支店と  
保証業務区域

お問い合わせ  
窓口



## ゼロゼロ保証の振り返り

「新型コロナウイルス感染症対応資金」(通称：ゼロゼロ保証)をはじめとした資金繰り支援により、令和3年度末時点で当協会の保証をご利用いただいているお客さまは10万者を超え、うちゼロゼロ保証をご利用いただいているお客さまは全体の76.0%を占めています。

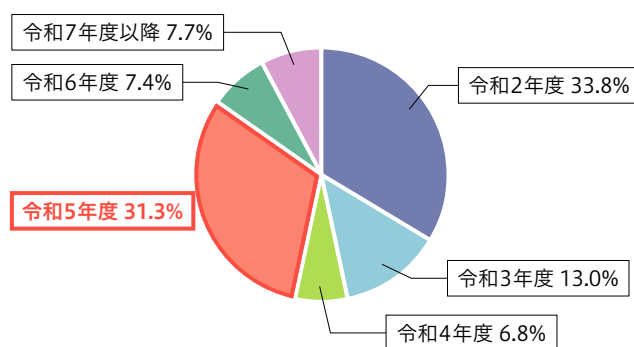
また、ゼロゼロ保証を利用するお客さまの31.3%が令和5年度に返済開始となる予定です。

### ■ゼロゼロ保証の利用状況

(令和4年3月31日現在 金額単位:百万円)

|                                  |                            | 全体      |         |           |           |
|----------------------------------|----------------------------|---------|---------|-----------|-----------|
|                                  |                            | 顧客数     | 保証口数    | 保証債務残高    |           |
| 総保証                              |                            | 106,718 | 227,407 | 4,181,384 |           |
|                                  | ゼロゼロ保証                     | 実数      | 81,063  | 104,477   | 2,061,221 |
|                                  |                            | 割合      | 76.0%   | 45.9%     | 49.3%     |
|                                  | ゼロゼロ保証利用先(※他保証を含む。)総保証債務残高 |         |         |           | 3,661,170 |
| ゼロゼロ保証利用先(※他保証を含む。)総保証債務残高に対する割合 |                            |         |         | 87.6%     |           |

### (参考) 返済開始年度別顧客数



※複数口利用先は最も早く返済が開始される年度に集約しています。

**ポイント1**

ゼロゼロ保証利用顧客の割合  
**76.0%**

**ポイント2**

令和5年度の返済開始顧客の割合  
**31.3%**

### ■長期化するコロナ禍における金融支援

当協会は、ゼロゼロ保証の取扱終了後も、各種保証制度を活用し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者への資金繰り支援に尽力しています。

#### 伴走支援型特別保証

ポストゼロゼロ保証として創設された伴走支援型特別保証に係る令和3年度の保証承諾額は2,124億円(11,035件)となり、全国51の信用保証協会でも最も多い金額となりました。

#### 事業再生計画実施関連保証【感染症対応型】

コロナ禍において事業再生に取り組む中小企業者をサポートするため、事業再生計画実施関連保証(通称：経営改善サポート保証)【感染症対応型】の取扱いも推進しています。

同保証に係る令和3年度の保証承諾額は34億円(84件)となり、全国で2番目に多い金額となりました。

## 創業者向け保証制度の活用

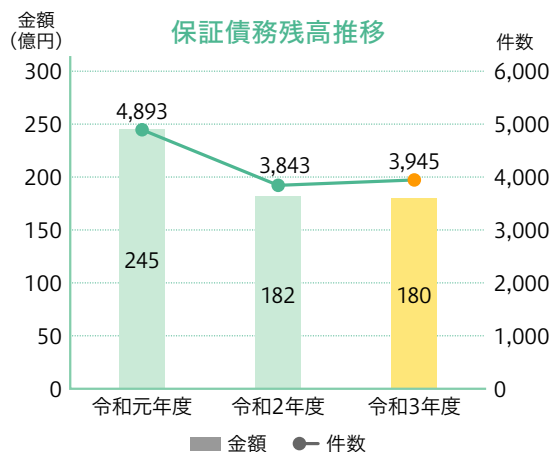
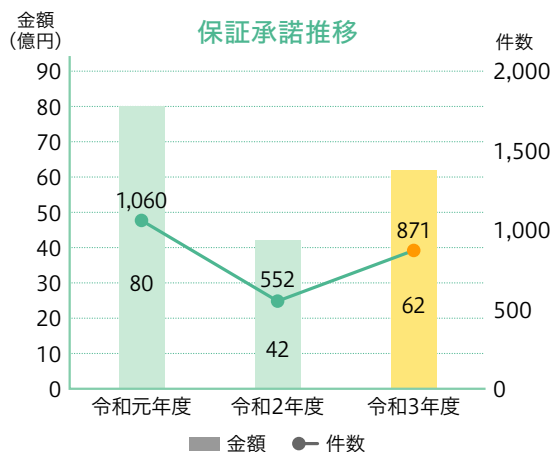
創業者向け保証制度を活用し、厳しい事業環境にあるコロナ禍でも起業される方や創業期のお客さまの金融支援に努めています。

### 令和3年度 創業に係る保証状況

(単位:件・百万円)

|           | 保証承諾           |               |              |               | 保証債務残高       |               |               |              |        |
|-----------|----------------|---------------|--------------|---------------|--------------|---------------|---------------|--------------|--------|
|           | 件数             | (対前年比)        | 金額           | (対前年比)        | 件数           | (対前年比)        | 金額            | (対前年比)       |        |
| 創業に係る保証   | 金融機関経由保証       | 625           | 143.3%       | 4,798         | 136.3%       | 3,237         | 101.4%        | 15,495       | 95.7%  |
|           | ES保証(※)        | 623           | 143.5%       | 4,791         | 136.2%       | 3,210         | 101.6%        | 15,398       | 95.8%  |
|           | 創業関連保証(※)      | 2             | 100.0%       | 8             | 156.0%       | 27            | 90.0%         | 97           | 85.3%  |
|           | 大阪府融資制度保証      | 246           | 212.1%       | 1,374         | 198.1%       | 708           | 108.6%        | 2,470        | 122.8% |
|           | 開業資金(※)        | 211           | 217.5%       | 1,141         | 204.2%       | 625           | 106.5%        | 2,096        | 118.0% |
|           | 地域支援ネットワーク型(※) | 35            | 184.2%       | 233           | 172.9%       | 83            | 127.7%        | 373          | 158.9% |
| <b>合計</b> | <b>871</b>     | <b>157.8%</b> | <b>6,172</b> | <b>146.4%</b> | <b>3,945</b> | <b>102.7%</b> | <b>17,965</b> | <b>98.7%</b> |        |

(※) 令和3年8月1日に取扱いが終了した創業等関連保証に係る保証を含めて計上しています。



令和2年度はコロナ禍で創業されるお客さまが減少したことに加え、創業後間もないお客さまでもゼロゼロ保証が利用可能であったことから、創業に係る保証制度の実績は減少しました。

今年度は、コロナ禍においても創業にチャレンジする創業者を積極的に支援したことから、保証承諾は62億円となり、対前年度比で146.4%となりました。

## 創業・事業承継フェア2022の開催

令和4年1月20日(木)に、「創業・事業承継フェア2022」をオンライン開催しました。

本フェアでは、創業(第二創業)・事業承継に関する悩みや疑問を抱える方に向けて、有識者や創業者による講演やトークセッション、セミナーに加えて、専門家や金融機関等によるオンライン相談を実施しました。

本フェアには、延べ人数で940名(講演・セミナー視聴911名、オンライン相談29名)の方にご参加いただきました。



### ■ 基調講演

- 「夢持ち続け日々精進」

高田 明 氏(株式会社A and Live 代表取締役/株式会社ジャパネットたかた 創業者)

### ■ トークセッション

- 「成功へ導く事業承継のリアルとポイント」

パネリスト 吉田 佳代 氏  
(梅乃宿酒造株式会社 代表取締役)

パネリスト 石橋 研一 氏  
(税理士法人GROWLEAD 代表社員)

ファシリテーター 竹原 信夫 氏  
(日本一明るい経済新聞 編集長)



<トークセッションの様子>

### ■ セミナー

- 「失敗しない創業準備、創業直後の販促ノウハウ」

寺田 勝紀 氏(株式会社ベンチャーコンサルタント 代表取締役)

- 「SNS集客はコレだけでOK! 各SNSの役割・効果・使い分けがわかる! SNSコンプリートセミナー」

坂本 翔 氏(株式会社ROC 代表取締役CEO)

### ■ 講演

- 「中小企業向けファンドの活用～融資以外の資金調達方法～」

松本 直人 氏(フューチャーベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役社長)

- 「当協会出資ファンドご利用者の声」

石河 通春 氏(有限会社アトリエ・アル 取締役/チーフデザイナー)

### ■ 開催概要

|             |  |
|-------------|--|
| 開催日時        | 令和4年1月20日(木) 13:00~19:00<br>※講演、セミナーについては、1月26日(水) 19:00までアーカイブ配信を実施。  |
| 主催          | 大阪信用保証協会   |
| 後援          | 近畿経済産業局、近畿財務局、大阪府  |
| 協力<br>(順不同) | 大阪府よろず支援拠点(公益財団法人大阪産業局)、大阪府事業承継・引継ぎ支援センター(大阪商工会議所)、大阪弁護士会中小企業支援センター、りそな銀行、関西みらい銀行、池田泉州銀行、大阪信用金庫、大阪シティ信用金庫、北おおさか信用金庫、尼崎信用金庫 |

## 創業スクールの開催

大阪府内にて創業予定または創業後5年未満で、当協会をご利用（予定）の方を対象に、少人数によるきめ細やかな講義を中心とした「創業スクール」を開催しました。

今年度は、各創業ステージにあった内容とするため、創業をお考えの方向けの第1シーズンと、創業後5年未満の方向けの第2シーズンに分けて実施し、第1シーズンでは9名、第2シーズンでは10名の方に受講いただきました。

本スクールは、全6回の講義を通じてビジネスプランシートを完成させるカリキュラムとなっており、第6回では、作り上げたビジネスプランを受講生に発表いただき、ご参加いただいた金融機関の方々にも、評価していただきました。

受講生からは「先輩起業家の事例に基づく話もあり、大変分かりやすい内容だった。」「創業計画書の具体的な書き方の指導があり、大変役に立った。」といったお声をいただきました。

**日時** 第1シーズン＜オンライン形式＞

令和3年8月6日～9月10日までの毎週金曜日

第2シーズン＜対面形式＞

令和3年10月8日～11月12日までの毎週金曜日

**講師** 永井 俊二 氏（中小企業診断士/1級販売士）

株式会社大永コンサルティング 代表取締役



## 女性起業家支援セミナーの開催

令和3年7月29日（木）、当協会堺支店にて「女性起業家支援セミナー」を開催しました。

本セミナーでは、女性起業家が抱える「経営に関する知識の不足」や「経営の相談相手がいない」等の課題を解決する一助となるように、セミナーや先輩起業家による講演に加え参加者交流会を実施しました。当日は11名の方にご参加いただき、交流会では、当協会の女性起業家支援チーム「minori」（みのり）も参加し、参加者間のネットワーク作りをサポートしました。

参加者からは、「同時期に起業された方々と話ができて良かった。」「講師の話も大変分かりやすく勉強になった。」また、「感染対策も万全で、丁寧な対応で安心して参加できた。」といったお声をいただきました。

また、当日参加できなかった方にも情報をお届けするため、セミナーと講演について、当協会Webサイトにてアーカイブ動画の配信を実施しました。

**セミナー** 「女性経営者のための『経営』を学ぶセミナー

～立ち止まって考える余裕のある今だからできることがある～

伊藤 弥生 氏（公認会計士・税理士）

経営者目線でのB/S、P/Lの見方や、会計と資金繰りの違い等について、分かりやすくご講義いただきました。

**講演** 先輩起業家による講演「やりたいことの事業領域を決める」

西田 佳代 氏（株式会社シュミネ 代表取締役）

「自分が責任を持てる事業領域を決めることの大切さ」を、自身の失敗と成功の体験からご講演いただきました。





## 創業者向け広報物

### ■創業者向けガイドブック

難しく思われがちな創業計画の作成を中心に、創業前の準備についてご案内したガイドブックを発刊しました。

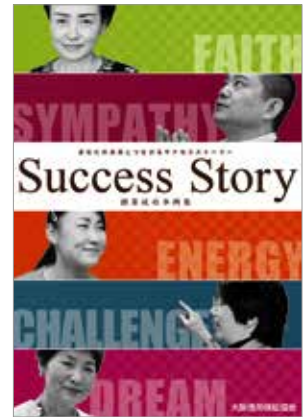


### ■業種別創業計画集

創業が多いといわれる8つの業種をピックアップし、事業計画作成のポイントや創業計画書例を当協会Webサイトに掲載しています。

### ■創業成功事例集 (Success Story)

先輩起業家の貴重な体験談を掲載した創業成功事例集を作成しました。創業の動機、創業時に苦労されたことやその乗り越え方のほか、これから創業される方へのアドバイスなどを掲載しています。



## 創業支援における他機関との連携

### ■女性起業家応援プロジェクト&ネットワークへの参画

「女性起業家応援プロジェクト」とは、公益財団法人大阪産業局と近畿経済産業局が実施する女性起業家を応援するプロジェクトで、ビジネスプラン発表会を中心に、関係機関と連携し、イベント・セミナー等を開催しています。

当協会は、「パートナー」として本事業に参画しています。

### ■大阪起業家グローイングアップへの参画

「大阪起業家グローイングアップ」とは、大阪府が実施する将来の大阪経済を担う有望な起業家を発掘し、その成長を支援する事業です。今後の活躍が期待できる起業家を発掘する場としてビジネスプランコンテストが開催されており、当協会は推薦機関として参画しています。

### ■サンソウカン・スタートアップ・サポーターズへの参画

公益財団法人大阪産業局が民間企業等と連携し、大阪で起業する方をサポートするネットワークで、当協会は「スタートアップ・サポーターズ」として参画しています。

### ■大阪スタートアップ・エコシステムコンソーシアムへの参画

「スタートアップ・エコシステム」とは産学官が一体となり、創業間もない革新性のある企業(スタートアップ)を成長させ、事業を加速する仕組みの総称です。令和2年7月に大阪を含む京阪神連携によるスタートアップ・エコシステムが政府の「グローバル拠点都市」に選定されました。

当協会は大阪でのスタートアップ・エコシステムを構築することを目的に設立された「大阪スタートアップ・エコシステムコンソーシアム」に入会し、関係支援団体等との意見・情報交換を行っています。



## 経営支援につながる保証等の取組み

### ■ 安定的な資金供給

新型コロナウイルス感染症などにより経営に影響を受けている中小企業者に対し、従来の一般保証、セーフティネット保証に加え、危機関連保証の3段階の信用保証枠で、中小企業者の資金ニーズに迅速かつきめ細やかに対応し、安定的な資金供給の下支えを行いました。

(一般の保証限度額)

|           |                        |
|-----------|------------------------|
| 有担保保証     | 2 億円<br>(6号認定については3億円) |
| 無担保保証     | 8,000万円                |
| 特別小口保証(※) | 2,000万円                |

(セーフティネット保証の保証限度額)

|           |         |
|-----------|---------|
| 有担保保証     | 2 億円    |
| 無担保保証     | 8,000万円 |
| 特別小口保証(※) | 2,000万円 |

(危機関連保証の保証限度額)

|           |         |
|-----------|---------|
| 有担保保証     | 2 億円    |
| 無担保保証     | 8,000万円 |
| 特別小口保証(※) | 2,000万円 |

(※) 特別小口保証は、他の保証と併用してのご利用はできません。

「セーフティネット保証」は、取引先の倒産や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等の場合に、経営を安定させるための代表的な保証制度のひとつで、通常の保証限度額とは別枠でご利用いただける特例の保証です。

「危機関連保証」は、大規模な経済危機や災害等により影響を受けた中小企業者の経営安定のための保証で、一般の保証限度額、セーフティネット保証の保証限度額とは別枠でご利用いただける特例の保証です。

なお、令和2年2月1日に発動された新型コロナウイルス感染症を事由とする危機関連保証の取扱いは、令和3年12月31日に終了しています。

### ■ (特別) 相談窓口の設置

令和4年4月1日現在、以下の(特別)相談窓口を設置し、お客さまからのご相談をお受けしています。

- ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口
- 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口
- 平成28年熊本地震による災害に関する特別相談窓口
- 賃金水準上昇対策相談窓口
- 東日本大震災に関する特別相談窓口

### ■ 経営改善や事業再生を推進することを目的とした保証制度の創設

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対する早期の経営改善や事業再生を促すため、令和3年4月1日から伴走支援型特別保証および事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)を取扱いしています。

両保証は中小企業者の経営改善等の取組みを後押しするため、貸付実行後も金融機関がフォローアップを行い、当協会とともに継続的に伴走支援するものです。

■SDGs推進保証「ウイング」の取扱開始

大阪府内中小企業者へのSDGsの普及促進を通じ、中小企業者の維持・発展と持続可能な社会の実現に資するため、保証料率を割引する無担保保証制度の取扱いを令和3年9月1日から開始しました。

お客さまのSDGsの取組みを金融機関と当協会の両翼でサポートし、広げたいという想いから「ウイング」と命名しました。

<SDGs推進保証「ウイング」概要>

■対象者

SDGsの達成に向けた事業活動を営む中小企業者(今後取組予定を含む。)

■対象資金

事業資金(運転資金、設備資金)

※追加資金を伴う場合、既存保証付融資の借換も可能です。

※資金使途はSDGsに係るものに限定しません。

■対象となる保証制度

提携無担保保証

■適用する保証料率

|          |  | 料率区分                  |       |       |       |       |       |       |       |       |
|----------|--|-----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|          |  | ①                     | ②     | ③     | ④     | ⑤     | ⑥     | ⑦     | ⑧     | ⑨     |
| <適用保証料率> |  | 1.71%                 | 1.58% | 1.40% | 1.22% | 1.04% | 0.90% | 0.72% | 0.54% | 0.41% |
|          |  | ↑<br>通常の保証料率から一律10%割引 |       |       |       |       |       |       |       |       |
| <通常保証料率> |  | 1.90%                 | 1.75% | 1.55% | 1.35% | 1.15% | 1.00% | 0.80% | 0.60% | 0.45% |

■取扱金融機関

提携無担保保証取扱金融機関のうち、「ウイング」タイアップ金融機関

今年度の「ウイング」保証承諾額は1,471億円(4,433件)となりました。

当初は今年度限りの期間限定としていましたが、ご好評により、令和4年度も引き続き取扱いしています。

また、当協会広報誌「Simpo」に「ウイング」をご利用されたお客さまのインタビュー記事を掲載しています。(P.33をご参照ください。)

お客様の声

- SDGsの取組みは企業イメージを高めることになり、経営にとって必要不可欠だと思う。
- SDGsの取組みを継続することは、企業が成長、進化していくうえで、とても重要である。
- 従業員一人ひとりがSDGsを意識し、無駄の削減や効率性を考えるようになり、生産性が向上した。
- 自社の取組みがSDGsに通じていることを知るきっかけになった。

## モニタリングの実施

お客さまの業況把握に努め、その結果を踏まえて金融支援や経営支援を実施するなど、期中支援態勢の強化を図っています。

加えて、全国統一の取扱いとして行っている経営力強化保証等にかかるモニタリングにおいても、必要に応じて決算書・試算表、改善計画書等をご提出いただき、適切な期中支援・経営支援を図りました。

また、財務診断サービスや面談による経営相談を行い、コンサルティング機能の強化に努めています。

## 経営支援サービスの実施

ご希望されるお客さまに経営支援サービスを実施しています。

### ◆経営相談コーナー

財務や経営に関するご相談を希望されるお客さまのために、定期的に経営相談コーナーを設置しています。

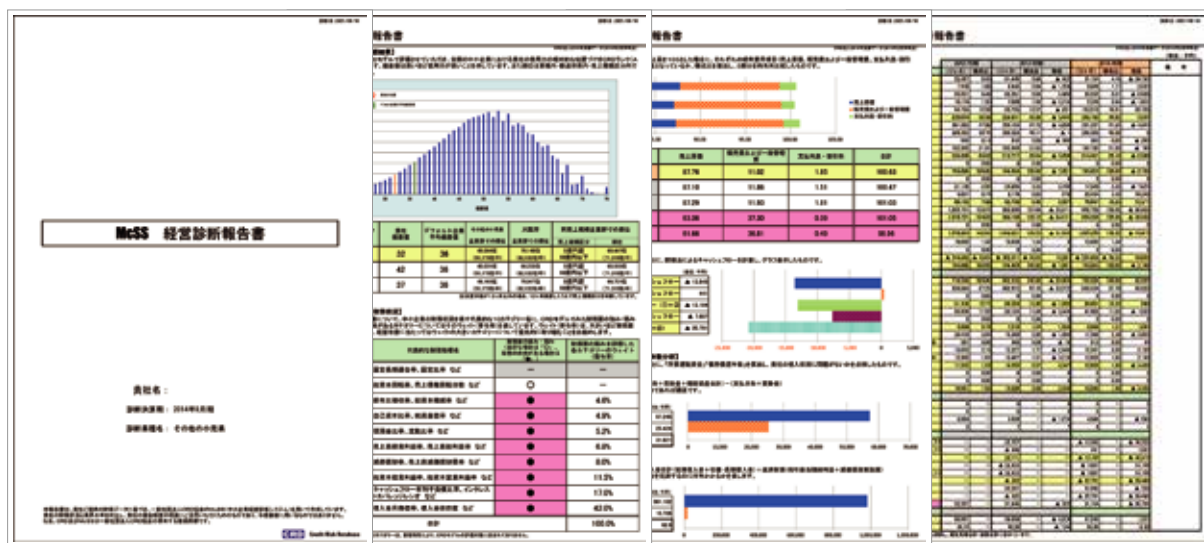
### ◆財務診断サービス

財務診断ツール「中小企業経営診断システム (McSS)」※を使い、中小企業診断士の資格を有する当協会の職員が、財務診断を主体とした経営相談を実施しています。今年度は、169件ご利用いただきました。

### ※「中小企業経営診断システム (McSS)」とは

一般社団法人CRD協会（詳しくは、P.46をご参照ください。）が作成した財務診断ツールです。CRDに蓄積された全国データとの比較により、診断対象者の「位置付け」と財務面の強み・弱みを把握していただけます。

詳細な説明は当協会Webサイトに掲載しています。



### ◆専門家相談サービス

「創業・事業継承フェア2022」開催時にオンライン相談を実施し、各分野の外部専門家に参加者からの個別相談(20件)にご対応いただきました。

当協会の概要

中期事業計画と  
経営計画

当協会の  
取組み

信用保証の  
しくみ

個人情報保護宣言・  
コンプライアンス

信用保証の  
利用概要

令和3年度  
事業報告

信用保証実績

組織機構

本店・支店と  
保証業務区域

お問い合わせ  
窓口

## OSAKAビジネスフェア2021の開催

令和3年11月17日(水)～30日(火)の期間、専用Webサイトにて「OSAKAビジネスフェア2021【オンライン展示会】」を開催しました。

本フェアは、優れた技術や魅力ある商品・サービス等を有し、前向きにチャレンジしている中小企業・小規模事業者の皆さまに対し、自社をPRする機会と情報交換の場を提供することで、今後のビジネスチャンスに繋がっていただくことを目的としています。6回目の開催となる今回は、初の「オンライン展示会」として開催しました。

全国の幅広い分野の中小企業・小規模事業者、公的機関、関連支援機関あわせて150社・団体にご出展いただき、業種や地域の垣根を越えた商談・情報交換が行われました。

会期中は、延べ2,837名もの皆さまにご来場いただき、盛況のうちに終了することができました。



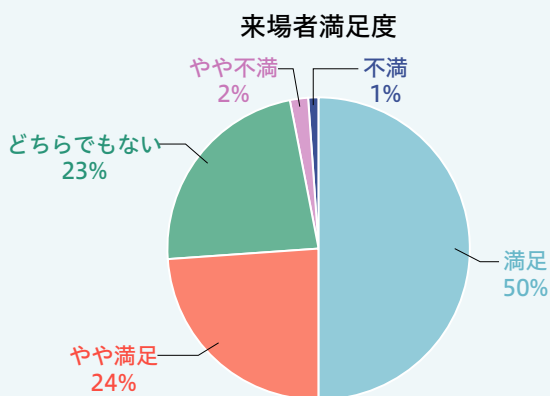
### ■特別講演

- 「リーダーシップ論と育成術」  
金本 知憲 氏(元プロ野球選手・野球評論家)
- 「8年間で売上5倍、ホッピー3代目の成長戦略」  
石渡 美奈 氏(ホッピービバレッジ株式会社代表取締役社長)

### ■開催概要

|              |   |
|--------------|---|
| 会 期          | 令和3年11月17日(水) 10:00 ~ 11月30日(火) 17:30   |
| 形 式          | 専用Webサイトによるオンライン開催  |
| 主 催          | 大阪信用保証協会  |
| 後 援          | 近畿経済産業局、近畿財務局、大阪府   |
| 協 賛          | 【ORBIT コンピュータシステム参加信用保証協会】<br>山形県信用保証協会、島根県信用保証協会、秋田県信用保証協会、和歌山県信用保証協会、青森県信用保証協会、鳥取県信用保証協会、高知県信用保証協会<br>【近畿地区等信用保証協会】<br>滋賀県信用保証協会、京都信用保証協会、兵庫県信用保証協会、奈良県信用保証協会、徳島県信用保証協会<br>独立行政法人 中小企業基盤整備機構 近畿本部、一般財団法人 信用保証サービスセンター   |
| 協 力<br>(順不同) | 三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、関西みらい銀行、池田泉州銀行、南都銀行、紀陽銀行、徳島大正銀行、大阪信用金庫、大阪厚生信用金庫、大阪シティ信用金庫、大阪商工信用金庫、永和信用金庫、北おおさか信用金庫、枚方信用金庫、尼崎信用金庫、のぞみ信用組合、公益財団法人 大阪産業局、一般社団法人 大阪中小企業診断士会、一般社団法人 大阪府異業種連携協議会、大阪商工会議所、大阪府信用金庫協会、大阪弁護士会、地方独立行政法人 大阪産業技術研究所、地方独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所、独立行政法人 国際協力機構 関西センター、日本公認会計士協会 近畿会、MOBIO(ものづくりビジネスセンター大阪)、大阪芸術大学、大阪産業大学、大阪府立大学、近畿大学、立命館大学 |





【来場者アンケート】

- オンライン開催のため、いつでもどこでも、手軽に来場できた。また、気になる企業を何度も確認することができた。
- 専用サイトがシンプルで分かりやすく、情報収集にも役立った。
- すぐに商談につながる企業と何社も交流ができた。

【出展者の声】

- 移動や商品展示、つきっきりの対応が不要で、時間に余裕を持ち対応できた。
- リアル展示会とは異なるアプローチ等商談テクニックが必要で、他の出展者の方の方法が参考になった。
- 普段取引のない異業種間で交流を図る良い機会となった。



業種別セミナーの開催

令和3年10月12日(火)から18日(月)までの7日間、「業種別セミナー」をオンライン開催しました。

新型コロナウイルス感染症の長期化による影響を大きく受けている事業者(飲食業など)に向けて、データを活用した経営術やWeb・SNSによる新たな集客法などを題材とした講演を配信し、延べ340名の方にご参加いただきました。

アンケートでは、9割以上の方から「満足・やや満足」との回答がありました。特に、「オンライン開催のため会場に足を運ばなくてもよい」、「アーカイブ配信のため、都合のよい時間に、また気になる箇所を繰り返し視聴できる」とのお声を多くいただきました。



■ セミナー内容

『老舗企業は変革し続ける 伊勢の地から変革する理由&

データを活用したコロナ禍での私達の取り組み』

小田島 春樹 氏(株式会社EBILAB 代表取締役・ファウンダー/有限会社 彘びや 代表取締役社長)

デジタルシフトに成功し、従業員を増やさず売上5倍を実現したデータ経営の手法を織り交ぜながら、明日からでも簡単に始められる「データ活用法」についてお話をいただきました。

『中小零細事業者が「Web・SNSを商売で活用する」とき、

失敗しないために必ず押さえておくべき“5つのポイント”』

吉村 正裕 氏(株式会社サイバー・アシスト 代表取締役社長/吉村酒造株式会社 代表取締役会長(6代目蔵元)/一般社団法人 イーコマース事業協会 会長)

集客・販促に欠かせない「Web・SNSの活用法」について、失敗しないために必ず押さえておくべき“5つのポイント”を、初心者の方にもわかりやすく解説いただきました。



## 関係支援機関との連携強化

コロナ禍の長期化などにより中小企業者が厳しい状況におかれている中、当協会では、お客さまのさまざまな経営課題を解決するため、関係支援機関と連携した経営支援を推進しています。

お客さまの経営課題に応じ、大阪府よろず支援拠点、大阪府事業承継・引継ぎ支援センター等連携する外部の関係支援機関を紹介することで、より専門的な経営相談につなげるサービスを実施しています。

また、このような経営支援を推進するため、関係支援機関が有するノウハウを学ぶ説明会や意見交換会を実施し、連携を強化しました。

このほか、金融機関とも連携して、関係支援機関による出張相談会の場も設けるなど、経営支援メニューの充実を図りました。

### ■ 内部勉強会

各関係支援機関から講師をお招きし、業務内容や支援事例についてお話しいただきました。

|      |                              |
|------|------------------------------|
| 日 時  | 令和3年8月11日(水)                 |
| 会 場  | オンライン開催                      |
| 支援機関 | 大阪府事業承継・引継ぎ支援センター、大阪府よろず支援拠点 |

### ■ 意見交換会

大阪府よろず支援拠点から4名のコーディネーターをお招きし、協会職員とのグループディスカッションを行いました。各コーディネーターから支援案件の対応を具体的にご紹介いただき、それを踏まえ質問や意見交換を行い、活発な議論となりました。



<ディスカッションの様子>

|     |               |
|-----|---------------|
| 日 時 | 令和3年11月24日(水) |
| 会 場 | 大阪産業創造館5階会議室  |

### ■ 出張相談会

金融機関(大阪信用金庫、尼崎信用金庫、北おおさか信用金庫)と連携し、大阪府よろず支援拠点の出張相談会の場を設けました。出張相談会は、お客さまの移動時間の短縮やオンライン相談の対応が難しいなどお客さまのニーズや状況を踏まえ、関係機関と調整を行い実現しました。

|      | 第1回             | 第2回              | 第3回              | 第4回             |
|------|-----------------|------------------|------------------|-----------------|
| 日 時  | 令和3年11月26日(金)   | 令和3年12月8日(水)     | 令和4年2月8日(火)      | 令和4年3月4日(金)     |
| 会 場  | 大阪信用金庫<br>泉大津支店 | 大阪信用保証協会<br>千里支店 | 大阪信用保証協会<br>千里支店 | 大阪信用保証協会<br>堺支店 |
| 相談件数 | 2件              | 4件               | 4件               | 4件              |

当協会の概要

中期事業計画と  
経営計画

取組み  
当協会の

信用保証の  
しくみ

個人情報保護宣言・  
コンプライアンス

信用保証の  
利用概要

令和3年度  
事業報告

信用保証実績

組織機構

本店・支店と  
保証業務区域

お問い合わせ  
窓口

## ビジネスフェア等への参加

金融機関や自治体等が主催するイベントに、ブース出展や講師派遣を行いました。支援機関として各種相談、保証制度や経営支援メニューの紹介に加え、リーフレットを配布する等のPR活動を行いました。

### 【ブース出展】

#### ■第23回きたしんビジネスマッチングフェア2021

|       |                       |
|-------|-----------------------|
| 日 時   | 令和3年12月8日(水)、12月9日(木) |
| 場 所   | マイドームおおさか             |
| 主 催 者 | 北おおさか信用金庫             |

### 【講師派遣】

#### ■資金調達を有利に!公的融資のすすめ

—中小企業と創業者のための公的融資制度説明会と個別相談会—

|       |             |
|-------|-------------|
| 日 時   | 令和3年7月7日(水) |
| 場 所   | 大阪商工会議所     |
| 主 催 者 | 大阪商工会議所     |

#### ■女性向け起業セミナー「私の夢」を叶える!企業ステップ・アップセミナー

|       |                    |
|-------|--------------------|
| 日 時   | 令和3年11月18日(木)      |
| 場 所   | 茨木市立男女共生センターローズWAM |
| 主 催 者 | 茨木市                |



## 日本政策金融公庫との連携

地域経済の活性化の促進を目的に、株式会社日本政策金融公庫と「業務連携・協力に関する覚書」を締結しています。

## 中小機構 近畿本部との連携

大阪府内中小企業者に対する経営支援を円滑に行い、地域経済の活性化に貢献することを目的に、独立行政法人中小企業基盤整備機構近畿本部(中小機構 近畿本部)と「業務連携・協力に関する覚書」を締結しています。

今年度は、当協会が主催するイベントに講師を派遣していただきました。

## 大阪府事業承継ネットワークへの参画

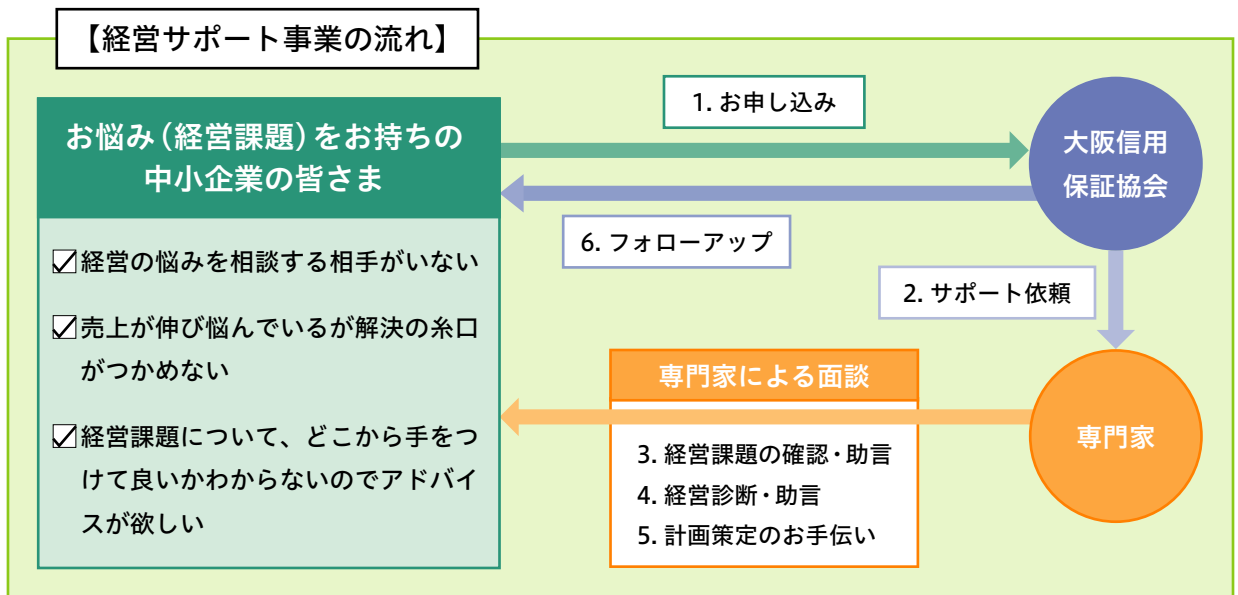
事業承継支援の一環として、大阪府事業承継・引継ぎ支援センターが運営する大阪府事業承継ネットワークに参画しています。同ネットワークは、大阪府内の中小企業・小規模事業者に対して、円滑な事業承継を促すため、120を超える機関・団体が参画し、連携して事業承継支援を行っています。

## 経営サポート事業(国の「経営支援強化促進補助金」に基づく事業)

### ■経営サポート事業

当協会の職員が各企業のニーズを把握したうえで外部専門家にサポートを依頼し、経営診断や経営改善等をテーマとした計画書の策定支援を実施しました。

今年度は、お客さまの多種多様な経営課題に対応するため、従前の経営改善および生産性向上計画策定支援コースに創業および事業承継計画策定支援コースを追加し、メニューの拡充を行いました。加えて、各計画策定支援コースに、所要時間を短縮し、損益計画に主眼をおいた事業計画策定を行う「計画策定支援クイックコース」を併設しました。



### ■支援後のフォローアップ

過年度に経営サポート事業をご利用いただいた計画策定支援実施先に対し、計画の進捗動向についてフォローアップを実施し、ご希望の方に外部専門家を派遣し、問題点等についてアドバイスを行いました。

| 支援内容           | 延べ回数   | 企業者数   |
|----------------|--------|--------|
| 事業案内           | 1,453回 | 1,445先 |
| 問診コース(フェーズⅠ)   | 629回   | 628先   |
| 診断コース(フェーズⅡ)   | 1,376回 | 477先   |
| 計画策定支援コース※     | 537回   | 147先   |
| 経営改善計画策定支援コース  | 431回   | 122先   |
| 創業計画策定支援コース    | 33回    | 8先     |
| 事業承継計画策定支援コース  | 21回    | 5先     |
| 生産性向上計画策定支援コース | 52回    | 12先    |
| フォローアップ        | 283回   | 283先   |

※各計画策定支援コースには「計画策定支援クイックコース」を含みます。

## 経営改善につながる保証取組み

平成21年12月4日の中小企業金融円滑化法の施行以来、当協会はその趣旨を踏まえ、中小企業の資金繰りの安定や事業の再建のために返済条件の変更を行ってまいりました。

同法が終了した現在も、必要に応じて返済条件の変更を行うなど、金融機関との連携を密にし、事故発生を未然に防ぐ取組みを行っています。また、既存保証を活用した借換等の金融支援提案を行っています。

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて業況が悪化しておられる方については、お客さまの実情にあわせてきめ細やかな対応に努めています。

### ■経営力強化保証

平成24年10月から実施されている全国統一の保証制度で、金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けながら、自ら事業計画を策定し、計画の実行に取組む中小企業者に対し、事業計画の実施に必要な資金調達を支援しています。また、保証料率の割引を行い、中小企業者の資金調達の円滑化・経営改善を支援しています。

### ■事業再生計画実施関連保証(通称:経営改善サポート保証)

「経営サポート会議」(詳しくはP.26をご参照ください。)での検討等により作成した事業再生に係る計画に従って、事業再生を行う中小企業者の資金調達を支援しています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて業況が悪化している中、上記により作成された計画を利用することで、保証料負担が大幅に軽減される「経営改善サポート保証(感染症対応型)」の活用を通じ、事業再生に向けた支援を行っています。

### ■条件変更改善型借換保証

条件変更を実施しているため前向きな金融支援を受けることが難しい方を対象とした保証です。金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けながら、経営改善の見込まれる事業計画の策定が可能な方に対し、借換と同時に追加資金の調達を支援することにより、月々の返済額の軽減および資金調達の円滑化を図っています。

### ■令和3年度 経営改善に係る保証状況

(単位:件・百万円)

|               | 保証承諾       |               |              |              | 保証債務残高       |              |               |              |
|---------------|------------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|--------------|
|               | 件数         | (対前年比)        | 金額           | (対前年比)       | 件数           | (対前年比)       | 金額            | (対前年比)       |
| 経営改善に係る保証     |            |               |              |              |              |              |               |              |
| 経営力強化保証       | 244        | 116.2%        | 5,035        | 96.2%        | 5,146        | 82.4%        | 70,419        | 72.5%        |
| 経営改善サポート保証(※) | 85         | 139.3%        | 3,487        | 120.9%       | 719          | 102.9%       | 22,679        | 97.7%        |
| 条件変更改善型借換保証   | 7          | 38.9%         | 171          | 25.8%        | 215          | 94.3%        | 5,358         | 87.1%        |
| <b>合計</b>     | <b>336</b> | <b>116.3%</b> | <b>8,693</b> | <b>99.0%</b> | <b>6,080</b> | <b>84.8%</b> | <b>98,455</b> | <b>77.9%</b> |

(※)「経営改善サポート保証(感染症対応型)」を含みます。



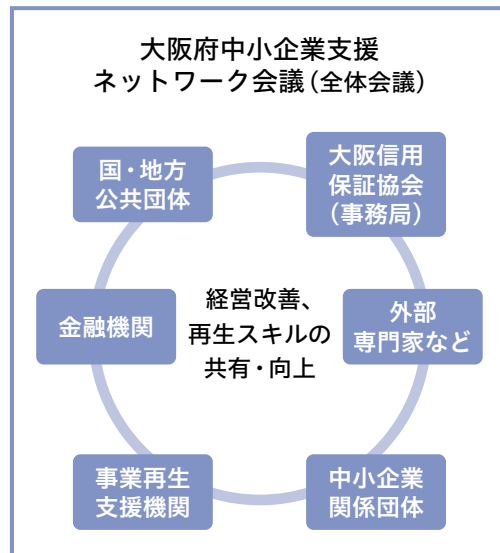
## 大阪府中小企業支援ネットワークについて

地域の関係者の力を総動員して、中小企業者の経営改善や再生を促す環境を整備することを目的として、都道府県単位で「中小企業支援ネットワーク」が構築されています。

大阪府中小企業支援ネットワークは、大阪府内の中小企業者を支援する機関（金融機関、事業再生の実務家、法務・会計・税務等の専門家、中小企業団体、国、地方公共団体等）による連携支援体制です。当協会が事務局となり、大阪府中小企業支援ネットワーク会議（全体会議）および経営サポート会議（個別会議）を開催し、ネットワークの強化に努めています。

### ■大阪府中小企業支援ネットワーク会議の開催・・・・・・・・

当会議は、中小企業者の経営改善・事業承継等に携わる関係者が、各局面の最新情報等を共有することで、地域の中小企業者への支援体制を整えることを目的に開催しています。



### ●第17回 大阪府中小企業支援ネットワーク会議

|       |  |
|-------|--|
| 開催日時  | 令和3年7月16日（金） 14:00～16:30   |
| 開催方法  | オンライン  |
| 参加機関数 | 43機関   |
| 講演内容  | 「最近の中小企業施策について」（近畿経済産業局）<br>「事業継続力強化計画（簡易版BCP）について」（独立行政法人中小企業基盤整備機構 近畿本部）<br>「金融機関が行う経営改善支援のポイント」（株式会社日本政策金融公庫） |

### ●第18回 大阪府中小企業支援ネットワーク会議

|       |  |
|-------|--|
| 開催日時  | 令和4年2月7日（月） 14:00～16:30  |
| 開催方法  | オンライン  |
| 参加機関数 | 47機関   |
| 講演内容  | 「最近の中小企業政策について～地域が活用できる施策～」(近畿経済産業局)<br>「2021 事務年度金融行政方針について～事業者支援態勢構築プロジェクトの進捗報告～」(近畿財務局)<br>「コロナ出口に向けた協調支援体制構築の重要性」(大阪府中小企業活性化協議会 ※)<br>「事業再構築補助金申請計画における企業支援について」(株式会社池田泉州銀行) |

※令和4年4月1日付で「大阪府中小企業再生支援協議会」から「大阪府中小企業活性化協議会」に名称変更されています。

当協会の概要

中期事業計画と  
経営計画

当協会の  
取組み

信用保証の  
しくみ

個人情報保護宣言・  
コンプライアンス

信用保証の  
利用概要

令和3年度  
事業報告

信用保証実績

組織機構

本店・支店と  
保証業務区域

お問い合わせ  
窓口

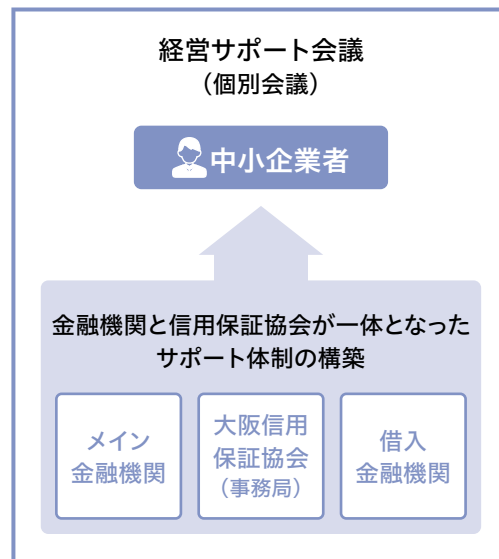


## ■経営サポート会議の開催

個々のお客さまを対象に随時開催している会議で、お客さま・金融機関・当協会が一堂に会し情報共有を図っています。お客さまから「1年間の事業活動」「次年度以降の事業計画」「今後の資金調達計画・資金繰り状況」「現状抱える経営課題」等を報告いただき、意見交換の後、必要に応じて経営改善についての助言等を行い、金融機関と当協会が一体となってお客さまへのサポートを行います。

お客さまは、複数の金融機関と信用保証協会それぞれに同じ説明をする必要がなくなり、金融機関は、他機関と支援の足並みを揃えやすいというメリットがあります。また、事業再生計画実施関連保証（通称：経営改善サポート保証）のご利用時における事業再生計画への合意形成に向けた意見交換の場としてもご利用いただけます。

今年度は、Web会議システムを使用したオンライン開催も含め48回開催しました。



## 実務者ミーティングの開催

府内中小企業者の経営支援および再生支援を促進するため、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、大阪府中小企業活性化協議会および当協会が一堂に会し、合同実務者ミーティングを開催しました。再生支援業務に携わる実務者の連携を深め、取組施策や事例・ノウハウ等の共有を図ることで、より実効性の高い支援態勢の構築に努めました。

また、株式会社日本政策金融公庫や株式会社商工組合中央金庫とも、それぞれ個別での実務者ミーティングを随時開催し、連携の強化を図りました。

## 中小企業活性化協議会との連携強化

再生支援業務の円滑化を図り、連携を強化することを目的に、大阪府中小企業活性化協議会と月1回程度の定期的な意見交換を行っています。加えて、令和3年12月10日（金）には、同協議会の方をお招きし、当協会の関連部署を対象に勉強会を開催しました。

今後も、長引く新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者を支援するために、お互いの再生支援の取組みについて理解を深め、協力関係を深めてまいります。

## 中小企業活性化全国本部から感謝状授受

当協会が地域の中小企業活性化事業に貢献したことが評価され、令和4年3月28日（月）に中小企業活性化全国本部から4年連続で感謝状をいただきました。

今後も、中小企業活性化協議会をはじめ、金融機関、各関係機関等と連携し、より一層再生支援の取組みを強化してまいります。



当協会の概要

経営計画  
中期事業計画と取組み  
当協会のしくみ  
信用保証の個人情報保護宣言・  
コンプライアンス利用概要  
信用保証の事業報告  
令和3年度

信用保証実績

組織機構

本店・支店と  
保証業務区域お問い合わせ  
窓口

## 地方創生ファンドへの出資について

当協会では、創業や中小企業者の経営の改善や発達を支援することを目的とする次の3つの地方創生ファンドへ出資を行っています。

### ■ 関西イノベーションネットワーク投資事業有限責任組合 (通称：イノベーションファンド25)

地域社会における新事業の創出等産業振興に寄与し、大阪・関西の地域経済の発展や雇用の確保に繋がると判断される事業者への成長支援を通じ大阪・関西地域の活性化を目的としています。

|          |   |
|----------|---|
| ファンド総額   | 15.6億円【追加募集により最大25億円程度】(うち当協会出資額2億円)  |
| 組員       | 無限責任組員：池田泉州キャピタル(株)<br>有限責任組員：大阪信用保証協会、(株)池田泉州銀行、ロート製薬(株)、岩谷ベンチャーキャピタル(同)、塩野義製薬(株)、エネサーブ(株)、(株)ゆうちょ銀行、日本生命保険(相)、ダイキン工業(株)、阪急阪神ホールディングス(株) |
| 設立日・存続期間 | 令和元年9月20日から10年  |
| 主な投資対象   | 大阪・関西万博が目指す「SDGsが達成される社会」「Society5.0の実現」に貢献する技術・ビジネスモデルを持った企業   |
| 投資形態     | 普通株式、優先株式、新株予約権、金銭債権 等  |
| 投資実績     | 16件/642,687,372円  |

### ■ おおさか事業承継・創業支援投資事業有限責任組合 (通称：おおさか事業承継・創業支援ファンド)

円滑な事業承継および創業・第二創業に取組む中小企業者を支援し、雇用の確保・地域経済の活性化を通じ、地方創生に貢献することを目的としています。

|          |  |
|----------|--|
| ファンド総額   | 5億円(うち当協会出資額2億円)                                       |
| 組員       | 無限責任組員：フューチャーベンチャーキャピタル(株)<br>有限責任組員：大阪信用保証協会、大阪信用金庫   |
| 設立日・存続期間 | 令和元年9月30日から10年   |
| 主な投資対象   | 大阪信用金庫、大阪信用保証協会の営業エリア内に本社または拠点を置き、事業承継および創業・第二創業に取組む企業 |
| 投資形態     | 普通株式、種類株式、新株予約権 等                                      |
| 投資実績     | 7件/129,122,900円  |

### ■ O S A K A 地域成長・創業支援投資事業有限責任組合 (通称：City・Simpoステップアップファンド)

「経営改善に取組みつつ次の成長に向けた資金を必要とする企業」や「創業または創業後まもないが今後の成長が期待される企業」への支援を通じ、大阪経済の活性化に貢献することを目的としています。

|          |  |
|----------|--|
| ファンド総額   | 5億円(うち当協会出資額2億円)   |
| 組員       | 無限責任組員：信金キャピタル(株)<br>有限責任組員：大阪信用保証協会、大阪シティ信用金庫                                 |
| 設立日・存続期間 | 令和2年2月3日から10年  |
| 主な投資対象   | 大阪信用保証協会、大阪シティ信用金庫の営業区域に拠点を有し、経営改善に取組み次の成長が見込める事業者や創業または創業後まもないが今後の成長が期待できる事業者 |
| 投資形態     | 普通株式、種類株式、新株予約権 等  |
| 投資実績     | 2件/110,000,000円  |

(注) 各ファンドの概要は、令和4年3月31日時点の内容になります。

当協会の概要

中期事業計画と  
経営計画

当協会の  
取組み

信用保証の  
しくみ

個人情報保護宣言・  
コンプライアンス

信用保証の  
利用概要

令和3年度  
事業報告

信用保証実績

組織機構

本店・支店と  
保証業務区域

お問い合わせ

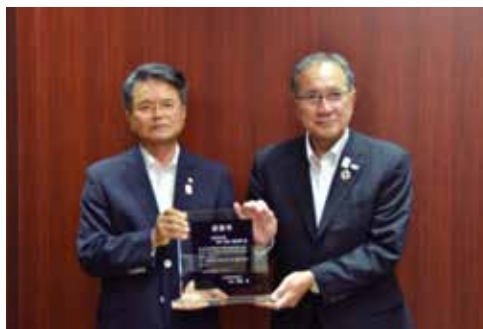
## 金融機関感謝制度

府内中小企業金融の円滑化や中小企業者への創業支援、経営改善支援等に資することを目的とし、当協会との連携のもと、多様な資金供給を通じて中小企業者の振興発展に貢献いただいた金融機関に感謝の意を表すため、金融機関感謝制度を実施しています。

令和3年度感謝店舗としては、母店表彰2金融機関、営業店表彰9金融機関21営業店を選定しました。



大阪シティ信用金庫



大阪信用金庫

## 信用保証利用企業動向調査の実施

府内の中小企業・小規模事業者の景況・金融動向等を把握するため、株式会社日本政策金融公庫と共同で、信用保証制度を利用されている企業の皆さまのご協力を得て、四半期ごとにアンケート調査を行っています。

実施結果は、株式会社日本政策金融公庫のWebサイトや当協会広報誌「Simpo」に掲載しています。

## 大学講義の取組み

当協会の認知度と信用保証制度への理解度向上を目的として、産学連携を見据え大学生向けの講義等を行っています。

今年度は、昨年度に引き続きコロナ禍の影響による対面授業の制限があったため、当協会で作成した講義動画を提供し、令和3年12月から令和4年1月にかけて各大学の講義においてオンデマンド形式で配信しました。

### ≫近畿大学

テーマ：「未来の社長のための信用保証協会講座」

### ≫大阪府立大学、立命館大学

テーマ：「中小企業金融における信用補完制度について」

また、令和3年10月には、中小企業の取巻く環境について研究されている関西大学 石田ゼミの方々にお越しいただき、対面にて講義を行いました。当協会の経営支援の取組み等を説明し、中小企業金融や地域金融機関のあり方など質疑応答形式で理解を深めていただきました。



## SDGsの取組み

令和元年10月に、SDGsの趣旨に賛同し地域貢献への基本的な方針として、「大阪信用保証協会SDGs宣言」を策定しました。

### 大阪信用保証協会SDGs宣言

大阪信用保証協会は、「中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献する」という信用保証理念のもと、持続可能な開発目標 (SDGs) の趣旨に賛同するとともに、信用保証協会の公共性と社会的責任、セーフティネット機能としての重要な役割を認識し、中小企業者の金融の円滑化、事業活動の創造・維持・発展をサポートし、地方創生に努めてまいります。



「SDGs宣言」とあわせて、「SDGsの取組み事項」をWebサイトにて公表しています。

■SDGs推進保証「ウイング」の取扱開始 (P.17をご参照ください。)

■大阪・関西万博への参加

2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)の開催に向けて、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会が実施する「TEAM EXPO 2025」プログラム(※)において、当協会は「共創パートナー」に登録されました。

今後、『中小企業者が輝く「未来」の架け橋として、金融と経営の一体支援で全力サポート!』を取組目標に掲げ、大阪・関西万博の成功に向けた取組みを進めてまいります。



### ※「TEAM EXPO 2025」とは

大阪・関西万博のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」を実現し、SDGsの達成に貢献するために、国内外において多様な参加者が主体となり、理想とする未来社会を共に創り上げていくことを目指すプログラムです。

■広報物の制作

環境に配慮した紙材とインクを可能な限り使用し、環境への負担軽減に努めました。

## 大阪府「男女いきいき・元気宣言」事業者への登録



「男女いきいき・元気宣言」事業者登録制度は、大阪府が「女性の能力活用」や「仕事と家庭の両立支援」など、男性も女性もいきいきと働くことのできる取組みを進めている事業者を応援する制度で、当協会は平成30年3月13日に登録されました。

当協会では、引き続き男女ともに働きやすく、働きがいのある組織づくりを推進してまいります。



## 反社会的勢力の排除への取組み

信用保証協会の社会的公共性を認識し、大阪府警察との緊密な連携によって暴力団等反社会的勢力を排除し、信用保証業務の適正な運営を図ることを目的として「信用保証協会大阪地区暴力団対策連絡協議会」を設置しています。

令和3年12月に総会を開催し、当協会の反社会的勢力排除の取組みを報告しました。

反社会的勢力排除への備えとして、反社データの蓄積、組織としての反社対応態勢の整備、警察・弁護士等との連携強化などが重要であることを再確認しました。

## 外部評価委員会の実施

令和3年7月に外部有識者で構成される外部評価委員会を開催し、委員の意見・アドバイスを踏まえて、「第5次中期事業計画（平成30年度～令和2年度）の評価」、「令和2年度経営計画の評価」および「令和2年度コンプライアンス態勢および運営状況の評価」を作成しました。

評価内容は近畿経済産業局を通じ経済産業大臣に報告するとともに、経営の透明性を確保する観点から、当協会Webサイトに掲載しています。

## ORBITシステムの機能強化に向けた取組み

ORBITシステムは、信用保証協会の事務の効率化および省力化ならびにシステムリスクの縮減を目的として開発した保証協会業務共同化システムで、借換時の保証料精算機能や、平成26年1月から全国の信用保証協会に先駆けて実施している信用保証書のインターネット配信機能など、中小企業者、金融機関の皆さまの利便性向上を図る機能を盛り込んでおり、現在8信用保証協会が利用しています。

全国信用保証協会連合会が主体となり取り纏めている保証申込の電子化について、当協会は同システムの運営会社である「保証協会コンピュータサービス株式会社」と連携し、令和4年度中の稼働に向けて注力しています。

### ■ 運営会社の概要

**組織形態** 株式会社

**商号** 保証協会コンピュータサービス株式会社（略称：HCS株）

**所在地** 大阪府門真市新橋町34-21

**設立年月日** 平成27年6月1日



## 保証申込書類等の簡素化・押印レス化

中小企業者および金融機関の利便性向上を図るため、令和3年4月1日から保証申込書類等の簡素化および押印レス化を実施しています。

本取組みにより、コロナ禍で求められる非対面・非接触かつ迅速な保証申込手続きが可能となります。

また、本取組みは令和4年度の保証申込の電子化を見据えたものでもあります。当協会は従前から一部金融機関との間で事前相談を電子化しており、事前相談から信用保証書発行までの完全電子化を目指して取組んでまいります。



## Webサイトの活用

当協会の取組み、新型コロナウイルス感染症対応の保証制度、創業・経営支援等について、タイムリーな情報発信を行っています。

今年度は、創業・経営支援に関するイベントスケジュールを案内するページ「イベントカレンダー」を新たに作成しました。また、トップページに「イベントカレンダー」にリンクするバナーを設けるなど、各支援内容ページにリンクするバナーを見直しし、お客さまの利便性向上にも努めました。



また、学生の方々に当協会の業務内容や職場の雰囲気についてより分かりやすく伝えるため、採用情報ページをリニューアルしました。

先輩職員紹介ページを設け、若手座談会や管理職のキャリア紹介を掲載することで、学生の方々が当協会で働くイメージを抱きやすいよう努めました。

## 「LINE公式アカウント」の活用

令和2年4月に、「LINE公式アカウント」サービスを用いた情報発信を開始しました。友だち登録していただいた皆さまに有益な情報を直接、適時配信することにより、広報の充実を図っています。

LINE公式アカウントのお友だち登録者数の増加を目指し、令和3年11月1日(月)から令和4年1月31日(月)に「LINEお友だち登録者プレゼントキャンペーン」を実施しました。期間中に331人の方に新規登録いただき、令和4年1月31日時点で登録者数が1,659人になりました。

### ■LINE公式アカウント

LINEの友だち追加から  
右の2次元コードを読み取って  
ください。



# 発刊物による広報(当協会Webサイトにも掲載しています。)

## 当協会をはじめてご利用になるお客さま向け

### ■「信用保証のご案内」

信用保証のしくみや当協会が取扱う各種保証制度の概要をまとめた「信用保証のご案内」を作成し、窓口にご相談に来られたお客さまにお渡ししています。また、創業・経営支援イベント等でも配布しています。



## 創業支援・経営支援のご案内

当協会が実施しているさまざまな創業・経営支援施策について、取り纏めたリーフレットを作成し、各種イベントや当協会窓口にて配布しています。

当協会が信用保証だけでなく、府内中小企業・小規模事業者の皆さまに対し、さまざまな経営支援を行っていることを知っていただける内容となっています。

### ■創業支援施策リーフレット

創業期の方向けの支援施策をご紹介します。お客さまの創業ステージにおけるお悩みに対応する支援策が一目でわかるよう工夫しました。



### ■経営支援施策リーフレット

中小企業者の皆さまへの経営支援施策をご紹介します。経営の「お悩み」に対応する支援策がわかるよう工夫しました。



当協会の概要

中期事業計画と  
経営計画

当協会の  
取組み

信用保証の  
しくみ

個人情報保護宣言・  
コンプライアンス

信用保証の  
利用概要

令和3年度  
事業報告

信用保証実績

組織機構

本店・支店と  
保証業務区域

お問い合わせ  
窓口



当協会の概要

中期事業計画と  
経営計画

当協会の  
取組み

信用保証の  
しくみ

個人情報保護宣言・  
コンプライアンス

信用保証の  
利用概要

令和3年度  
事業報告

信用保証実績

組織機構

本店・支店と  
保証業務区域

お問い合わせ

■事業承継支援施策リーフレット

事業承継に係る保証制度をご案内しています。各種保証制度の利用要件となる事業承継形態やポイント等をわかりやすく説明したものとなっています。



金融機関ご担当者さま向け

■「信用保証の手引き」

金融機関の皆さまへ、保証取扱いのポイントと保証制度の概要を簡潔に紹介した手引書として、「信用保証の手引き」(金融機関用)を作成しています。

■広報誌「Simpo」

広報誌「Simpo」を年4回発行し、当協会の取組みや信用保証利用企業動向調査の結果に加え、四半期毎の統計資料等を公表しています。

当協会を身近に感じていただけるように、当協会の各事業所を連載して紹介しました。昨年度は各支店を、今年度は本店内各部署を案内しました。

また、当協会のSDGsの取組みを連載し、SDGsの普及促進にも努めました。



## つり革広告の実施

地下鉄車内のつり革に令和3年9月から企業内容広告を掲載しました。

Osaka Metroで利用者が最も多い御堂筋線の車両1両をジャックするもので、当協会のキャッチコピーである「がんばるあなたを全力でサポート ええやん、保証協会」を用い、親しみやすくかつ分かりやすい内容としました。



当協会の概要

中期事業計画と  
経営計画取組み  
当協会の信用保証の  
しくみ個人情報保護宣言・  
コンプライアンス信用保証の  
利用概要令和3年度  
事業報告

信用保証実績

組織機構

本店・支店と  
保証業務区域お問い合わせ  
窓口

## 車内ガイド放送(アナウンス広告)の実施

当協会の知名度向上を図るため、令和4年4月からOsaka Metro 中央線「堺筋本町駅」(当協会サポートオフィスの最寄駅)到着時の車内アナウンスを実施しています。

次は堺筋本町、堺筋本町～

「中小企業の金融・経営をサポート 大阪信用保証協会」へお越しの方は次でお降りください。

## 千里支店のリニューアルオープンと千里事務センターの開設

コロナ禍において、お客さまおよび職員の安全に配慮した快適な事務所環境を整備するため、令和4年1月11日(火)に当協会千里支店をフロア移転(千里信用保証ビル4階から1・2階へ)し、リニューアルオープンしました。

また、千里信用保証ビル4階には千里事務センターを開設し、令和4年4月4日(月)から事務部(本店から移転)が業務を開始しています。

千里支店および千里事務センターが、お客さまの事業継続・発展や利便性向上に一層貢献できるよう、引き続き努めてまいります。

## 新型コロナウイルス感染症に対する安全措置対策

お客さまおよび職員の新型コロナウイルス感染症対策として以下の取組みを継続しています。

### 1 防疫対策

- 消毒液の設置
- 非接触式体温検知器の設置
- 抗ウイルスコーティング剤の塗布
- 接客ブース・執務室・会議室内の亚克力ボード等での飛沫感染防止措置

### 2 役職員の健康管理

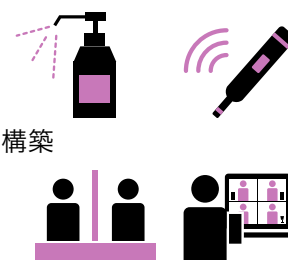
- 体調管理・検温の徹底
- 職員および同居家族の健康状況報告
- PCR検査キットの備蓄(事務所内のクラスター対策)

### 3 勤務形態に係る対応

- 役職員の時差出退勤
- 執務スペースの分散・スプリット勤務体制の構築
- 役員・一部スタッフ部門のテレワークの実施

### 4 業務の内容の縮減および新たな展開

- 経営支援イベント等のオンライン開催
- Web会議の実施





## 信用補完制度のしくみ

信用補完制度とは、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ信用保証制度と、信用保証協会が株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」といいます。)保険部門に対して再保険を行う信用保険制度の総称です。

信用保証制度と信用保険制度が有機的に結合することにより信用補完制度が機能し、中小企業金融の円滑化に貢献しています。

信用補完制度とは「信用保証制度」と「信用保険制度」の総称です。

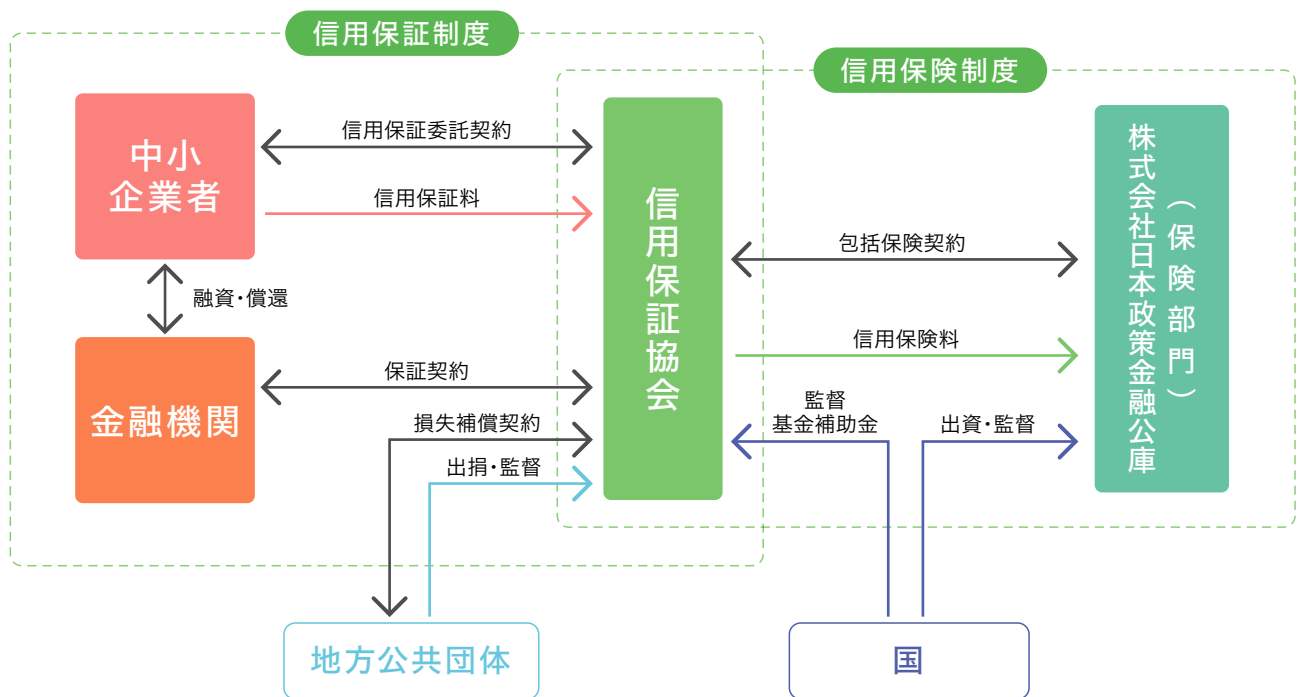
### 信用保証制度

中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際、信用保証協会が公的な保証人となることにより、中小企業者の資金繰りを支援する制度です。信用保証協会は融資実行に際し、信用保証料を受領し、また融資が返済不履行になった場合は金融機関に対し代位弁済を行います。

### 信用保険制度

信用保証協会は公庫と信用保険契約(包括保険契約)を結んでいるため、保証付融資につき信用保険料を支払います。信用保証協会は、保証付融資が返済不履行になった場合、金融機関に対し代位弁済を行い、代位弁済額の内、一定割合の金額を公庫より保険金として受領します。

## 信用補完制度のしくみ



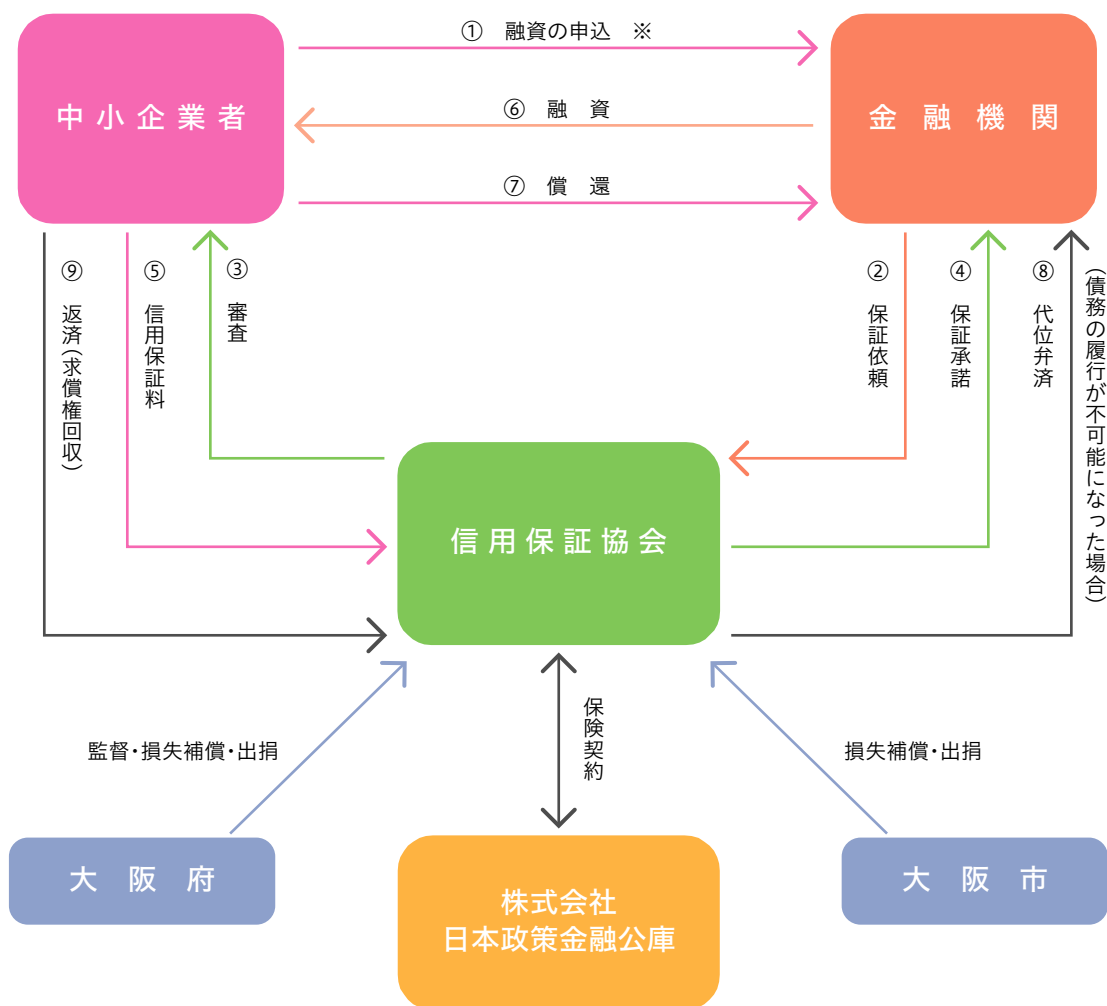
※公庫は、全額国が出資している法人です。したがって、保証の要件、資格、対象業種、資金使途などについては、公庫の規定に準拠しています。

## 信用保証制度のしくみ

信用保証協会は、中小企業者が金融機関から融資を受けるとき、または中小企業者が社債を発行するとき、その債務の保証を行う公的機関です。

万一、何らかの事情により、中小企業者が債務の履行が不可能になった場合、中小企業者に代わって、保証人として金融機関または社債権者に債務の履行(これを「代位弁済」といいます。)を行います。

代位弁済によって求償権を取得し債権者となった信用保証協会は、中小企業者等の実状に応じて求償権の回収を行います。



※一部の大阪府融資制度につきましては、当協会・大阪府等もご相談・お申込窓口となっています。

当協会の概要

中期事業計画と経営計画

当協会の取り組み

信用保証のしくみ

個人情報保護宣言・コンプライアンス

信用保証の利用概要

令和3年度事業報告

信用保証実績

組織機構

本店・支店と保証業務区域

お問い合わせ窓口

## 信用保険制度のしくみ

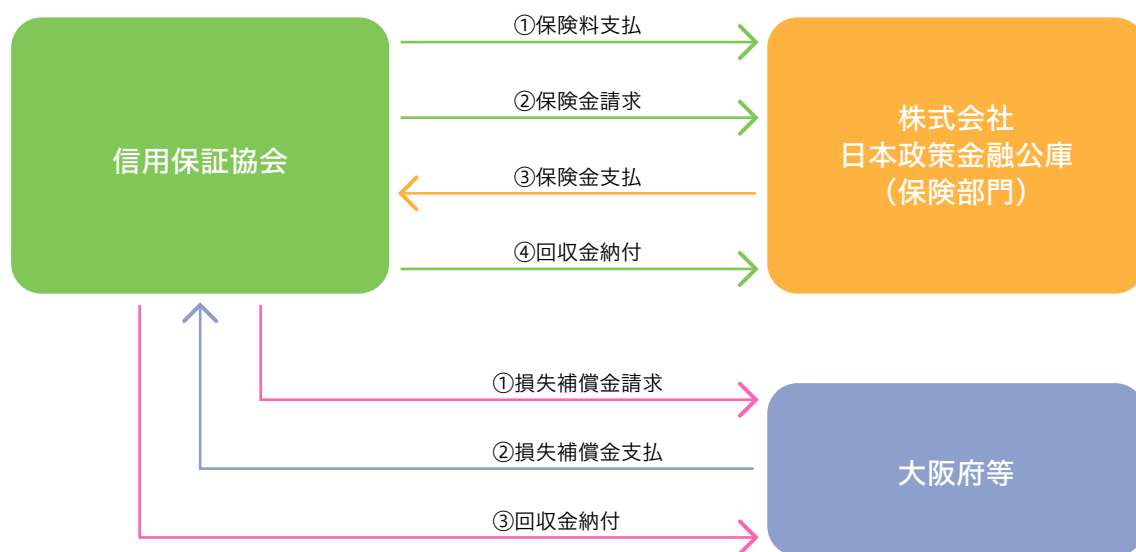
信用保険制度の当事者は、公庫と信用保証協会の二者です。公庫と信用保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。

- ①信用保証協会は保証付融資につき、公庫に保険料を支払い、保険を掛けます。
- ②信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、公庫に保険金の請求を行います。
- ③公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の一定割合（概ね70%から80%）を保険金として信用保証協会に支払います。
- ④信用保証協会は、代位弁済により取得した求償権の回収金を、保険金の受領割合に応じて公庫に納付します。

## 損失補償制度のしくみ

損失補償制度とは、信用保証協会が代位弁済した場合、公庫からの保険金で補てんされない部分について、一定割合で損失補償金を受領するしくみのことです。この制度は、損失補償契約に基づくもので、代表的なものとして、大阪府融資制度に係る大阪府との損失補償契約があります。

- ①信用保証協会は、金融機関に代位弁済し公庫から保険金を受領した後、大阪府等に対し損失補償金の請求を行います。
- ②大阪府等は、代位弁済した元利金額の一定割合を損失補償金として信用保証協会に支払います。
- ③信用保証協会は、代位弁済した求償権の回収金を、損失補償金の受領割合に応じて大阪府等に納付します。



## 責任共有制度のしくみ

平成19年10月1日より全国の信用保証協会において、責任共有制度を導入しました。

責任共有制度は、信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して、中小企業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行およびその後における経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を行うことを目的としています。

責任共有制度には、負担金方式、部分保証方式の2つの保証方式があります。制度導入時にいずれの方式を採用するか金融機関にて選択いただいています。

負担金方式は、貸付金額の全額が代位弁済の対象となり(100%保証)、金融機関と信用保証協会との特約に基づき、代位弁済後に一定割合(20%)の負担金を金融機関が信用保証協会に拠出する方式です。(※下記に補足説明を記載)

部分保証方式は、貸付金額の一定割合(80%)を信用保証協会が信用保証し、残りの非保証部分(20%)については、金融機関のプロパー債権となる方式です。

|       | 【負担金方式】                     | 【部分保証方式】                     |
|-------|-----------------------------|------------------------------|
| 保証時   | 保証部分(100%)                  | 保証部分(80%) 非保証部分(20%)         |
| 代位弁済時 | 保証協会からの代位弁済額(100%) 負担金(20%) | 保証協会からの代位弁済額(80%) プロパー分(20%) |

金融機関の選択方式にかかわらず、特定社債保証、流動資産担保融資保証など、部分保証方式のみの取扱いとなる保証制度があります。

また、経営安定関連特例1号～4号、6号に係る保証、危機関連保証、創業関連特例に係る保証、小口零細企業保証、特別小口保険に係る保証など、責任共有制度の対象とならない保証制度があります。

※信用補完制度を持続可能なものとする観点から、負担金方式を選択した金融機関から信用保証協会が受領した負担金(平成24年度以降の協会受領分)の一定割合を公庫へ納付します。

(公庫は、信用保証協会の保証に対して保険を引き受けており、代位弁済の際に信用保証協会に対して元本金額の一定割合を保険金として支払っているため、信用保証協会が金融機関から受領した負担金の一定割合を公庫へ納付します。)



## 個人情報保護宣言

大阪信用保証協会は信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

### 1. 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)(以下「個人情報保護法」という。)等の法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取扱います。

### 2. 個人情報の取得・利用・提供

- ①当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会Webサイトまたは備え付けのパンフレットの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ②取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記の利用目的以外には使用いたしません。
- ③取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- ④お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外には使用いたしません。

### 3. 個人データの適正管理

当協会は、お客様の個人データについて、組織的・人的・物理的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

なお、安全管理措置の主な内容につきましては、当協会Webサイトまたは備え付けのパンフレットの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の9.「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

### 4. 個人情報保護の維持・改善

当協会はお客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

## 5. 個人データの委託

当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。

委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検等を行います。

## 6. 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示およびその利用目的の通知を求めることができます。

## 7. 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止・消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の個人情報相談窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。

上記6・7の具体的な手続につきましては当協会Webサイトまたは備え付けのパンフレットの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.(3)『「開示等の求め」に応じる手続等に関する事項』をご覧ください。

## 8. 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取組みます。

## 9. 個人情報相談窓口

当協会における個人情報等に関する各種お問い合わせ窓口は以下のとおりです。

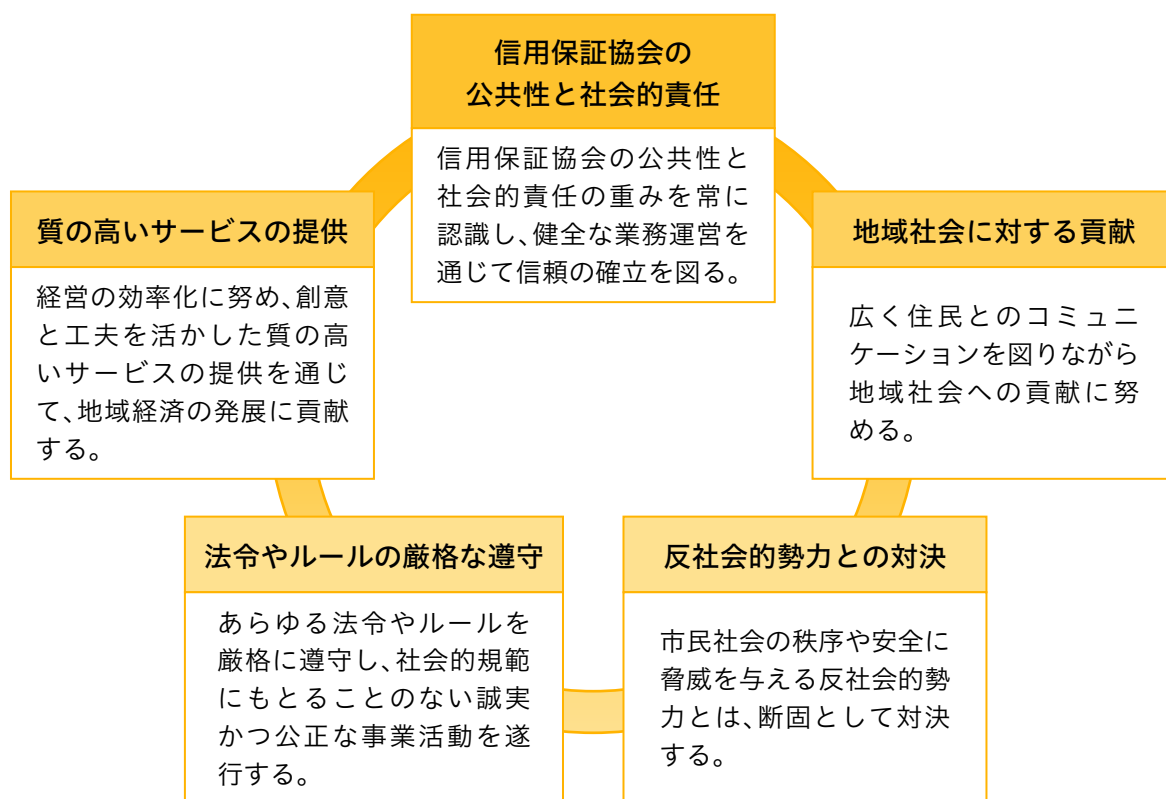
|          |       |           |                 |              |
|----------|-------|-----------|-----------------|--------------|
| 本店       | 総務課   | 〒530-8214 | 大阪市北区梅田3丁目3番20号 | 06-6131-7567 |
| サポートオフィス | 経営相談課 | 〒541-0053 | 大阪市中央区本町1丁目4番5号 | 06-6260-1730 |
| 堺支店      | 保証事務課 | 〒590-0946 | 堺市堺区熊野町東3丁目1番4号 | 072-223-3011 |
| 東大阪支店    | 業務管理課 | 〒577-0035 | 東大阪市御厨中2丁目1番1号  | 06-6781-9511 |
| 門真支店     | 業務管理課 | 〒571-8567 | 門真市新橋町34番21号    | 06-6906-2511 |
| 千里支店     | 業務管理課 | 〒560-0082 | 豊中市新千里東町1丁目2番4号 | 06-6835-3005 |

## コンプライアンス

当協会が、中小企業者の金融円滑化という設立目的を持続的に果たしていくためには、業務の健全性を維持し、社会の信頼を得ることがなによりも必要であると考えています。そのためには、あらゆる法令やルールを遵守し、誠実かつ公正な業務の執行が必要であり、コンプライアンスに関するマニュアルを定め、リスク管理の重要性を認識し、適正に業務を遂行し、社会的責任・経営目標を達成することで、地域経済・社会への貢献を果たしてまいります。

また、情報管理の重要性を認識し、適切な運用に努めています。

### ■倫理基準



### ■コンプライアンスへの取組み

1. コンプライアンスにおいては、役職員全員の意識を高めることが重要と考え、以下の取組みを実践しています。

1. コンプライアンスを推進し、コンプライアンス態勢の維持、強化を図るため「コンプライアンス委員会」を設置しています。
2. 法令等遵守態勢を実現する手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を制定しています。
3. 具体的な行動計画を策定し、達成状況を適切に評価するため、「コンプライアンス・プログラム」を策定しています。

II. 不正利用者、反社会的勢力等に対して、捜査当局等の関係機関と連携し、断固とした姿勢で臨み、適正な信用保証に努めています。

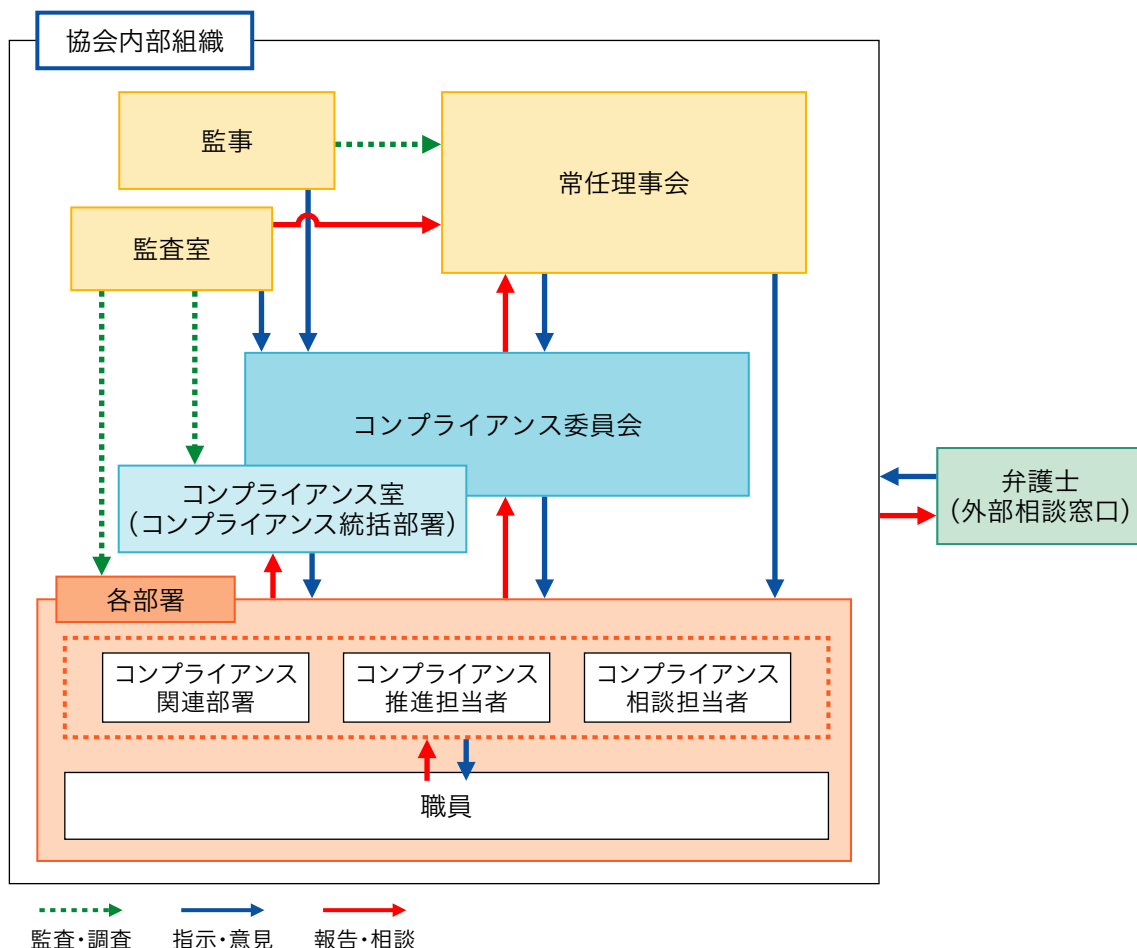
1. 申込書への虚偽・不実記載の申し込みはお断りします。
2. 添付公文書・私文書の偽造の申し込みはお断りします。
3. 金融あっせん屋等が介在、介入する申し込みはお断りします。



III. 保証審査の公平性と透明性の確保に努めています。

1. 第三者の「信用調査における同席および交渉」をお断りします。
2. 第三者からの「保証審査に関する問い合わせおよび交渉」をお断りします。
  - ◆ 悪質な場合は今後の利用もお断りします。
  - ◆ 犯罪となる場合は告訴・告発いたします。
  - ◆ 第三者には加入団体、地域の世話役、コンサルタント・顧問税理士等も含まれます。  
(ここでいう第三者には、金融機関等取扱機関を含みません。)
  - ◆ 第三者との申込人の顧客情報にかかわるやりとりは、個人情報保護法などの法令および当協会の規定により規制されています。
  - ◆ その他、第三者に関連する法令としていわゆる出資法や、いわゆる公職者等のあっせん利得処罰法の規定があります。

■ コンプライアンス体制図



当協会の概要

中期事業計画と経営計画

当協会の取組み

信用保証のしくみ

個人情報保護宣言・コンプライアンス

信用保証の利用概要

令和3年度事業報告

信用保証実績

組織機構

本店・支店と保証業務区域

お問い合わせ窓口



## ■情報管理への取組み

### 情報セキュリティポリシー

大阪信用保証協会は、業務遂行を目的として保有する情報資産を、漏えい、き損、改ざんなど様々な脅威から保護し安全な状態を維持するため、以下のとおり情報セキュリティポリシーを定めます。

1. 当協会は、保有する情報資産を保護するため、情報セキュリティ態勢(組織体制とその運用等)の維持・充実に努めます。
2. 当協会は、情報セキュリティに問題が生じた場合、関連法令等に基づき、原因究明や再発防止など適正な対処に努めます。
3. 当協会は、役職員等に対し、情報セキュリティに関する知識の向上・意識の醸成に努めます。
4. 当協会は、技術の進展、社会的環境の変化に応じて、情報セキュリティ態勢を継続的に見直し、改善することに努めます。

保証業務を行うために収集、作成、活用する情報は、当協会にとって貴重な財産であり、これらの情報を安全に効率良く活用するための基盤を構築し、適切な管理を推進していくことが必要です。

保有する情報資産を守るため、基本的な指針として「情報セキュリティポリシー」を制定し、情報セキュリティ態勢の整備、継続的改善に努めています。

役職員が情報に対する適切な管理の重要性を認識し、個人情報保護法の遵守を基本に適正な運用に取り組んでいます。

## ■顧客サービス向上への取組み

「顧客サービス向上委員会」を設置し、お客さまの立場にたった親身な実務対応や接遇面のサービス向上に努めています。

さらに、経営支援部において外部との連携を図りつつ経営相談等の経営支援や創業支援、企業支援部再生支援課において再生支援に関する相談を行い、並行して本店・各支店の窓口(総合相談窓口(P.74～75をご参照ください。))を設置し、一層きめ細やかな対応を行っていく態勢を整えています。

## 信用保証の対象

### ■企業規模

中小企業信用保険法等に定める中小企業者で、常用従業員数または資本金(出資金)が次表のいずれかに該当する必要があります。

| 業 種   | 常用従業員数 | 資本金(出資金)  |
|---|--------|-----------|
| 製 造 業 等   | 300人以下 | 3億円以下     |
| ゴム製品製造業<br>(自動車または航空機用タイヤおよび<br>チューブ製造業ならびに工業用ベル<br>ト製造業を除く。) | 900人以下 |           |
| 卸 売 業   | 100人以下 | 1億円以下     |
| サ ー ビ ス 業   | 100人以下 | 5,000万円以下 |
| 旅 館 業   | 200人以下 |           |
| 小 売 業 (飲食店を含む。)   | 50人以下  | 5,000万円以下 |
| 医業を主たる事業とする法人   | 300人以下 | —         |

- (注)**
- 製造業等には、建設業・運送業・不動産業・倉庫業・ソフトウェア業・情報処理サービス業・旅行業などを含みます。  
ただし、倉庫業の中の「物品預り・駐車場業」は、常用従業員数100人以下、資本金5,000万円以下となります。
  - 組合の場合は、別の条件が定められています。
  - 特定非営利活動法人については、常用従業員数が300人(小売業については50人、卸売業またはサービス業については100人)以下の法人。(保証制度により利用できない場合がありますので、当協会窓口までお問い合わせください。)
  - 保証制度により業歴等の要件が定められている場合があります。

### ■営業区域および業歴

大阪府内で事業を行っている方が対象です。

なお、保証制度毎に業歴等の要件が定められている場合があります。

### ■資金使途

信用保証の対象となる資金使途は、事業資金のみです。

当協会の概要

中期事業計画と  
経営計画

当協会の  
取組み

信用保証の  
しくみ

個人情報保護宣言・  
コンプライアンス

信用保証の  
利用概要

令和3年度  
事業報告

信用保証実績

組織機構

本店・支店と  
保証業務区域

お問い合わせ  
窓口

## ■対象業種

中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業のほとんどの業種でご利用いただけます。ただし、以下の業種の方はご利用いただくことができません。

1. 農業、林業(素材生産業および素材生産サービス業を除く。)
2. 漁業
3. 金融業、保険業(保険媒介代理業および保険サービス業を除く。)
4. 集金業、取立業などサービス業の一部
5. 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の適用を受けた飲食店で、公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのあるもの
6. 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に規定する性風俗関連特殊営業等
7. 土地売買業(投機目的とする場合)
8. その他、社会的批判を受けるおそれのあるもの

また、許認可や届出を必要とする事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。

## ■連帯保証人

原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要です。

当協会の連帯保証人は、金融機関で締結する金銭消費貸借契約等の連帯保証人にもなっております。(金融機関により印鑑証明書などを求められる場合がありますので、予めご了承ください。)

なお、実質的な経営権を持つ方や組合における代表理事以外の理事、組合員(組合員が法人の場合はその代表者)など、個々の事情に応じて連帯保証人になっていただく場合があります。

※「民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)」(令和2年4月1日施行)により、連帯保証人になれる方は原則として公証人と直接面会し、「保証意思宣明公正証書」による保証意思確認手続きが必要になります。

ただし、個人事業者のお申し込みの場合の同一事業に従事している配偶者の方、法人のお申し込みの場合の理事・取締役・執行役またはこれらに準ずる方、総株主の議決権の過半数を有する方については公正証書の作成は不要です。

※当協会では、法人と経営者個人の資産・経理等の分離状況等を踏まえ、次の①かつ②の要件に該当する場合、取扱金融機関からのお申し出に基づき、経営者保証を不要とする取扱いを行っています。

- ①取扱金融機関が、信用保証の付かない融資(既存の融資もしくは同時に実行する融資)について、経営者保証を不要としており、かつ、保全も図られていない場合
- ②直近決算期において債務超過でなく、直近二期連続で減価償却前経常利益が赤字でない場合

この他、不動産の担保提供があり、十分な保全が図られる場合も経営者保証を不要とする取扱いを行っています。

また、経営者保証を不要とする保証制度もございます。

## 信用保証料

ご利用となる保証、貸付金額、保証期間、返済方法等に応じて、所定の信用保証料が必要です。

信用保証協会が行う信用保証は、すべて公庫の信用保険に付されることとなっており、お客さまからいただいた信用保証料には、信用保証協会が公庫に支払う信用保険料のほか、信用保証制度を運営する上で必要な費用が含まれています。

### ■弾力化料率を適用する保証

一般保証、特定社債保証等大半の保証が対象となります。

保証料率は、お客さまの決算内容等により下表のとおり区分され、責任共有制度の対象保証には「責任共有保証料率※」、対象外保証には「責任共有外保証料率」が適用されます。

※「責任共有保証料率」とは、信用保証料を貸付金額に対する率で表示したもので、責任共有制度の導入により責任共有制度の対象保証の保証料率は全国統一で「責任共有保証料率」と表示することとなりました。

| 区 分                      |                 | 1     | 2     | 3     | 4     | 5     | 6     | 7     | 8     | 9     |
|--------------------------|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 基本となる<br>責任共有保証料率(年)     | 有担保<br>(通常料率)   | 1.80% | 1.65% | 1.45% | 1.25% | 1.05% | 0.90% | 0.70% | 0.50% | 0.35% |
|                          | 有担保<br>(割引料率※1) | 1.62% | 1.49% | 1.31% | 1.13% | 0.95% | 0.81% | 0.63% | 0.45% | 0.32% |
|                          | 有担保<br>(割引料率※2) | 1.44% | 1.32% | 1.16% | 1.00% | 0.84% | 0.72% | 0.56% | 0.40% | 0.28% |
|                          | 無担保             | 1.90% | 1.75% | 1.55% | 1.35% | 1.15% | 1.00% | 0.80% | 0.60% | 0.45% |
| 特殊保証 ※3 の<br>責任共有保証料率(年) | 有担保             | 1.52% | 1.39% | 1.22% | 1.05% | 0.88% | 0.75% | 0.58% | 0.41% | 0.29% |
|                          | 無担保             | 1.62% | 1.49% | 1.32% | 1.15% | 0.98% | 0.85% | 0.68% | 0.51% | 0.39% |
| 基本となる<br>責任共有外保証料率(年)    | 有担保             | 2.10% | 1.90% | 1.70% | 1.50% | 1.25% | 1.00% | 0.80% | 0.60% | 0.40% |
|                          | 無担保             | 2.20% | 2.00% | 1.80% | 1.60% | 1.35% | 1.10% | 0.90% | 0.70% | 0.50% |

※1 有担保については、当協会独自の割引を実施しています。

※2 提携有担保保証については、さらに割引した料率を適用しています。

※3 特殊保証とは、当座貸越(貸付専用型)根保証、事業者カードローン当座貸越根保証等の根保証のことをいい、低保証料率を適用します。

保証料率区分は、保証のお申し込みをいただいたお客さまの決算内容等を「CRD」によるスコアリングシステムに入力した後、保証審査をふまえ、保証諾否とともに決定します。

お客さまには金融機関からお渡しする「信用保証決定のお知らせ」にてお知らせします。

保証決定までの間にお客さまからのお申し出がある場合、保証料率区分をお答えさせていただくことも可能ですが、あくまでも見込みであり、確定した保証料率区分ではありません。

### ★★「CRD」とは★★

経済産業省(中小企業庁)のバックアップにより、中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設された「中小企業信用リスク情報データベース(Credit Risk Database)」の略称で、信用保証協会や金融機関から中小企業者の財務データ等を収集し、これをデータベース化したものです。現在は非営利法人である「一般社団法人CRD協会」によって運営されています。

CRDは、約170の金融機関等が会員となっている中小企業者に関する日本最大のデータベースです。

※匿名データであり、個々の企業を特定したデータベースではありません。

## ■弾力化料率を適用しない定率の保証

セーフティネット保証(責任共有対象外 年0.90%、責任共有対象 年0.80%)、経営安定資金保証(責任共有対象外 年0.90%、責任共有対象 年0.80%)、危機関連保証(年0.80%)、災害関係保証(年0.65%)、流動資産担保融資保証(年0.68%)等保証によっては、定率の保証料率が適用されます。また、小口零細企業保証では、付保する保険の種類により、年1.00%となる場合があります。

## ■保証料率の割引制度

保証のお申し込み時に、決算書を作成しており、会社法に定める会計参与の設置が履歴事項全部証明書等により確認できる会社については、適用料率から0.10%引下げします。

ただし、一括支払契約保証および伴走支援型特別保証等一部の保証制度は対象外です。

なお、会計参与割引は全国の信用保証協会での統一の取扱いです。

## ■信用保証料の計算方法

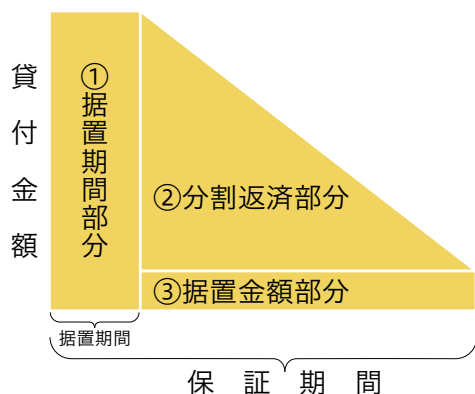
返済方法に応じて、次のとおり計算します。

なお、計算式中の「保証料率」部分について、責任共有制度の対象保証は「責任共有保証料率」、責任共有制度の対象外保証は「責任共有外保証料率」となります。

### 1. 一括返済の場合

$$\text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \text{保証期間(月数)} \times \frac{1}{12}$$

### 2. 分割返済の場合



据置期間・据置金額部分のない分割返済の場合：②  
 据置期間部分のある分割返済の場合：①+②  
 据置金額部分のある分割返済の場合：②+③  
 据置期間・据置金額部分のある分割返済の場合：①+②+③

### ①据置期間部分

$$\text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \text{据置期間(月数)} \times \frac{1}{12}$$

### ②分割返済部分

$$(\text{貸付金額} - \text{据置金額}) \times \text{保証料率} \times (\text{保証期間(月数)} - \text{据置期間(月数)}) \times \text{係数} * \times \frac{1}{12}$$

### ③据置金額部分

$$\text{据置金額} \times \text{保証料率} \times (\text{保証期間(月数)} - \text{据置期間(月数)}) \times \frac{1}{12}$$

\*分割返済部分につきましては、分割返済回数に応じて、次の係数が適用されます。

| 返済回数    | 均等分割返済 | 不均等分割返済 |
|---------|--------|---------|
| 2回～6回   | 0.700  | 0.770   |
| 7回～12回  | 0.650  | 0.715   |
| 13回～24回 | 0.600  | 0.660   |
| 24回超    | 0.550  | 0.605   |



## ■信用保証料のお支払い方法

### 1. 一括支払いの場合

貸付実行時に金融機関にてお支払いいただきます。

### 2. 分割支払いの場合

貸付金額1,500万円超かつ保証期間2年超の保証(特定社債保証等、一部の保証を除く。)であって、お客さまのお申し出がある場合には、信用保証料を分割してお支払い(年払い)いただくことが可能です。

#### 【分割支払いに際してご留意いただくこと】

- ・信用保証料の総額に分割割合を乗じた額を各年度にお支払いいただきます。  
なお、分割割合・分割回数は、保証期間に応じて下表のとおりです。
- ・分割支払いをご希望の場合は、保証申込時にお申し出ください。
- ・口座振替等所定の事務手続きが必要となります。

(単位:%)

| 保証期間       | 分割回数 | 分割してお支払いいただく割合 |     |     |     |     |     |     |     |     |      |      |      |      |      |      |
|------------|------|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|------|------|------|
|            |      | 貸付実行時          | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 | 6年目 | 7年目 | 8年目 | 9年目 | 10年目 | 11年目 | 12年目 | 13年目 | 14年目 | 15年目 |
| 2年超～4年以内   | 2回   | 75             | 25  |     |     |     |     |     |     |     |      |      |      |      |      |      |
| 4年超～6年以内   | 3回   | 60             | 30  | 10  |     |     |     |     |     |     |      |      |      |      |      |      |
| 6年超～8年以内   | 4回   | 45             | 35  | 15  | 5   |     |     |     |     |     |      |      |      |      |      |      |
| 8年超～10年以内  | 5回   | 35             | 30  | 20  | 10  | 5   |     |     |     |     |      |      |      |      |      |      |
| 10年超～12年以内 | 6回   | 30             | 20  | 20  | 15  | 10  | 5   |     |     |     |      |      |      |      |      |      |
| 12年超～14年以内 | 7回   | 25             | 20  | 20  | 15  | 10  | 5   | 5   |     |     |      |      |      |      |      |      |
| 14年超～16年以内 | 8回   | 20             | 20  | 15  | 15  | 10  | 10  | 5   | 5   |     |      |      |      |      |      |      |
| 16年超～18年以内 | 9回   | 20             | 20  | 15  | 15  | 10  | 5   | 5   | 5   | 5   |      |      |      |      |      |      |
| 18年超～20年以内 | 10回  | 20             | 20  | 15  | 15  | 10  | 5   | 5   | 5   | 3   | 2    |      |      |      |      |      |
| 20年超～22年以内 | 11回  | 15             | 15  | 15  | 10  | 10  | 10  | 10  | 5   | 5   | 3    | 2    |      |      |      |      |
| 22年超～24年以内 | 12回  | 15             | 15  | 15  | 10  | 10  | 10  | 5   | 5   | 5   | 5    | 3    | 2    |      |      |      |
| 24年超～26年以内 | 13回  | 15             | 15  | 15  | 10  | 10  | 5   | 5   | 5   | 5   | 5    | 5    | 3    | 2    |      |      |
| 26年超～28年以内 | 14回  | 15             | 15  | 10  | 10  | 10  | 5   | 5   | 5   | 5   | 5    | 5    | 5    | 3    | 2    |      |
| 28年超～      | 15回  | 15             | 15  | 10  | 10  | 5   | 5   | 5   | 5   | 5   | 5    | 5    | 5    | 5    | 3    | 2    |

当協会の概要

中期事業計画と経営計画

当協会の取組み

信用保証のしくみ

個人情報保護宣言・コンプライアンス

信用保証の利用概要

令和3年度事業報告

信用保証実績

組織機構

本店・支店と保証業務区域

お問い合わせ窓口

## ■信用保証料の返戻

信用保証料は違算を除き返戻しないのが原則ですが、最終履行期限前に完済された場合等で、お客さまの取引状況等により当協会が適当と認めた場合、信用保証料の一部を返戻することがあります。

ただし、1,000円未満となる場合は返戻いたしません。

## ■信用保証料の精算

新規保証により、完済条件とされた既存分に信用保証料の返戻が発生した場合、原則として新規保証の信用保証料と精算(相殺)いたします。

保証付融資実行後、お客さまの事情により返済方法を変更される場合には、変更後の返済金額や据置期間等に応じて信用保証料の再計算を行います。(原則、返済方法変更による信用保証料率の変更はなく、当初の保証料率が適用されます。)

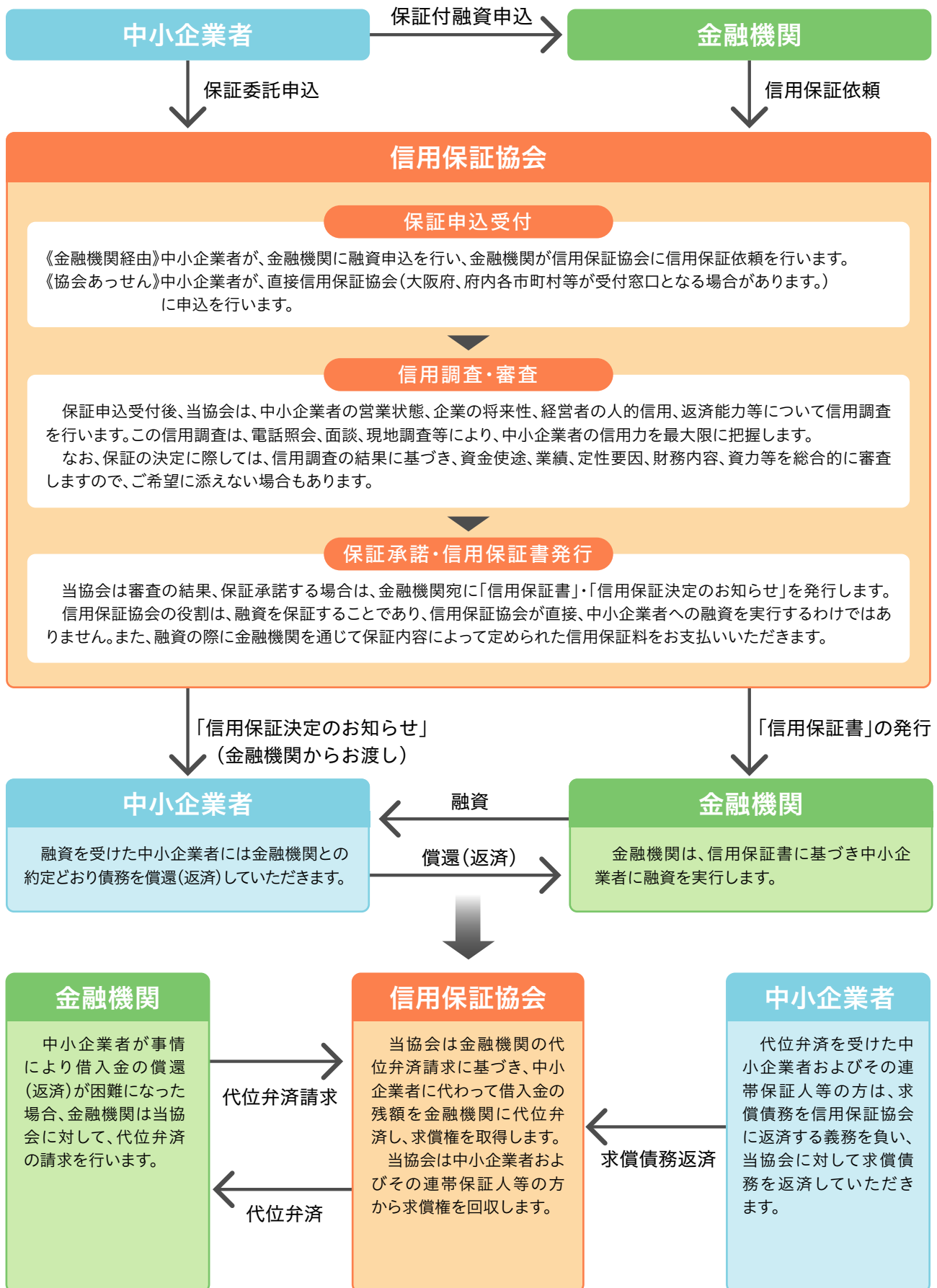
再計算により追加の信用保証料が発生した場合には、返済方法変更手続き時にお支払い(精算)いただきます。

## ■延滞保証料

保証付債務の返済が遅延し、最終履行期限を経過した場合、遅延日数および遅延保証金額に応じて、延滞保証料をお支払いいただきます。

保証申込に際し、信用保証料のほかは、相談料・あっせん料・用紙代など一切いただきません。

保証業務の流れ



当協会の概要

中期事業計画と経営計画

当協会の取り組み

信用保証のしくみ

個人情報保護宣言・コンプライアンス

信用保証の利用概要

令和3年度事業報告

信用保証実績

組織機構

本店・支店と保証業務区域

お問い合わせ窓口

## 主な金融機関経由保証

(令和4年4月現在)

金融機関経由保証は、大半が当協会80%、金融機関20%の負担割合となる責任共有制度の対象保証です。

- ・融資限度額以外に、他の保証との合算限度の定めがあります。
- ・保証により申込資格等が異なりますので、詳細は金融機関窓口または当協会窓口までお問い合わせください。

### ■一般保証

事業資金に対する保証です。

|          | 有担保保証                     | 無担保保証                    |
|----------|---------------------------|--------------------------|
| 融資限度額    | 2億円(組合4億円)                | 8,000万円                  |
| 期間       | 運転資金 原則7年以内<br>設備資金 20年以内 | 運転資金 原則5年以内<br>設備資金 7年以内 |
| 返済方法     | 原則分割返済                    |                          |
| 貸付利率     | 金融機関所定                    |                          |
| 責任共有保証料率 | 年0.32%~1.62%              | 年0.45%~1.90%             |

○部分保証方式を選択している金融機関の場合、融資限度額が有担保保証2億5,000万円(組合5億円)、無担保保証1億円となります。

### ■小口零細企業保証

小規模企業者(常時使用する従業員数が20人以下(商業・サービス業(宿泊業および娯楽業を除く。))5人以下))の方を対象とした保証です。

| 融資限度額   | 期間         | 返済方法   | 貸付利率   | 責任共有外保証料率   |
|---|------------|--------|--------|---|
| 2,000万円<br>〔保証協会の既存保証付融資残高(根保証においては、融資極度額)との合計で2,000万円〕 | 一般保証に準じます。 | 原則分割返済 | 金融機関所定 | 有担保保証<br>年0.40%~2.10%<br>無担保保証<br>年0.50%~2.20%<br>〔付保する保険の種類により年1.00%となる場合があります。〕 |

○本保証は、責任共有制度対象外(100%保証)の保証となります。

### ■当座貸越(貸付専用型)根保証、事業者カードローン当座貸越根保証

反復継続的に安定した資金に対する保証です。

|          | 当座貸越(貸付専用型)根保証            |                  | 事業者カードローン当座貸越根保証          |                |
|----------|---------------------------|------------------|---------------------------|----------------|
|          | 無担保保証                     | 有担保保証            | 無担保保証                     | (有担保保証)        |
| 融資限度額    | 100万円以上<br>5,000万円まで      | 100万円以上<br>2億円まで | 100万円以上2,000万円まで          |                |
| 期間       | 1年または2年<br><1年または2年ごとに更新> |                  | 1年または2年<br><1年または2年ごとに更新> |                |
| 返済方法     | 約定返済または随時返済               |                  | 約定返済または随時返済               |                |
| 貸付利率     | 金融機関所定                    |                  | 金融機関所定                    |                |
| 責任共有保証料率 | 年0.39%~1.62%              | 年0.29%~1.52%     | 年0.39%~1.62%              | (年0.29%~1.52%) |

○部分保証方式を選択している金融機関の場合、当座貸越(貸付専用型)根保証の融資限度額は、無担保保証125万円以上6,250万円まで、有担保保証125万円以上2億5,000万円までとなります。また、事業者カードローン当座貸越根保証では、125万円以上2,500万円までとなります。

○事業者カードローン当座貸越根保証は、原則、無担保保証として取扱いしております。

○本保証の更新は、保証期間の延長の条件変更申込となりますが、当初の保証(始期)より満5年を経過している場合には、原則として既存分を決済条件とする新規申込をする必要があります。

当協会の概要

中期事業計画と経営計画

当協会の取組み

信用保証のしくみ

個人情報保護宣言・コンプライアンス

信用保証の利用概要

令和3年度事業報告

信用保証実績

組織機構

本店・支店と保証業務区域

お問い合わせ窓口

## ■セーフティネット保証(1号～8号)

取引先企業等の倒産、自然災害等により、経営の安定に支障を生じている方を支援する保証で、通常の保証限度額とは別枠でご利用いただける特例の保証です。

### (セーフティネット保証の保証限度額)

|           |                              |
|-----------|------------------------------|
| 有担保保証     | 2億円(組合4億円)<br>(6号認定については3億円) |
| 無担保保証     | 8,000万円                      |
| 特別小口保証(※) | 2,000万円                      |

+

### (一般の保証限度額)

|           |            |
|-----------|------------|
| 有担保保証     | 2億円(組合4億円) |
| 無担保保証     | 8,000万円    |
| 特別小口保証(※) | 2,000万円    |

(※)特別小口保証は、他の保証と併用してのご利用はできません。

○ご利用には市町村長の認定(中小企業信用保険法第2条第5項第1～8号に基づく認定)が必要です。

○認定手続きについては、各市町村の中小企業金融担当課にご照会ください。

## ■危機関連保証

大規模な経済危機や災害等により影響を受けた中小企業者の経営安定のための保証で、通常の保証限度額、セーフティネット保証の保証限度とは別枠でご利用いただける特例の保証です。

|           | 有担保保証      | 無担保保証   |
|-----------|------------|---------|
| 融資限度額     | 2億円(組合4億円) | 8,000万円 |
| 期間        | 10年以内      |         |
| 返済方法      | 原則均等分割返済   |         |
| 貸付利率      | 金融機関所定     |         |
| 責任共有外保証料率 | 年0.80%     |         |

○ご利用には市町村長の認定(中小企業信用保険法第2条第6項に基づく認定)が必要です。

○認定手続きについては、各市町村の中小企業金融担当課にご照会ください。

## ■伴走支援型特別保証 保証料補給あり

金融機関が継続的な伴走支援を行うことで、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の資金繰りの円滑化を図るための保証です。

| 融資限度額 | 6,000万円                       |                   |                   |                             |
|-------|-------------------------------|-------------------|-------------------|-----------------------------|
| 期間    | 10年以内(一括返済の場合は1年以内)           |                   |                   |                             |
| 返済方法  | 一括返済または分割返済                   |                   |                   |                             |
| 貸付利率  | 金融機関所定                        |                   |                   |                             |
| 保証料率  | 認定等                           | セーフティネット保証4号      | セーフティネット保証5号      | 一般関係保険                      |
|       | 責任共有区分                        | 責任共有外             | 責任共有              | 責任共有                        |
|       | 保証料率                          | 年0.85%            | 年0.85%            | 年0.45%～1.90%                |
|       | 本制度固有の要件に該当し、経営者を連帯保証人とならない場合 | 年1.05%            | 年1.05%            | 年0.65%～2.10%                |
|       | 中小企業者負担額(※)                   | 保証料率<br>年0.20%相当額 | 保証料率<br>年0.20%相当額 | 保証料率<br>年0.20%～1.15%<br>相当額 |

※国が保証料の一部を補給します。

○セーフティネット保証4号・5号の場合、ご利用には各市町村の認定(中小企業信用保険法第2条第5項第4号または第5号)が必要です。

○認定手続きについては、各市町村の中小企業金融担当課にご照会ください。

○セーフティネット保証5号および一般関係保険の場合、申込資格については別途売上高等減少基準がありますので、金融機関窓口または当協会窓口までご相談ください。



## ■特定社債保証

中小企業の方(株式会社等)が発行する特定の社債に対する保証です。

| 発行限度額                                       | 期間           | 返済方法              | 責任共有保証料率                                 |
|---|--------------|-------------------|--|
| 3,000万円以上5億6,000万円まで<br>〔うち無担保は2億5,000万円まで〕 | 2年以上<br>7年以内 | 期限一括償還<br>または定時償還 | 有担保保証 年0.32%~1.62%<br>無担保保証 年0.45%~1.90% |

- 保証割合が当協会80%、金融機関100%の共同保証形式です。
- 社債利率・諸手数料は金融機関所定となります。
- 他の有担保・無担保保証(経営安定関連保証を除く。)と合算して保証金額5億円の範囲内で取扱います。
- 取扱いは当協会と覚書を締結している金融機関に限られます。

## ■流動資産担保融資保証

中小企業者が有する売掛債権や棚卸資産を担保とした融資に対する保証です。

| 融資限度額     | 期間                  | 返済方法   | 貸付利率   | 責任共有保証料率 |
|-----------|---------------------|--|--------|----------|
| 2億5,000万円 | 根保証1年<br>(個別保証1年以内) | 根保証<br>約定返済または随時返済<br>個別保証<br>原則、返済引当とした売掛債権の<br>支払期日に一括返済 | 金融機関所定 | 年0.68%   |

○保証割合は、保証協会80%・金融機関20%となります。

## ■財務要件型無保証人保証

一定の財務要件の下で、経営者保証を不要とすることにより、中小企業者の積極的な設備投資および事業拡大を促すことを目的とした保証です。

|          | 有担保保証                 | 無担保保証        |
|----------|-----------------------|--------------|
| 融資限度額    | 2億円(組合4億円)            | 8,000万円      |
| 期間       | 7年以内(一括返済の場合は2年以内)(※) |              |
| 返済方法     | 一括返済または分割返済           |              |
| 貸付利率     | 金融機関所定                |              |
| 責任共有保証料率 | 年0.32%~1.62%          | 年0.45%~1.90% |

(※)設備資金を含む場合は10年以内となります。

## ■事業承継特別保証

事業承継時に経営者保証でお困りの方を対象とした保証です。

|          | 有担保保証                                     | 無担保保証        |
|----------|---|--------------|
| 融資限度額    | 2億円(組合4億円)                                | 8,000万円      |
| 期間       | 10年以内(一括返済の場合は1年以内)                       |              |
| 返済方法     | 一括返済または分割返済                               |              |
| 貸付利率     | 金融機関所定                                    |              |
| 責任共有保証料率 | 年0.32%~1.62%                              | 年0.45%~1.90% |
|          | 経営者保証コーディネーター(※)の確認を受けた場合<br>年0.20%~1.15% |              |

(※)経営者保証コーディネーターとは  
経済産業省の委託を受けた事業承継ネットワーク事務局に常駐する専門家で、事業承継時の経営者保証解除に係る支援業務を行います。

他にも、当協会では事業承継の形態に応じた保証制度を用意しています。

- ・事業承継サポート保証
- ・経営承継関連保証
- ・特定経営承継関連保証
- ・経営承継準備関連保証
- ・特定経営承継準備関連保証
- ・経営承継借換関連保証

## ■条件変更改善型借換保証

条件変更を実施しているため前向きな金融支援を受けることが難しい方を対象とした保証です。

|          | 有担保保証        | 無担保保証        |
|----------|--------------|--------------|
| 融資限度額    | 2億円(組合4億円)   | 8,000万円      |
| 期間       | 15年以内        |              |
| 返済方法     | 原則均等分割返済     |              |
| 貸付利率     | 金融機関所定       |              |
| 責任共有保証料率 | 年0.32%~1.62% | 年0.45%~1.90% |

## ■事業再生計画実施関連保証(通称:経営改善サポート保証)

「経営サポート会議」での検討等により作成した事業再生に係る計画に従って、事業再生を行う方を対象とした保証です。

|       | 有担保保証                               | 無担保保証                     |
|-------|-------------------------------------|---------------------------|
| 融資限度額 | 2億円(組合4億円)                          | 8,000万円<br>特別小口保証 2,000万円 |
| 期間    | 一括返済:1年以内 分割返済:15年以内                |                           |
| 返済方法  | 一括返済または分割返済                         |                           |
| 貸付利率  | 金融機関所定                              |                           |
| 保証料率  | 責任共有対象保証 年0.80%<br>責任共有対象外保証 年0.90% |                           |

## ■事業再生計画実施関連保証(通称:経営改善サポート保証)【感染症対応型】保証料補給あり

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて業況が悪化している中、「経営サポート会議」での検討等により作成した事業再生に係る計画に従って、事業再生を行う方を対象とした保証です。

|       | 有担保保証  | 無担保保証                     |
|-------|--|---------------------------|
| 融資限度額 | 2億円(組合4億円)   | 8,000万円<br>特別小口保証 2,000万円 |
| 期間    | 一括返済:1年以内 分割返済:15年以内   |                           |
| 返済方法  | 一括返済または分割返済  |                           |
| 貸付利率  | 金融機関所定   |                           |
| 保証料率  | <責任共有対象保証><br>年0.80%<br>ただし、本制度固有の要件に該当し、経営者を連帯保証人とし不在の場合は年1.00%<br><責任共有対象外保証><br>年1.00%<br>ただし、本制度固有の要件に該当し、経営者を連帯保証人とし不在の場合は年1.20%<br>【信用保証料補給】<br>国が保証料の一部を補給するため、貸付実行時に中小企業者にご負担いただく保証料は保証料率年0.20%相当額になります。 |                           |

## ■金融機関連携型創業関連保証(ES保証)

金融機関との連携保証制度で、創業または創業後5年未満に必要な資金に対する保証です。

|           |         |
|-----------|---------|
| 融資限度額     | 3,500万円 |
| 期間        | 10年以内   |
| 返済方法      | 均等分割返済  |
| 貸付利率      | 金融機関所定  |
| 責任共有外保証料率 | 年0.70%  |

○事業開始前もしくは事業開始後1年未満の方は、保証料率を0.10%引き下げします。

当協会の概要

経営計画  
中期事業計画と

取組み  
当協会の

しくみ  
信用保証の

コンプライアンス  
個人情報保護宣言・

利用概要  
信用保証の

事業報告  
令和3年度

信用保証実績

組織機構

保証業務区域  
本店・支店と

窓口  
お問い合わせ

## ■提携保証

金融機関との連携保証制度で、金融機関における一定基準を満たした方を対象とした保証です。

|          | 有担保保証            | 無担保保証        |
|----------|------------------|--------------|
| 融資限度額    | 2億円              | 8,000万円(※1)  |
| 期間       | 30年以内            | 7年以内(※2)     |
| 返済方法     | 原則均等分割返済         |              |
| 貸付利率     | 金融機関所定           |              |
| 責任共有保証料率 | 年0.28%~1.44%(※3) | 年0.45%~1.90% |

(※1)無担保保険8,000万円、普通保険8,000万円の範囲内となります。

(※2)設備資金のみの場合またはプロパー貸付の同時実行を保証条件とする場合は10年以内となります。

(※3)平成30年度より提携有担保保証については、20%の割引を実施しています。

○主な提携保証の有担保保証は、CSジョイント保証となります。また主な提携保証の無担保保証は、CSファンド保証となります。

## ■金融機関連携型事業性評価融資保証

金融機関との連携保証制度で、中小企業者の状況等を十分に把握し、事業内容や成長可能性など事業性評価による保証です。

|          | 一般型(FI保証)    | ランクアップ型(※)(FR保証) |
|----------|--------------|------------------|
| 融資限度額    | 8,000万円      |                  |
| 期間       | 10年以内        | 15年以内            |
| 返済方法     | 均等分割返済       |                  |
| 貸付利率     | 金融機関所定       |                  |
| 責任共有保証料率 | 年0.45%~1.90% | 年0.40%~1.71%     |

(※)条件変更先である等の理由により新たな資金調整で困難であるものの、生産性や収益力を高める事業計画を有している方が対象となります。

\*\*\* 大阪信用保証協会 Webサイト \*\*\*  
(保証制度等についてご案内しております。)

大阪信用保証協会 検索



主な大阪府中小企業向け融資制度保証

(令和4年4月現在)

| 融資制度名                  |                 | 保証対象  | 融資限度額   | 保証期間  | 貸付利率(年)              | 受付窓口  |
|------------------------|-----------------|---|---|-------|----------------------|---|
| 開業サポート資金               | 開業資金            | 創業に関する具体的な計画を有し、新たに事業を営むために必要な準備を現に行っている方または事業開始後5年未満の方   | 合計3,500万円   | 7年以内  | 1.40% <sup>(※)</sup> | 当協会<br>大阪府商工労働部<br>中小企業支援室金融課<br>大阪府内各市町村<br>中小企業金融担当課<br>(大阪市を除く。)<br>取扱金融機関 |
|                        | 地域支援ネットワーク型     | 開業資金の要件に加え、主たる事務所が地域支援ネットワーク型の取扱地域で、取扱金融機関本支店での利用を希望し、融資後3年間金融機関および商工会・商工会議所等によるフォローアップを受けることが可能な方  |   |       | 1.20% <sup>(※)</sup> | 地域支援ネットワーク型<br>取扱金融機関   |
| 小規模企業資金                | 小規模資金           | 大阪府内において、原則として同一場所で6か月以上引き続き同一事業を営んでおり、確定申告・決算に伴う納税状況を確認することが可能な小規模企業者の方  | 2,000万円<br>(信用保証協会の既存保証付き融資残高との合計で2,000万円以内)              | 7年以内  | 1.60%                | 原則<br>取扱金融機関  |
|                        | 地域支援ネットワーク型     | 小規模資金の要件に加え、主たる事務所が地域支援ネットワーク型の取扱地域で、取扱金融機関本支店での利用を希望し、融資後3年間金融機関および商工会・商工会議所等によるフォローアップを受けることが可能な方   |   |       | 1.40%                | 地域支援ネットワーク型<br>取扱金融機関   |
| 経営サポート資金               | 経営安定資金(1号～6号認定) | 中小企業信用保険法第2条第5項第1号～6号の認定を受けた方   | 2億円<br>(うち無担保8,000万円)<br>5号は原則無担保8,000万円                  | 7年以内  | 金融機関所定               | 取扱金融機関  |
|                        | 経営安定資金(危機関連)    | 中小企業信用保険法第2条第6項の認定を受けた方   | 2億円<br>(うち無担保8,000万円)                                     | 10年以内 | 1.20%                |   |
| 新型コロナウイルス感染症対応緊急資金     |                 | 次の①～③のいずれかに該当する方<br>①新型コロナウイルス感染症の影響により最近1か月の売上高が前年同月に比して10%以上減少している方(要件確認書類が必要になります。)<br>②新型コロナウイルス感染症により中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定を受けた方(市町村長の認定書が必要になります。)<br>③中小企業信用保険法第2条第5項第5号の認定を受けた方(市町村長の認定書が必要になります。)<br>(注)①の要件確認書類および②③の認定書において、業歴が3か月以上かつ1年1か月未満の中小企業者等で、最近の売上高等と前年の売上高等を比較できない場合であっても、同感染症の影響により、売上高が一定以上減少している場合にも本保証の対象となるよう、基準が緩和されています。   | ②2億円<br>(うち無担保8,000万円)<br>②③は①とは別に合計2億円<br>(うち無担保8,000万円) | 7年以内  | 1.20%                | 取扱金融機関  |
| 新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金    |                 | 次の①～③のいずれかに該当する方<br>①新型コロナウイルス感染症により中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定を受けた方(市町村長の認定書が必要になります。)<br>②中小企業信用保険法第2条第5項第5号の認定を受け、かつ以下のいずれかに該当する方<br>・売上高等減少率が15%以上である(市町村長の認定書が必要になります。)<br>・売上高等減少率が15%未満の場合、最近1か月に該当する前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近決算の月平均売上等に比して15%以上減少している(市町村長の認定書および売上高減少要件確認書類が必要になります。)<br>③以下のいずれかに該当する方(売上高減少要件確認書類が必要になります。)<br>・最近1か月の売上高が前年同月に比して15%以上減少している<br>・最近1か月の売上高が前年同月に比して5%以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近決算の月平均売上高等に比して15%以上減少している   | 6,000万円   | 10年以内 | 1.20%                | 取扱金融機関  |
| 新型コロナウイルス感染症経営改善サポート資金 |                 | 以下の①から⑩に掲げるいずれかの計画(債権者全員の合意が成立したものに限る。)に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行および進捗の報告を行う方<br>①独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導または助言を受けて作成された事業再生計画<br>②認定支援機関(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法59条第1項に規定する産業復興相談センターを含む。)の指導または助言を受けて作成された事業再生計画<br>③特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画<br>④株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画<br>⑤株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画<br>⑥株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画<br>⑦私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画<br>⑧自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づく調停における調書(同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。)または同法第20条に規定する決定において特定されたもの<br>⑨中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画<br>⑩独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画<br>⑪経営サポート会議(信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場)による検討に基づき作成または決定された事業再生の計画 | 2億円<br>(うち原則無担保8,000万円)                                   | 15年以内 | 1.20%                | 取扱金融機関  |

(※)女性・若者・シニア・UIJターンに該当する方は、貸付利率が0.20%引き下げされます。

\* 上記の保証の保証料率について、原則9区分の弾力化料率が適用されます。  
ただし、開業サポート資金、経営安定サポート資金および新型コロナウイルス感染症経営改善サポート資金については定率の保証料率が適用されます。また、新型コロナウイルス感染症対応緊急資金、新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金、チャレンジ応援資金の中の一部の制度についても定率の保証料率の適用があります。  
\* 新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金および新型コロナウイルス感染症経営改善サポート資金については、国による信用保証料補給があります。  
\* 個別の融資限度額以外に、他の保証との合算限度の定めがあります。また、特例等により利用条件等別の定めがあります。  
詳細は、大阪府商工労働部中小企業支援室金融課、当協会、もしくは取扱金融機関までお問い合わせください。

当協会の概要

経営計画  
中期事業計画と

取組み  
当協会の

しくみ  
信用保証の

個人情報保護宣言・  
コンプライアンス

利用概要  
信用保証の

事業報告  
令和3年度

信用保証実績

組織機構

本店・支店と  
保証業務区域

お問い合わせ



# 信用保証の利用概要

| 融資制度名                                     |                  | 保証対象  | 融資限度額  | 保証期間  | 貸付利率(年)  | 受付窓口                         |                               |        |
|---|------------------|---|--|---|--|------------------------------|-------------------------------|--------|
| チ<br>ヤ<br>レ<br>ン<br>ジ<br>応<br>援<br>資<br>金 | 法定型              | 経営環境変化等に対応するため、次のいずれかの計画承認を受けた方<br>①経営革新計画<br>②地域経済牽引事業計画<br>③特定研究開発等計画<br>(注)「特定研究開発等計画」は令和2年10月1日で廃止となりました。ただし、経過措置として同計画廃止前に認定を受けている方は利用可能となります。 | 2億円(組合4億円)<br>(うち無担保8,000万円)   | 運転 7年以内<br>設備 20年以内<br>(無担保 7年以内)   | 金融機関所定   | 取扱金融機関                       |                               |        |
|   | 金融機関提案型          | 各取扱金融機関の定める要件に該当する方   | 金融機関所定<br>(一般保証の範囲内)   |   | 金融機関所定   | 取扱金融機関                       |                               |        |
|   | 経営力強化資金          | 金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定し、その計画の実施状況を金融機関に対し報告することが可能な方  | 2億円(組合4億円)<br>(うち無担保8,000万円)   | 運転 5年以内<br>設備 7年以内<br>(借換資金を含む場合は10年以内)   | 金融機関所定   | 取扱金融機関                       |                               |        |
|   | 設備投資<br>応援融資     | 一般型   | 経営基盤の強化等に必要となる設備を導入し、融資後金融機関等によるサポートを受けることが可能な方  | 合計2億円<br>(うち無担保8,000万円)   |  | 有担保:20年以内<br>無担保:10年以内       | 1.20%以下の<br>金融機関所定<br>(固定金利)  | 取扱金融機関 |
|   |                  | DX・カーボンニュートラル型  | 経営基盤の強化等に必要となる設備を導入し、融資後金融機関等によるサポートを受けることが可能な方<br>ただし、DX・カーボンニュートラルに関する資金に限る。   | 合計2億円<br>(うち無担保8,000万円)   |  |                              |                               |        |
|   | SDGsビジネス<br>支援資金 | 計画認定型   | 一般型の条件に加え、次のいずれかに該当する方<br>①中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画にかかる新事業活動を営む方<br>②生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に基づき、先端設備等の導入を図る方<br>③中小企業強靱化法に規定する認定事業継続力強化計画に基づき事業を行う方<br>④中小企業強靱化法に規定する認定連携事業継続力強化計画に基づき事業を行う方<br>⑤経済産業大臣から情報処理の促進に関する法律第31条の認定を受けた方   | ①2億円<br>(うち無担保8,000万円)<br>②2億円<br>(うち無担保8,000万円)<br>③2億円<br>(うち無担保8,000万円)<br>④2億円<br>(うち無担保8,000万円)<br>⑤2億円(組合4億円)<br>(うち無担保8,000万円) | 1.40%以下の<br>金融機関所定<br>(固定金利)   | 取扱金融機関                       |                               |        |
|   |                  | 無保証人型   | SDGsの取組に関する事業計画を策定し、その実行に取組む方で、計画に記載した目標の達成状況を自己評価し、金融機関および保証協会に対し報告することが可能な方  | 2億円<br>(うち無担保8,000万円)   | 7年以内   | 1.40%以下の<br>金融機関所定<br>(固定金利) | 取扱金融機関                        |        |
|   | 事業承継<br>支援資金     | 無保証人型   | 次のア～エのすべての要件を満たし、以下の①、②のいずれかに該当する方<br>ア 資産超過であること<br>イ 返済緩和中でないこと<br>ウ EBITDA有利子負債倍率(*)10倍以内<br>* (借入金・社債 - 現預金) / (営業利益 + 減価償却費)<br>エ 法人と経営者の分離がなされていること<br>①3年以内に事業承継(=代表者交代等)を予定する「事業承継計画」を有する法人<br>※複数回利用する場合は、1回目の保証日から3年以内に保証申請を行うものに限ります。<br>②代表者が中小企業者の金融機関からの借入れによる債務を保証していることにより、事業活動の継続に支障が生じているとして、中小企業経営承継円滑化法に基づく認定を受けた中小企業者 | 2億円<br>(うち無担保8,000万円)   | 10年以内  | 1.40%以下の<br>金融機関所定<br>(固定金利) | 取扱金融機関<br>(与信取引のある金融機関に限ります。) |        |
|   |                  | 計画承認型   | 次の①～⑤のいずれかに該当する方<br>①中小企業経営承継円滑化法に基づく認定を受けた中小企業者<br>②中小企業経営承継円滑化法に基づく認定を受けた中小企業者の代表者個人<br>③事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継を実施するため、中小企業経営承継円滑化法に基づく認定を受けた中小企業者<br>④事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継を実施するため、中小企業経営承継円滑化法に基づく認定を受けた「事業を営んでいない個人」<br>⑤事業会社の株主等から株式・事業用資産等を買収するため、新たに設立された持株会社   | 無保証人型②および<br>計画承認型①③は、<br>それぞれ別に2億円<br>(うち無担保8,000万円)   | 利用資格①～④<br>運転資金10年以内<br>設備資金15年以内<br><br>利用資格⑤<br>有担保:20年以内<br>無担保:15年以内 | 取扱金融機関                       |                               |        |

\*\*\*大阪府商工労働部中小企業支援室金融課 Webサイト\*\*\*  
(融資制度等についてご案内しています。)

大阪府金融課 検索



当協会の概要

経営計画  
中期事業計画と

取組み  
当協会の

しくみ  
信用保証の

個人情報保護宣言・  
コンプライアンス

利用概要  
信用保証の

令和3年度  
事業報告

信用保証実績

組織機構

本店・支店と  
保証業務区域

お問い合わせ  
窓口

## 令和3年度事業概況

### 事業計画/実績

(単位:百万円)

|        | 令和3年度経営計画 | 令和3年度実績   |        | 令和4年度経営計画 |
|--------|-----------|-----------|--------|-----------|
|        |           | 金額        | 対計画比   |           |
| 保証承諾   | 1,000,000 | 890,315   | 89.0%  | 800,000   |
| 保証債務残高 | 3,680,000 | 4,181,384 | 113.6% | 3,780,000 |
| 代位弁済   | 60,000    | 24,294    | 40.5%  | 60,000    |
| 実際回収   | 9,500     | 10,940    | 115.2% | 10,800    |

### 収支計画/実績(全体)

(単位:百万円)

|             | 令和3年度経営計画 | 令和3年度実績 |        | 令和4年度経営計画 |
|-------------|-----------|---------|--------|-----------|
|             |           | 金額      | 対計画比   |           |
| 経常収入        | 41,125    | 44,993  | 109.4% | 40,259    |
| 経常支出        | 25,026    | 25,845  | 103.3% | 24,252    |
| 経常収支差額      | 16,099    | 19,149  | 118.9% | 16,007    |
| 経常外収入       | 69,594    | 48,592  | 69.8%  | 72,823    |
| 経常外支出       | 76,293    | 50,277  | 65.9%  | 79,430    |
| 経常外収支差額     | △ 6,699   | △ 1,685 | —      | △ 6,607   |
| 制度改革促進基金取崩額 | 0         | 0       | —      | 0         |
| 当期収支差額      | 9,400     | 17,463  | 185.8% | 9,400     |

当協会の概要

中期事業計画と経営計画

当協会の取組み

信用保証のしくみ

個人情報保護宣言・コンプライアンス

信用保証の利用概要

令和3年度事業報告

信用保証実績

組織機構

本店・支店と保証業務区域

お問い合わせ窓口

## 令和3年度貸借対照表

### 貸借対照表

(単位:千円)

| 借方        |                      | 貸方                |                      |
|-----------|----------------------|-------------------|----------------------|
| 科目        | 金額                   | 科目                | 金額                   |
| 現金        | 466                  | 基本財産              | 135,629,452          |
| 預け金       | 65,884,371           | 制度改革促進基金          | 0                    |
| 金銭信託      | 0                    | 収支差額変動準備金         | 53,358,743           |
| 有価証券      | 287,370,966          | 責任準備金             | 25,095,012           |
| その他有価証券   | 439,709              | 求償権償却準備金          | 2,737,108            |
| 動産・不動産    | 5,025,078            | 退職給与引当金           | 5,024,939            |
| 損失補償金見返   | 249,118,446          | 損失補償金             | 249,118,446          |
| 保証債務見返    | 4,181,384,481        | 保証債務              | 4,181,384,481        |
| 求償権       | 6,368,836            | 求償権補てん金           | 0                    |
| 譲受債権      | 0                    | 借入金               | 0                    |
| 雑勘定       | 8,893,407            | 雑勘定               | 152,137,579          |
| <b>合計</b> | <b>4,804,485,759</b> | <b>負債及び正味財産合計</b> | <b>4,804,485,759</b> |

上表は、信用保証協会法施行規則等に基づいて作成した貸借対照表ですが、よりご理解いただくため、一般企業における貸借対照表の表示等に置き換えると次表のようになります。

(単位:千円)

| 借方          |                    |               | 貸方                |                    |               |
|-------------|--------------------|---------------|-------------------|--------------------|---------------|
| 科目          | 金額                 | 構成比           | 科目                | 金額                 | 構成比           |
| <b>【資産】</b> |                    |               | <b>【負債】</b>       |                    |               |
| 現金・預け金      | 65,884,837         | 17.7%         | 責任準備金             | 25,095,012         | 6.8%          |
| 金銭信託        | 0                  | 0.0%          | 退職給与引当金           | 5,024,939          | 1.4%          |
| 有価証券        | 287,370,966        | 77.4%         | 借入金               | 0                  | 0.0%          |
| その他有価証券     | 439,709            | 0.1%          | 雑勘定               | 152,137,579        | 41.0%         |
| 動産・不動産      | 5,025,078          | 1.4%          | (未経過保証料)          | (150,830,005)      | (40.6%)       |
| 求償権         | 6,368,836          | 1.7%          | (その他)             | (1,307,573)        | (0.4%)        |
| 求償権償却準備金    | △ 2,737,108        | -0.7%         | <b>負債合計</b>       | <b>182,257,529</b> | <b>49.1%</b>  |
| 雑勘定         | 8,893,407          | 2.4%          | <b>【正味財産】</b>     |                    |               |
| (未経過保険料)    | (8,164,277)        | (2.2%)        | 基本財産              | 135,629,452        | 36.5%         |
| (その他)       | (729,129)          | (0.2%)        | (基金)              | (118,520,935)      | (31.9%)       |
|             |                    |               | (基金準備金)           | (17,108,518)       | (4.6%)        |
|             |                    |               | 制度改革促進基金          | 0                  | 0.0%          |
|             |                    |               | 収支差額変動準備金         | 53,358,743         | 14.4%         |
| <b>合計</b>   | <b>371,245,724</b> | <b>100.0%</b> | <b>正味財産合計</b>     | <b>188,988,195</b> | <b>50.9%</b>  |
|             |                    |               | <b>負債及び正味財産合計</b> | <b>371,245,724</b> | <b>100.0%</b> |

保証債務見返(借方)・保証債務(貸方)4,181,384,481千円、損失補償金見返(借方)・損失補償金(貸方)249,118,446千円は、備忘勘定で借方・貸方同額のため、この表から除いています。

### (基本財産の造成)

(単位:千円)

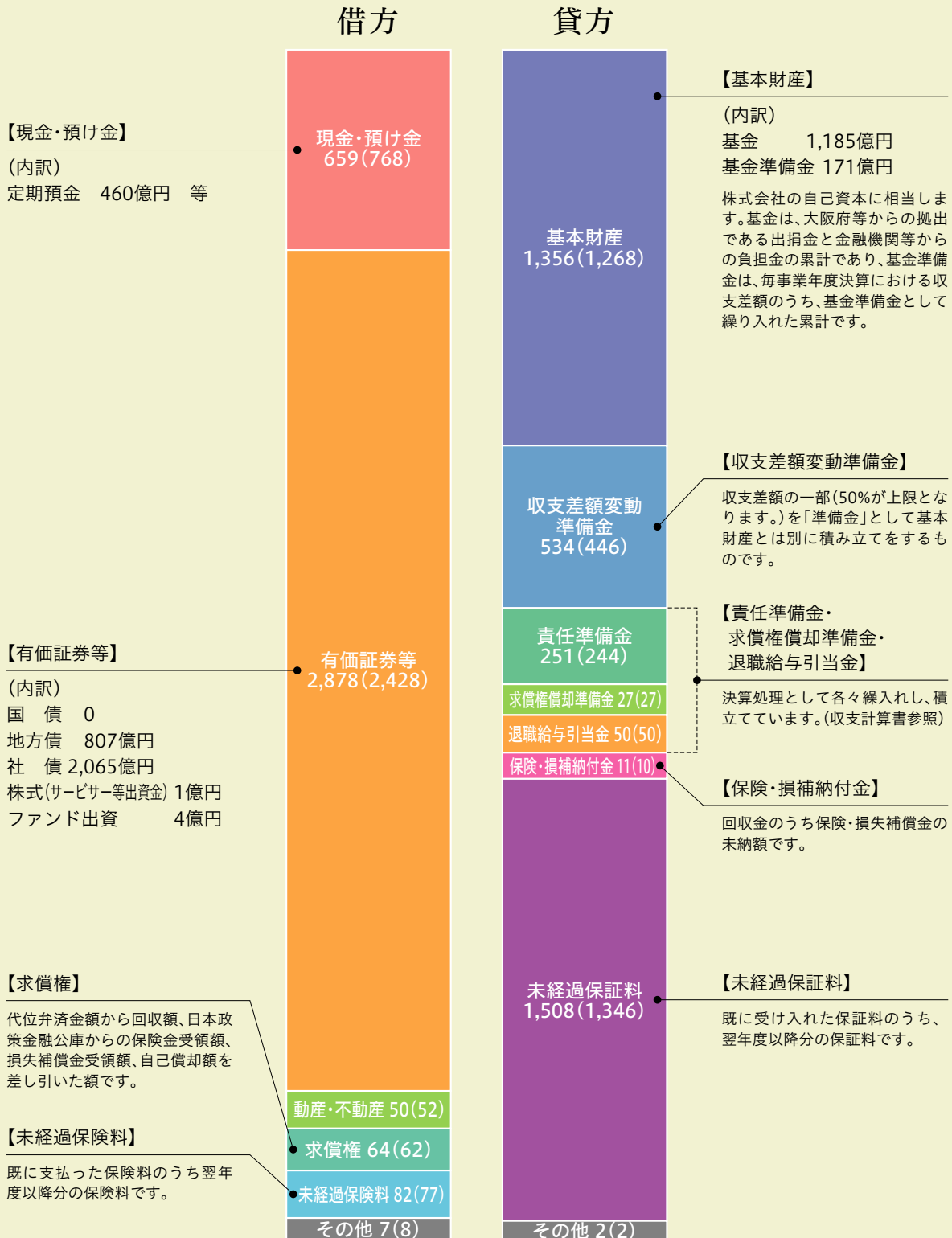
|                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| 令和2年度末時点の基本財産     | <b>126,785,816</b> |
| 令和3年度中の出捐金受入      | <b>0</b>           |
| 令和3年度中の金融機関等負担金受入 | <b>112,000</b>     |
| 収支差額からの繰入         | <b>8,731,636</b>   |
| 令和3年度末時点の基本財産     | <b>135,629,452</b> |

図解

令和3年度決算(貸借対照表)

[単位:億円]

( )内は前年度数値を表します



※保証債務見返(借方)・保証債務(貸方)41,814億円、損失補償金見返(借方)・損失補償金(貸方)2,491億円は、備忘勘定で借方・貸方同額のため図から除いています。

当協会の概要

中期事業計画と経営計画

当協会の取組み

信用保証のしくみ

個人情報保護宣言・コンプライアンス

信用保証の利用概要

令和3年度事業報告

信用保証実績

組織機構

本店・支店と保証業務区域

お問い合わせ窓口



# 令和3年度収支計算書

## 収支計算書

(単位:千円)

| 科目             | 金額                 |
|----------------|--------------------|
| <b>経常収入</b>    | <b>44,993,317</b>  |
| 保証料            | 39,483,291         |
| 預け金利息          | 82,086             |
| 有価証券利息配当金      | 1,531,362          |
| 延滞保証料          | 13,669             |
| 損害金            | 248,321            |
| 責任共有負担金        | 3,322,493          |
| その他            | 312,096            |
| <b>経常支出</b>    | <b>25,844,722</b>  |
| 業務費            | 7,274,998          |
| 借入金利息          | 0                  |
| 信用保険料          | 17,581,916         |
| 責任共有負担金納付金     | 974,455            |
| 雑支出            | 13,353             |
| <b>経常収支差額</b>  | <b>19,148,595</b>  |
| <b>経常外収入</b>   | <b>48,592,013</b>  |
| 償却求償権回収金       | 1,273,113          |
| 責任準備金戻入        | 24,395,126         |
| 求償権償却準備金戻入     | 2,744,441          |
| 求償権補てん金戻入      | 19,913,787         |
| その他            | 265,546            |
| <b>経常外支出</b>   | <b>50,277,336</b>  |
| 求償権償却          | 22,384,418         |
| 譲受債権償却         | 0                  |
| 有価証券償却         | 0                  |
| 雑勘定償却          | 16,652             |
| 退職金            | 5,969              |
| 責任準備金繰入        | 25,095,012         |
| 求償権償却準備金繰入     | 2,737,108          |
| その他            | 38,177             |
| <b>経常外収支差額</b> | <b>△ 1,685,323</b> |
| 制度改革促進基金取崩額    | 0                  |
| 収支差額変動準備金取崩額   | 0                  |
| <b>当期収支差額</b>  | <b>17,463,272</b>  |
| 収支差額変動準備金繰入額   | 8,731,636          |
| 基本財産繰入額        | 8,731,636          |

左表は、信用保証協会法施行規則等に基づいて作成した収支計算書ですが、よりご理解いただくため経常外収支について純増減額をわかりやすく表示すると下表のようになります。

(単位:千円)

| 経常外収支          |                       |
|----------------|-----------------------|
| 科目             | 金額                    |
| 償却求償権回収金       | 1,273,113 …①          |
| 責任準備金          |                       |
| 戻入             | 24,395,126            |
| 繰入             | △ 25,095,012          |
| (当期純戻入額)       | (△ 699,886) …②        |
| 求償権償却準備金       |                       |
| 戻入             | 2,744,441             |
| 繰入             | △ 2,737,108           |
| (当期純戻入額)       | (7,333) …③            |
| 求償権償却          |                       |
| 求償権償却          | △ 22,384,418          |
| 求償権補てん金戻入      | 19,913,787            |
| (保険金)          | (17,933,709)          |
| (損失補償補てん金)     | (1,980,079)           |
| (当期自己償却額)      | △ 2,470,630 …④        |
| その他            | 204,747 …⑤            |
| <b>経常外収支差額</b> | <b>△ 1,685,323 …⑥</b> |

\*①+②+③+④+⑤=⑥となります。

当協会の概要

中期事業計画と  
経営計画

当協会の  
取組み

信用保証の  
しくみ

個人情報保護宣言・  
コンプライアンス

信用保証の  
利用概要

令和3年度  
事業報告

信用保証実績

組織機構

本店・支店と  
保証業務区域

お問い合わせ  
窓口

図解

令和3年度決算(収支計算書)

[単位:億円]

( )内は前年度数値を表します

経常支出 258(228)

【業務費】

人件費 37億円 物件費 36億円

【信用保険料】

保険料の支払いは1年ごとに前払いしていますが、実際に支払った保険料ではなく、当年度分の保険料です。翌年度以降分の保険料は未経過保険料として貸借対照表の資産勘定に計上しています。

【責任共有負担金納付金】

責任共有制度において負担金方式を選択した金融機関から受領した負担金の一定割合を公庫へ納付しています。

業務費  
73(74)

信用保険料  
176(149)

責任共有負担金納付金 10(5)

経常外支出 503(533)

【求償権償却】

自己償却

代位弁済後5事業年度超分の求償権等回収見込みの無い求償権の自己資金による償却です。

求償権償却  
224(261)

うち  
保険金償却  
179(203)

損補金償却  
20(28)

自己償却  
25(31)

【責任準備金繰入】

期末の保証債務残高に対し一定割合を積み立てています。

責任準備金繰入  
251(244)

【求償権償却準備金繰入】

期末の求償権残高に対し一定割合を積み立てています。

求償権償却準備金繰入  
27(27)

その他 0.6(0.4)

当期収支差額 175(8)

当期収支差額  
175(8)

経常収入 450(356)

【保証料】

受領した保証料ではなく、当年度分の保証料です。翌年度以降分の保証料は、未経過保証料として貸借対照表の負債勘定に計上しています。

保証料  
395(304)

利息・配当金 16(16)

責任共有負担金  
33(29)

損害金等 6(6)

【責任共有負担金】

責任共有制度において負担金方式を選択した金融機関が保証利用実績等に応じて協会に納める負担金を計上しています。

経常外収入 486(413)

【責任準備金戻入】

洗替方式による、前年度繰入額の戻入です。

責任準備金戻入  
244(133)

求償権償却準備金戻入  
27(38)

【求償権償却準備金戻入】

洗替方式による、前年度繰入額の戻入です。自己償却の財源ともなります。

求償権補てん金  
戻入  
199(230)

【求償権補てん金戻入】

代位弁済に伴い受領した保険金と損失補償金です。求償権償却(保険・損補償却)の財源となります。

その他 15(12)

当協会の概要

中期事業計画と  
経営計画

当協会の  
取組み

信用保証の  
しくみ

個人情報保護宣言・  
コンプライアンス

信用保証の  
利用概要

令和3年度  
事業報告

信用保証実績

組織機構

本店・支店と  
保証業務区域

お問い合わせ  
窓口

## キャッシュ・フロー計算書(要約)

※信用保証協会法上、信用保証協会はキャッシュ・フロー計算書の作成は求められていませんが、当協会経営の透明性を確保する観点から、以下のとおりキャッシュ・フロー計算書を公表しています。

《表-1 キャッシュ・フロー計算書(要約)》

(単位:千円)

| 項目               |         | 令和3年度           | 令和2年度        |
|------------------|---------|-----------------|--------------|
| 事業活動によるキャッシュ・フロー | A       | (*1) 33,894,166 | 91,383,295   |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | B       | △ 47,952,738    | △ 63,246,722 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | C       | 112,000         | 172,500      |
| 現金および現金同等物の増加額   | D=A+B+C | △ 13,946,571    | 28,309,074   |
| 現金および現金同等物の期首残高  |         | 33,831,408      | 5,522,335    |
| 現金および現金同等物の期末残高  |         | 19,884,837      | 33,831,408   |

(\*1)表-2は、よりご理解いただくために、事業活動によるキャッシュ・フローについて、信用保証協会業務の特性を踏まえた項目に区分し表示しています。

《表-2 事業活動によるキャッシュ・フロー》

(単位:千円)

| 項目                        |                                | 令和3年度        | 令和2年度        |
|---------------------------|--------------------------------|--------------|--------------|
| 主たる業務                     | 保証料・保険料にかかるキャッシュ・フロー a         | 37,613,350   | 92,063,381   |
|                           | 当期に受領した保証料等                    | 55,681,882   | 109,360,936  |
|                           | 当期に支出した信用保険料                   | △ 18,068,532 | △ 17,297,555 |
|                           | 代位弁済・求償権にかかるキャッシュ・フロー b        | 1,190,777    | 4,062,169    |
|                           | 当期に支出した代位弁済金                   | △ 24,294,164 | △ 25,009,812 |
|                           | 当期に受領した求償権補てん金                 | 19,974,361   | 23,236,555   |
|                           | 当期に受領した求償権回収金等                 | 3,162,542    | 3,347,957    |
|                           | 当期に受領した責任共有負担金                 | 3,322,493    | 2,946,809    |
|                           | 当期に支出した責任共有負担金納付金              | △ 974,455    | △ 459,340    |
|                           | 業務費等にかかるキャッシュ・フロー c            | △ 6,499,588  | △ 6,329,598  |
|                           | 当期に支出した業務費等                    | △ 7,063,423  | △ 7,141,004  |
|                           | その他                            | 563,834      | 811,405      |
|                           | 主たる業務収支にかかるキャッシュ・フロー 計 d=a+b+c | 32,304,539   | 89,795,951   |
| 当期に受領した預け金利息・有価証券利息・配当金 e | 1,589,627                      | 1,587,344    |              |
| 当期に支出した借入金利息 f            | 0                              | 0            |              |
| 事業活動によるキャッシュ・フロー g=d+e+f  | 33,894,166                     | 91,383,295   |              |

当協会の概要

中期事業計画と  
経営計画

当協会の  
取組み

信用保証の  
しくみ

個人情報保護宣言・  
コンプライアンス

信用保証の  
利用概要

令和3年度  
事業報告

信用保証実績

組織機構

本店・支店と  
保証業務区域

お問い合わせ  
窓口

## 令和3年度信用保険・損失補償

### ■信用保険料・保険金受領額・保険金納付額・保険収支額

(単位:千円)

|                         |                                     |                  |
|-------------------------|-------------------------------------|------------------|
| 信用保険料(A)                | 信用保険契約に基づき、協会が公庫に保険料として支払った額        | 18,810,728       |
| 保険金受領額(B)               | 代位弁済により、協会が公庫から保険金として受領した額          | 18,814,159       |
| 保険金納付額(C)               | 代位弁済した求償債権の回収金を保険金の受領割合に応じて公庫に納付した額 | 7,751,967        |
| <b>保険収支額(A + C - B)</b> |                                     | <b>7,748,536</b> |

\*上記以外に、責任共有負担金納付金として、974,455千円を日本政策金融公庫に納付しています。

### ■損失補償金受領額・損失補償金納付額(大阪府)

(単位:千円)

|                  |  |                |
|------------------|--|----------------|
| 損失補償金受領額(A)      | 代位弁済により、協会が大阪府から損失補償金として受領した額          | 1,142,958      |
| 損失補償金納付額(B)      | 代位弁済した求償債権の回収金を損失補償金の受領割合に応じて大阪府に納付した額 | 477,986        |
| <b>(A) - (B)</b> |  | <b>664,971</b> |

### ■損失補償金受領額・損失補償金納付額(大阪市)

(単位:千円)

|                  |  |                 |
|------------------|--|-----------------|
| 損失補償金受領額(A)      | 代位弁済により、協会が大阪市から損失補償金として受領した額          | 70,813          |
| 損失補償金納付額(B)      | 代位弁済した求償債権の回収金を損失補償金の受領割合に応じて大阪府に納付した額 | 137,581         |
| <b>(A) - (B)</b> |  | <b>△ 66,768</b> |

\*上記金額は、キャッシュフローベースのため、決算の数値とは異なります。

\*信用保険・損失補償についての解説は、P.37をご参照ください。

当協会の概要

中期事業計画と  
経営計画

当協会の  
取組み

信用保証の  
しくみ

個人情報保護宣言・  
コンプライアンス

信用保証の  
利用概要

令和3年度  
事業報告

信用保証実績

組織機構

本店・支店と  
保証業務区域

お問い合わせ  
窓口



## 基本財産

基本財産とは、一般企業の自己資本に相当するもので、信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があります。このことから、当協会が引き受ける保証債務の最高限度額は、定款により基本財産の60倍(定款倍率)と定められています。したがって、中小企業者の保証需要に安定して応え、当協会の使命を果たしていくためには、基本財産の拡充が重要となります。

## 基本財産の構成

基本財産は、①基金および②基金準備金で構成されています。

- ①基金は、大阪府等からの拠出である出捐金(国からの基金補助金を含みます。)と金融機関等からの負担金で構成されています。
- ②基金準備金は、毎事業年度決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れた累計で、信用保証協会の自己造成資金です。

## 基本財産の内訳

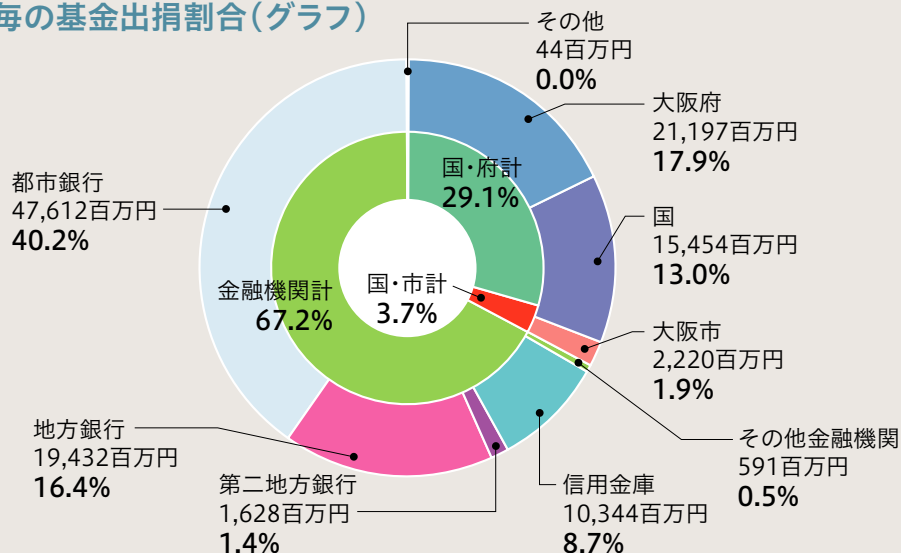
(令和4年3月31日現在)

|              |                    |
|--------------|--------------------|
| 基金           | 118,521 百万円        |
| 基金準備金        | 17,109 百万円         |
| <b>基本財産計</b> | <b>135,629 百万円</b> |

### 出捐機関毎の基金出捐割合(累計)

|               | 金額                 | 構成比           |
|---------------|--------------------|---------------|
| 大阪府           | 21,197 百万円         | 17.9%         |
| 国から大阪府への基金補助金 | 13,321 百万円         | 11.2%         |
| 国から大阪市への基金補助金 | 2,133 百万円          | 1.8%          |
| 大阪市           | 2,220 百万円          | 1.9%          |
| 金融機関          | 79,606 百万円         | 67.2%         |
| その他           | 44 百万円             | 0.0%          |
| <b>合計</b>     | <b>118,521 百万円</b> | <b>100.0%</b> |

### ■ 出捐機関毎の基金出捐割合(グラフ)



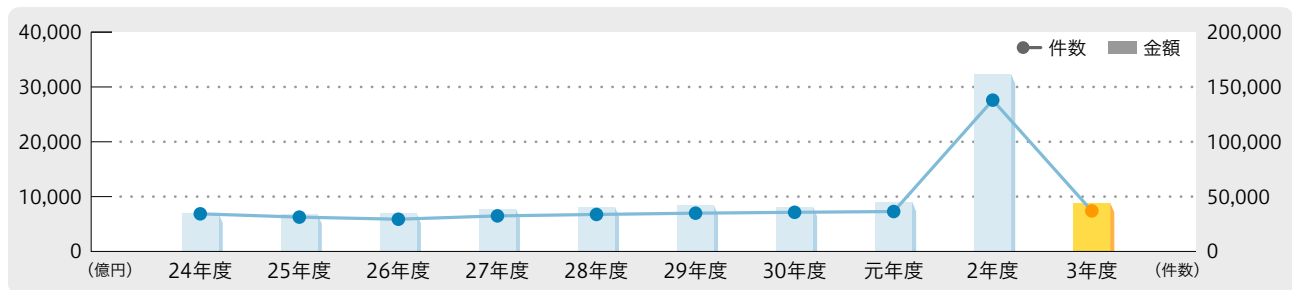
## 最近10カ年の事業概況

(単位:件・百万円)

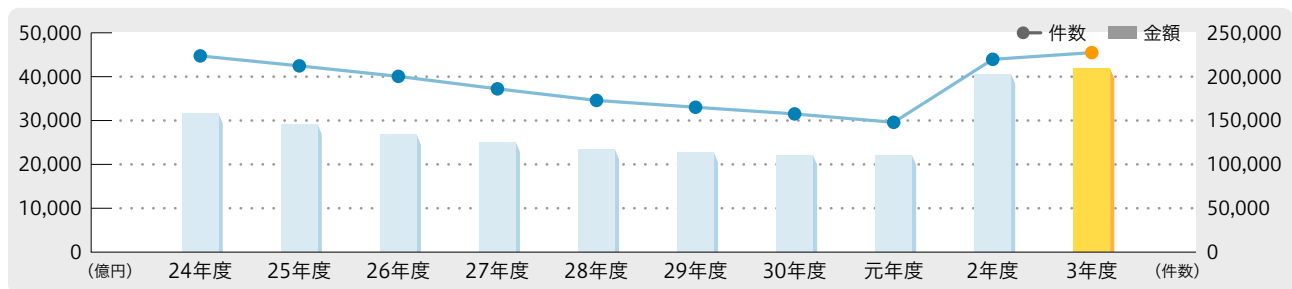
| 年度   | 保証承諾    |           | 保証債務残高  |           | 代位弁済  |        | 実際回収<br>金額 |
|------|---------|-----------|---------|-----------|-------|--------|------------|
|      | 件数      | 金額        | 件数      | 金額        | 件数    | 金額     |            |
| 24年度 | 34,292  | 692,542   | 223,676 | 3,160,313 | 7,793 | 96,215 | 22,952     |
| 25年度 | 31,301  | 681,889   | 212,325 | 2,908,434 | 5,876 | 75,703 | 20,785     |
| 26年度 | 29,373  | 691,564   | 200,344 | 2,676,773 | 5,338 | 66,517 | 17,248     |
| 27年度 | 32,409  | 780,919   | 186,125 | 2,503,737 | 4,648 | 56,367 | 16,922     |
| 28年度 | 33,727  | 816,243   | 172,928 | 2,349,131 | 3,961 | 46,151 | 18,683     |
| 29年度 | 34,886  | 841,322   | 165,145 | 2,268,874 | 3,129 | 37,556 | 15,785     |
| 30年度 | 35,683  | 815,656   | 157,538 | 2,212,649 | 2,964 | 36,696 | 13,535     |
| 元年度  | 36,393  | 909,098   | 147,954 | 2,207,426 | 2,982 | 36,563 | 12,340     |
| 2年度  | 137,979 | 3,238,712 | 219,757 | 4,061,145 | 1,863 | 25,010 | 10,539     |
| 3年度  | 36,995  | 890,315   | 227,407 | 4,181,384 | 1,683 | 24,294 | 10,940     |

※実際回収=元金+損害金

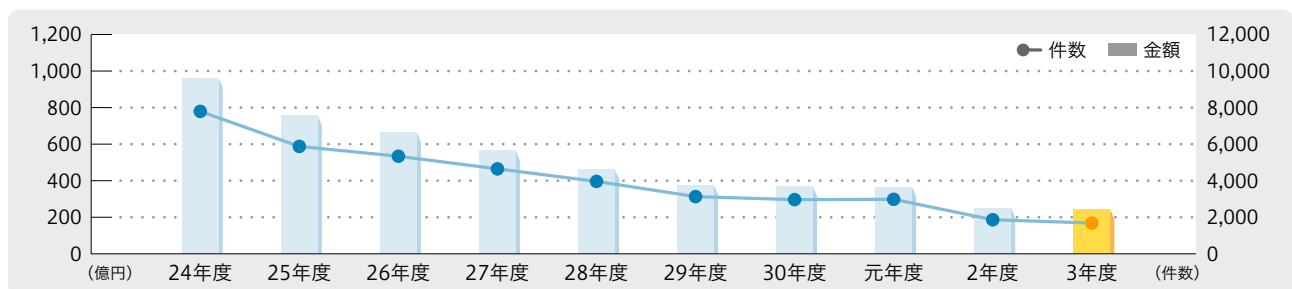
### ■保証承諾



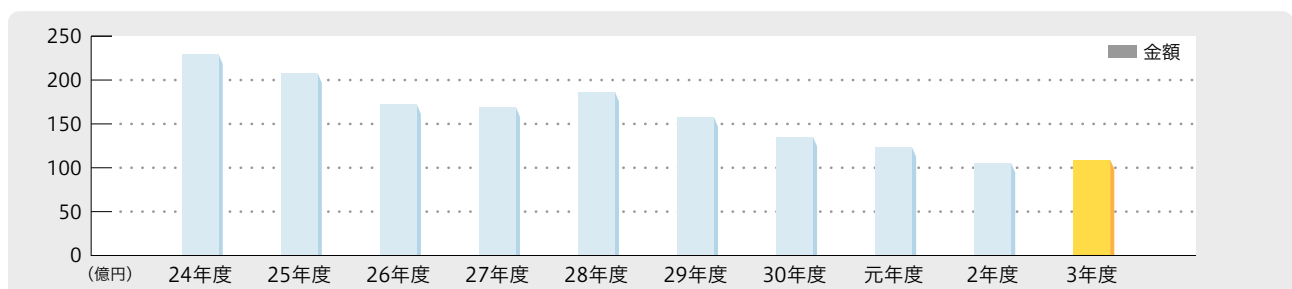
### ■保証債務残高



### ■代位弁済



### ■実際回収



当協会の概要

経営計画  
中期事業計画と

取組み  
当協会の

しくみ  
信用保証の

コンプライアンス  
個人情報保護宣言・

利用概要  
信用保証の

事業報告  
令和3年度

信用保証実績

組織機構

保証業務区域  
本店・支店と

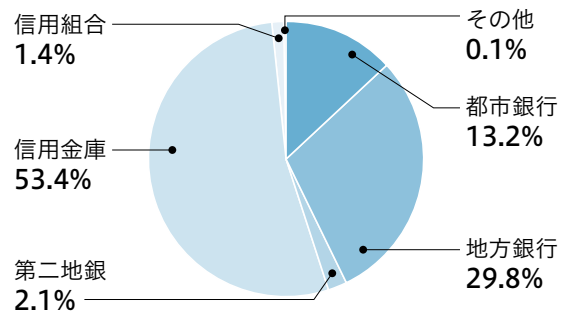
窓口  
お問い合わせ

## 令和3年度 保証承諾

### ■金融機関群別

(単位:件・百万円・%)

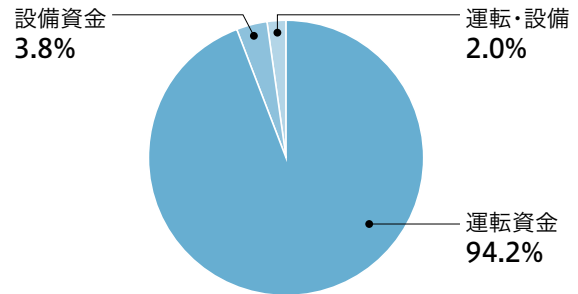
| 区分        | 件数            | 金額             | 構成比          |
|-----------|---------------|----------------|--------------|
| 都市銀行      | 3,358         | 117,775        | 13.2         |
| 地方銀行      | 8,757         | 265,396        | 29.8         |
| 第二地銀      | 662           | 18,728         | 2.1          |
| 信用金庫      | 23,157        | 475,839        | 53.4         |
| 信用組合      | 1,046         | 12,038         | 1.4          |
| その他       | 15            | 539            | 0.1          |
| <b>合計</b> | <b>36,995</b> | <b>890,315</b> | <b>100.0</b> |



### ■資金使途別

(単位:件・百万円・%)

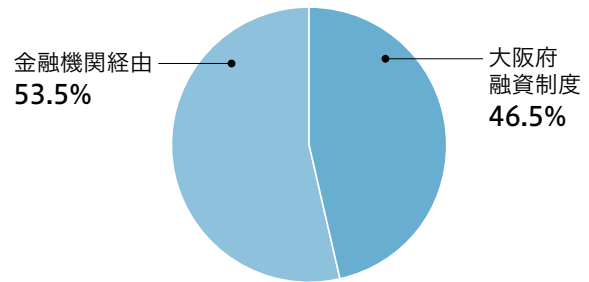
| 区分        | 件数            | 金額             | 構成比          |
|-----------|---------------|----------------|--------------|
| 運転資金      | 34,768        | 838,881        | 94.2         |
| 設備資金      | 1,352         | 33,953         | 3.8          |
| 運転・設備     | 875           | 17,481         | 2.0          |
| <b>合計</b> | <b>36,995</b> | <b>890,315</b> | <b>100.0</b> |



### ■制度別

(単位:件・百万円・%)

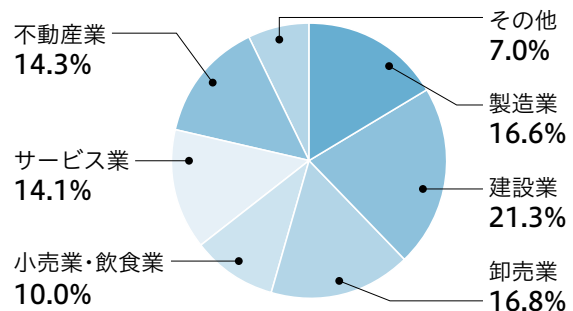
| 区分        | 件数            | 金額             | 構成比          |
|-----------|---------------|----------------|--------------|
| 大阪府融資制度   | 21,788        | 413,596        | 46.5         |
| 金融機関経由    | 15,207        | 476,719        | 53.5         |
| <b>合計</b> | <b>36,995</b> | <b>890,315</b> | <b>100.0</b> |



### ■業種別

(単位:件・百万円・%)

| 区分        | 件数            | 金額             | 構成比          |
|-----------|---------------|----------------|--------------|
| 製造業       | 5,860         | 147,421        | 16.6         |
| 建設業       | 8,256         | 189,552        | 21.3         |
| 卸売業       | 5,328         | 150,003        | 16.8         |
| 小売業・飲食業   | 4,570         | 88,973         | 10.0         |
| サービス業     | 6,277         | 125,100        | 14.1         |
| 不動産業      | 4,550         | 127,144        | 14.3         |
| その他       | 2,154         | 62,122         | 7.0          |
| <b>合計</b> | <b>36,995</b> | <b>890,315</b> | <b>100.0</b> |



当協会の概要

中期事業計画と  
経営計画

当協会の  
取組み

信用保証の  
しくみ

個人情報保護宣言・  
コンプライアンス

信用保証の  
利用概要

令和3年度  
事業報告

信用保証実績

組織機構

本店・支店と  
保証業務区域

お問い合わせ

令和3年度 保証承諾

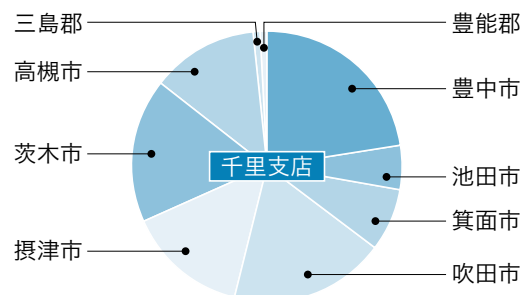
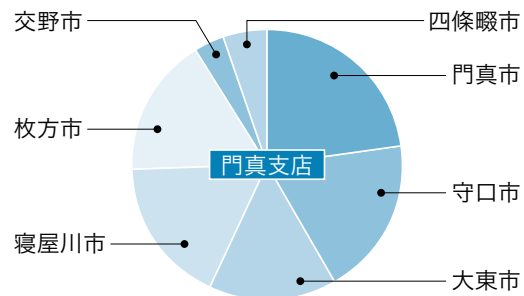
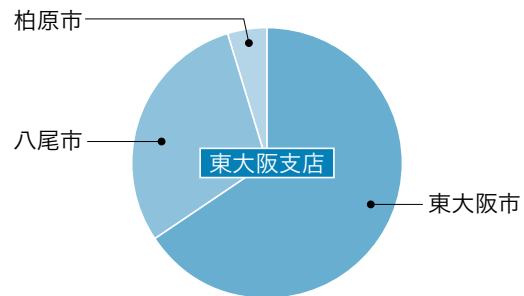
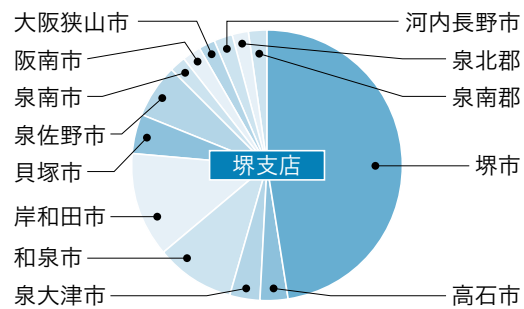
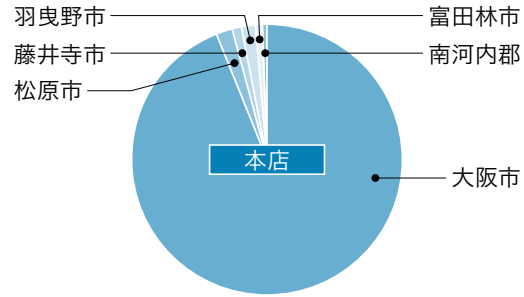
■地域別

(単位:件・百万円・%)

| 保証業務区域    | 区分            | 件数             | 金額           | 構成比    |     |
|-----------|---------------|----------------|--------------|--------|-----|
|           |               |                |              |        |     |
| 本店        | 大阪市           | 18,107         | 448,122      | 50.3   |     |
|           | 松原市           | 367            | 9,415        | 1.1    |     |
|           | 藤井寺市          | 161            | 4,354        | 0.5    |     |
|           | 羽曳野市          | 326            | 7,985        | 0.9    |     |
|           | 富田林市          | 175            | 4,327        | 0.5    |     |
|           | 南河内郡          | 71             | 1,614        | 0.2    |     |
|           | 堺市            | 2,504          | 61,611       | 6.9    |     |
| 堺支店       | 高石市           | 186            | 4,614        | 0.5    |     |
|           | 泉大津市          | 224            | 4,608        | 0.5    |     |
|           | 和泉市           | 530            | 12,168       | 1.4    |     |
|           | 岸和田市          | 715            | 16,035       | 1.8    |     |
|           | 貝塚市           | 266            | 6,144        | 0.7    |     |
|           | 泉佐野市          | 288            | 7,618        | 0.9    |     |
|           | 泉南市           | 110            | 3,102        | 0.3    |     |
|           | 阪南市           | 133            | 2,969        | 0.3    |     |
|           | 大阪狭山市         | 108            | 2,687        | 0.3    |     |
|           | 河内長野市         | 119            | 2,810        | 0.3    |     |
|           | 泉北郡           | 96             | 3,085        | 0.3    |     |
|           | 泉南郡           | 122            | 2,960        | 0.3    |     |
|           | 東大阪支店         | 東大阪市           | 2,649        | 62,826 | 7.1 |
|           |               | 八尾市            | 1,167        | 28,383 | 3.2 |
| 柏原市       |               | 179            | 4,592        | 0.5    |     |
| 門真支店      | 門真市           | 669            | 15,667       | 1.8    |     |
|           | 守口市           | 628            | 13,565       | 1.5    |     |
|           | 大東市           | 478            | 11,020       | 1.2    |     |
|           | 寝屋川市          | 549            | 12,241       | 1.4    |     |
|           | 枚方市           | 700            | 11,953       | 1.3    |     |
|           | 交野市           | 105            | 2,387        | 0.3    |     |
|           | 四條畷市          | 141            | 3,180        | 0.4    |     |
| 千里支店      | 豊中市           | 1,227          | 26,630       | 3.0    |     |
|           | 池田市           | 324            | 6,637        | 0.7    |     |
|           | 箕面市           | 372            | 8,863        | 1.0    |     |
|           | 吹田市           | 922            | 22,134       | 2.5    |     |
|           | 摂津市           | 679            | 17,260       | 1.9    |     |
|           | 茨木市           | 837            | 20,608       | 2.3    |     |
|           | 高槻市           | 693            | 15,113       | 1.7    |     |
|           | 三島郡           | 30             | 503          | 0.1    |     |
|           | 豊能郡           | 38             | 526          | 0.1    |     |
| <b>合計</b> | <b>36,995</b> | <b>890,315</b> | <b>100.0</b> |        |     |

\*保証業務区域は、令和4年4月1日現在です。

保証業務区域・地域別 承諾金額構成比



当協会の概要

中期事業計画と経営計画

当協会の取り組み

信用保証のしくみ

個人情報保護宣言・コンプライアンス

信用保証の利用概要

令和3年度事業報告

信用保証実績

組織機構

本店・支店と保証業務区域

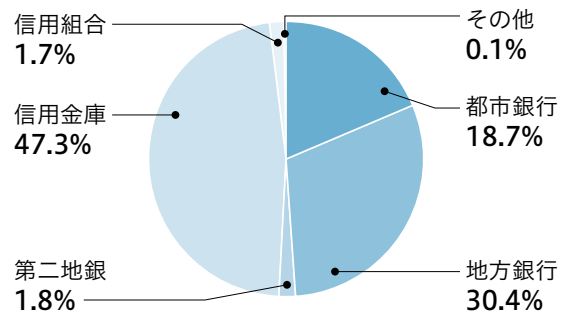
お問い合わせ窓口

## 令和3年度 保証債務残高

### ■金融機関群別

(単位:件・百万円・%)

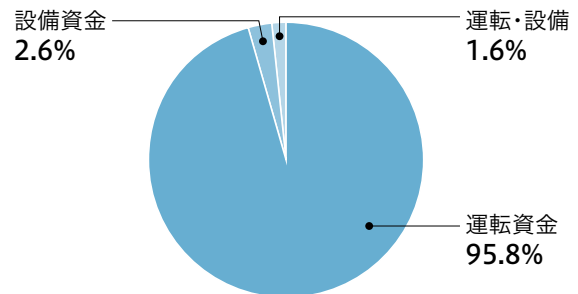
| 区分        | 件数             | 金額               | 構成比          |
|-----------|----------------|------------------|--------------|
| 都市銀行      | 35,464         | 783,857          | 18.7         |
| 地方銀行      | 62,128         | 1,270,826        | 30.4         |
| 第二地銀      | 3,621          | 75,428           | 1.8          |
| 信用金庫      | 119,258        | 1,976,775        | 47.3         |
| 信用組合      | 6,503          | 69,363           | 1.7          |
| その他       | 433            | 5,135            | 0.1          |
| <b>合計</b> | <b>227,407</b> | <b>4,181,384</b> | <b>100.0</b> |



### ■資金使途別

(単位:件・百万円・%)

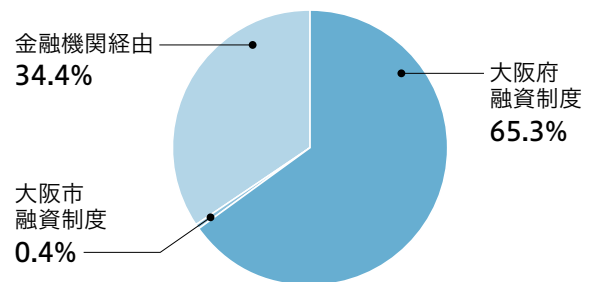
| 区分        | 件数             | 金額               | 構成比          |
|-----------|----------------|------------------|--------------|
| 運転資金      | 217,257        | 4,007,635        | 95.8         |
| 設備資金      | 5,755          | 106,969          | 2.6          |
| 運転・設備     | 4,395          | 66,780           | 1.6          |
| <b>合計</b> | <b>227,407</b> | <b>4,181,384</b> | <b>100.0</b> |



### ■制度別

(単位:件・百万円・%)

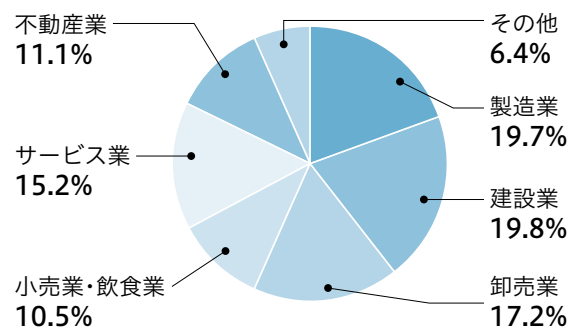
| 区分        | 件数             | 金額               | 構成比          |
|-----------|----------------|------------------|--------------|
| 大阪府融資制度   | 148,177        | 2,728,478        | 65.3         |
| 大阪市融資制度   | 1,795          | 16,483           | 0.4          |
| 金融機関経由    | 77,435         | 1,436,423        | 34.4         |
| <b>合計</b> | <b>227,407</b> | <b>4,181,384</b> | <b>100.0</b> |



### ■業種別

(単位:件・百万円・%)

| 区分        | 件数             | 金額               | 構成比          |
|-----------|----------------|------------------|--------------|
| 製造業       | 43,281         | 823,962          | 19.7         |
| 建設業       | 46,313         | 829,480          | 19.8         |
| 卸売業       | 35,349         | 720,825          | 17.2         |
| 小売業・飲食業   | 29,380         | 440,105          | 10.5         |
| サービス業     | 39,631         | 636,945          | 15.2         |
| 不動産業      | 20,906         | 463,832          | 11.1         |
| その他       | 12,547         | 266,235          | 6.4          |
| <b>合計</b> | <b>227,407</b> | <b>4,181,384</b> | <b>100.0</b> |



当協会の概要

中期事業計画と  
経営計画

当協会の  
取り組み

信用保証の  
しくみ

個人情報保護宣言・  
コンプライアンス

信用保証の  
利用概要

令和3年度  
事業報告

信用保証実績

組織機構

本店・支店と  
保証業務区域

お問い合わせ  
窓口

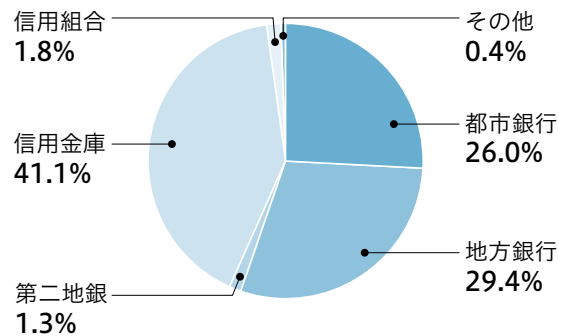


## 令和3年度 代位弁済

### 金融機関群別

(単位:件・百万円・%)

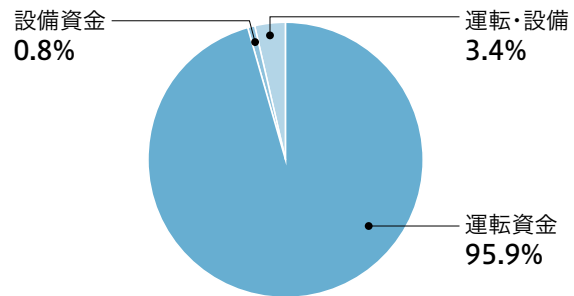
| 区分        | 件数           | 金額            | 構成比          |
|-----------|--------------|---------------|--------------|
| 都市銀行      | 341          | 6,328         | 26.0         |
| 地方銀行      | 471          | 7,137         | 29.4         |
| 第二地銀      | 18           | 319           | 1.3          |
| 信用金庫      | 784          | 9,988         | 41.1         |
| 信用組合      | 62           | 425           | 1.8          |
| その他       | 7            | 96            | 0.4          |
| <b>合計</b> | <b>1,683</b> | <b>24,294</b> | <b>100.0</b> |



### 資金使途別

(単位:件・百万円・%)

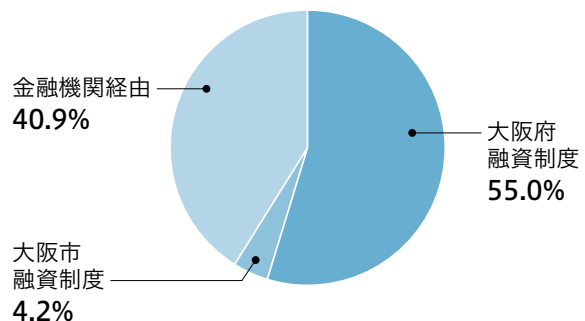
| 区分        | 件数           | 金額            | 構成比          |
|-----------|--------------|---------------|--------------|
| 運転資金      | 1,613        | 23,287        | 95.9         |
| 設備資金      | 28           | 188           | 0.8          |
| 運転・設備     | 42           | 819           | 3.4          |
| <b>合計</b> | <b>1,683</b> | <b>24,294</b> | <b>100.0</b> |



### 制度別

(単位:件・百万円・%)

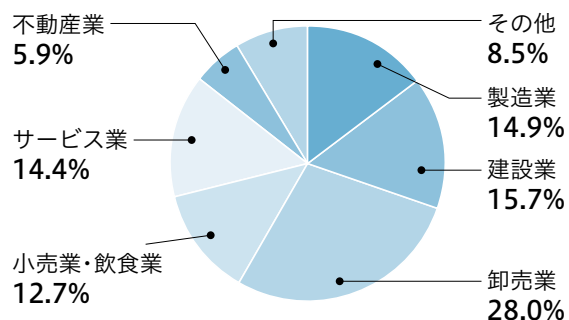
| 区分        | 件数           | 金額            | 構成比          |
|-----------|--------------|---------------|--------------|
| 大阪府融資制度   | 957          | 13,357        | 55.0         |
| 大阪市融資制度   | 114          | 1,011         | 4.2          |
| 金融機関経由    | 612          | 9,926         | 40.9         |
| <b>合計</b> | <b>1,683</b> | <b>24,294</b> | <b>100.0</b> |



### 業種別

(単位:件・百万円・%)

| 区分        | 件数           | 金額            | 構成比          |
|-----------|--------------|---------------|--------------|
| 製造業       | 243          | 3,630         | 14.9         |
| 建設業       | 291          | 3,820         | 15.7         |
| 卸売業       | 393          | 6,792         | 28.0         |
| 小売業・飲食業   | 265          | 3,079         | 12.7         |
| サービス業     | 280          | 3,493         | 14.4         |
| 不動産業      | 72           | 1,422         | 5.9          |
| その他       | 139          | 2,058         | 8.5          |
| <b>合計</b> | <b>1,683</b> | <b>24,294</b> | <b>100.0</b> |



当協会の概要

中期事業計画と  
経営計画

当協会の  
取り組み

信用保証の  
しくみ

個人情報保護宣言・  
コンプライアンス

信用保証の  
利用概要

令和3年度  
事業報告

信用保証実績

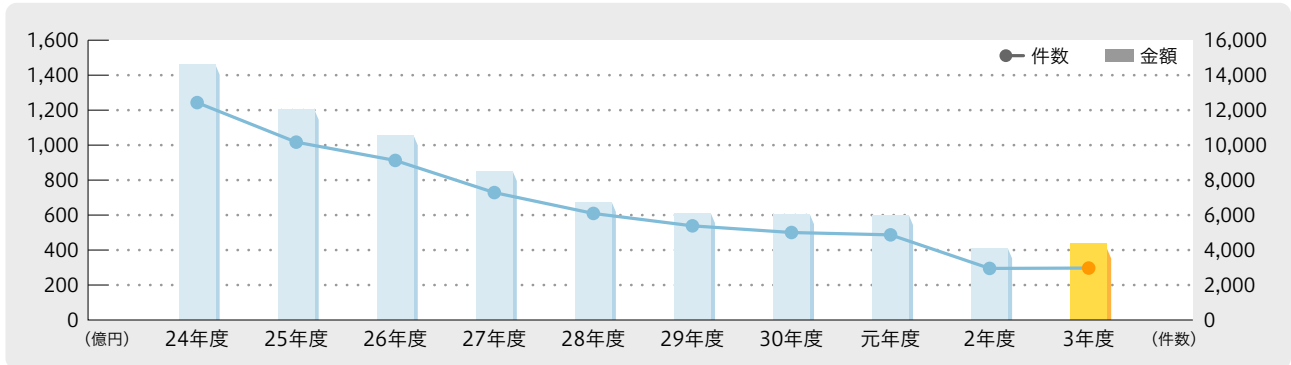
組織機構

本店・支店と  
保証業務区域

お問い合わせ  
窓口

## 期中管理・代位弁済率(10ヵ年推移)

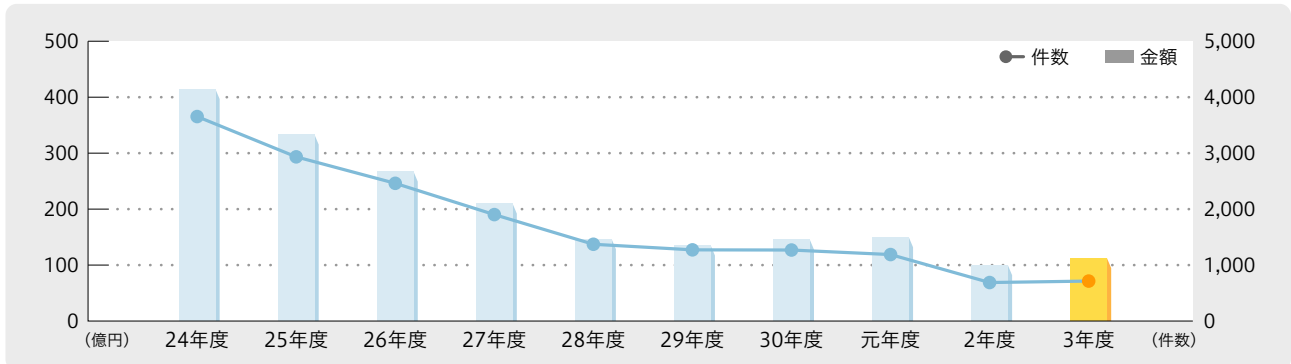
### ■延滞事故報告受付



(単位:件・百万円)

| 年度 | 24年度    | 25年度    | 26年度    | 27年度   | 28年度   | 29年度   | 30年度   | 元年度    | 2年度    | 3年度    |
|----|---------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 件数 | 12,431  | 10,170  | 9,124   | 7,286  | 6,093  | 5,384  | 5,003  | 4,869  | 2,950  | 2,970  |
| 金額 | 145,895 | 120,084 | 105,488 | 85,068 | 67,422 | 61,085 | 60,410 | 59,882 | 40,782 | 43,666 |

### ■期中管理残高

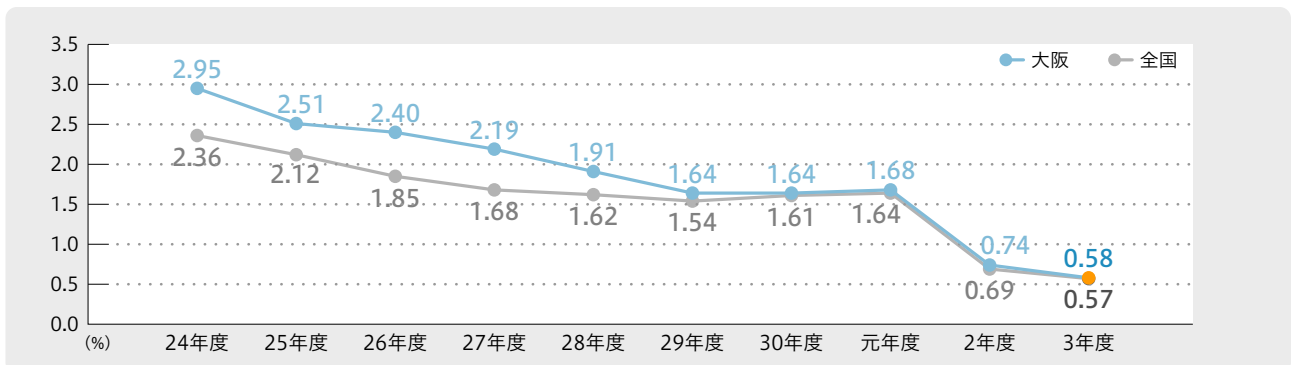


(単位:件・百万円)

| 年度 | 24年度   | 25年度   | 26年度   | 27年度   | 28年度   | 29年度   | 30年度   | 元年度    | 2年度   | 3年度    |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|
| 件数 | 3,654  | 2,934  | 2,461  | 1,902  | 1,372  | 1,272  | 1,269  | 1,188  | 688   | 714    |
| 金額 | 41,424 | 33,292 | 26,678 | 20,950 | 14,612 | 13,473 | 14,527 | 14,939 | 9,940 | 11,218 |

※ここでいう期中管理とは、金融機関から事故報告書を受領して以降、正常化もしくは代位弁済に至るまでの管理をいいます。  
 なお、一般的に期中管理とは、信用保証書発行後に貸付が行われてから完済(代位弁済を含む。)に至るまでに金融機関が行う債権の管理・保全のことを指します。

### ■平残代位弁済率



$$\text{平残代位弁済率} = \frac{\text{年度代位弁済額}}{\text{年度保証債務平均残高}} \times 100$$

当協会の概要

中期事業計画と  
経営計画

当協会の  
取組み

信用保証の  
しくみ

個人情報保護宣言・  
コンプライアンス

信用保証の  
利用概要

令和3年度  
事業報告

信用保証実績

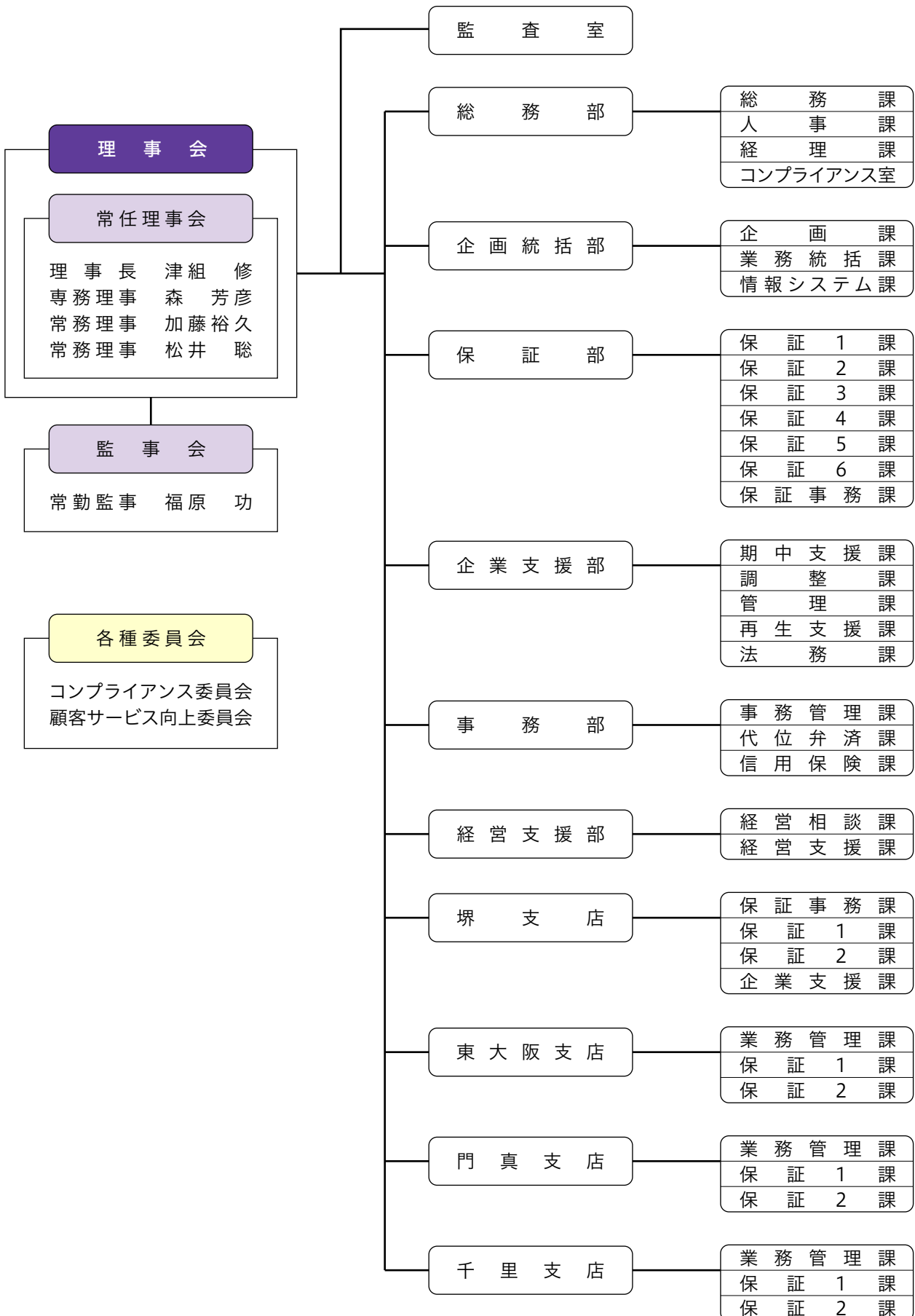
組織機構

本店・支店と  
保証業務区域

お問い合わせ  
窓口

組織機構

(令和4年4月1日現在)



当協会の概要

中期事業計画と  
経営計画

当協会の  
取組み

信用保証の  
しくみ

個人情報保護宣言・  
コンプライアンス

信用保証の  
利用概要

令和3年度  
事業報告

信用保証実績

組織機構

本店・支店と  
保証業務区域

お問い合わせ  
窓口

## 本店・支店と保証業務区域

当協会の概要

中期事業計画と経営計画

当協会の取組み

信用保証のしくみ

個人情報保護宣言・コンプライアンス

信用保証の利用概要

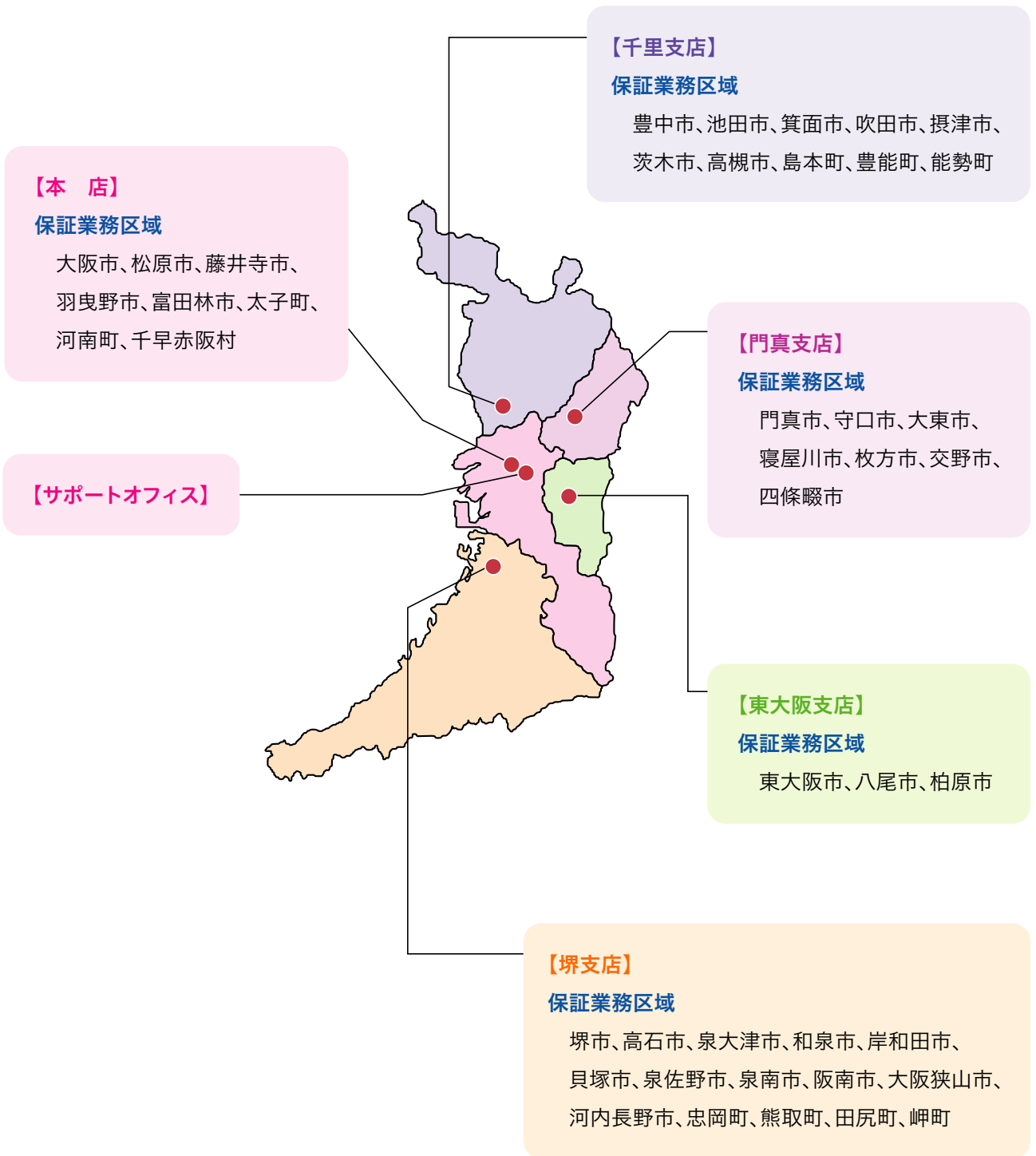
令和3年度事業報告

信用保証実績

組織機構

本店・支店と保証業務区域

お問い合わせ窓口



お問い合わせ窓口

本店

|            | 部署名               | 電話番号         |
|------------|-------------------|--------------|
| 代表         | 総務部 総務課(個人情報相談窓口) | 06-6131-7567 |
| 再生支援に係るご相談 | 企業支援部 再生支援課       | 06-6131-4538 |

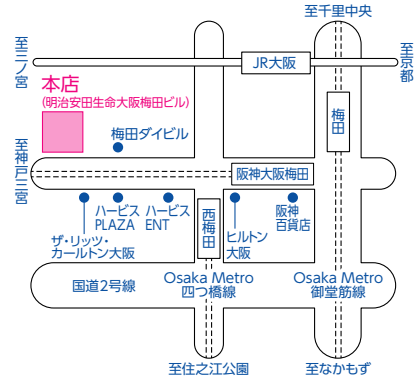
お客さまからの保証お申込・ご相談は、サポートオフィスにて行っています。

■住所

〒530-8214  
 大阪市北区梅田3-3-20(明治安田生命大阪梅田ビル4~7・9階)

■最寄駅

Osaka Metro四つ橋線「西梅田駅」北改札  
 JR「大阪駅」桜橋口  
 阪神電車「大阪梅田駅」西口



サポートオフィス

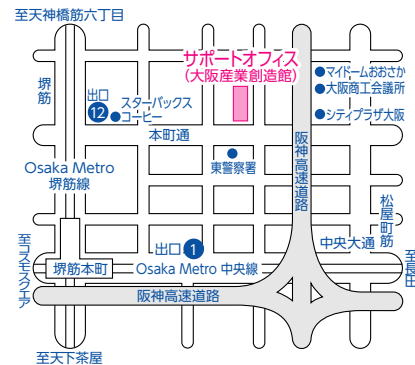
|            | 部署名  | 電話番号         |
|------------|--|--------------|
| ご相談・お申込    | 経営支援部 経営相談課<br>(特別相談窓口・個人情報相談窓口)<br>総合相談窓口 | 06-6260-1730 |
| 経営支援に係るご相談 | 経営支援部 経営支援課                                | 06-6260-1720 |

■住所

〒541-0053  
 大阪市中央区本町1-4-5(大阪産業創造館10階)

■最寄駅

Osaka Metro中央線・堺筋線「堺筋本町駅」



堺支店

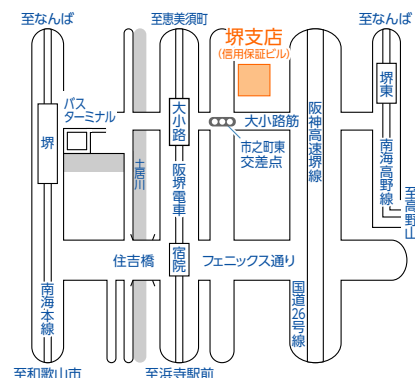
|         | 部署名                                  | 電話番号         |
|---------|--------------------------------------|--------------|
| ご相談・お申込 | 保証事務課<br>(特別相談窓口・個人情報相談窓口)<br>総合相談窓口 | 072-223-3011 |

■住所

〒590-0946  
 堺市堺区熊野町東3-1-4 信用保証ビル

■最寄駅

阪堺電車「大小路駅」  
 南海本線「堺駅」東口  
 南海高野線「堺東駅」西出口



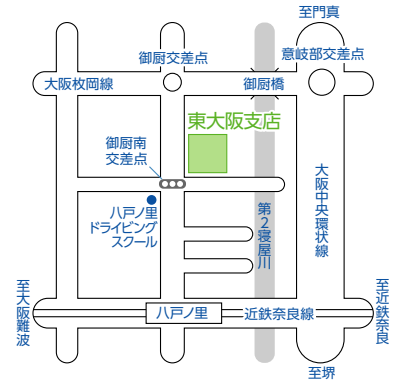
当協会の概要  
 中期事業計画と  
 経営計画  
 当協会の  
 取組み  
 信用保証の  
 しきみ  
 個人情報保護宣言・  
 コンプライアンス  
 信用保証の  
 利用概要  
 令和3年度  
 事業報告  
 信用保証実績  
 組織機構  
 本店・支店と  
 保証業務区域  
 お問い合わせ  
 窓口



## 東大阪支店

|         | 部署名                                  | 電話番号         |
|---------|--------------------------------------|--------------|
| ご相談・お申込 | 業務管理課<br>(特別相談窓口・個人情報相談窓口)<br>総合相談窓口 | 06-6781-9511 |

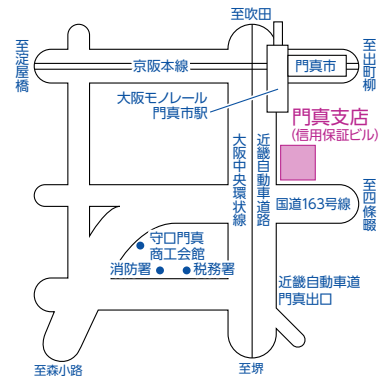
- 住所  
〒577-0035  
東大阪市御厨中2-1-1
- 最寄駅  
近鉄奈良線「八戸ノ里駅」



## 門真支店

|         | 部署名                                  | 電話番号         |
|---------|--------------------------------------|--------------|
| ご相談・お申込 | 業務管理課<br>(特別相談窓口・個人情報相談窓口)<br>総合相談窓口 | 06-6906-2511 |

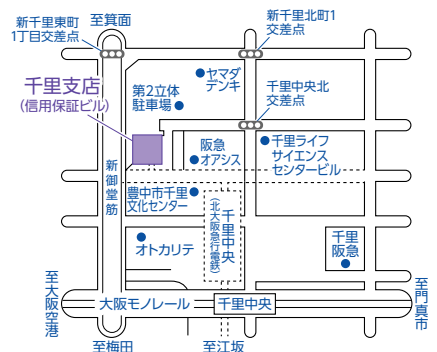
- 住所  
〒571-8567  
門真市新橋町34-21 信用保証ビル
- 最寄駅  
京阪本線「門真市駅」  
大阪モノレール「門真市駅」



## 千里支店

|         | 部署名                                  | 電話番号         |
|---------|--------------------------------------|--------------|
| ご相談・お申込 | 業務管理課<br>(特別相談窓口・個人情報相談窓口)<br>総合相談窓口 | 06-6835-3005 |

- 住所  
〒560-0082  
豊中市新千里東町1-2-4 信用保証ビル
- 最寄駅  
北大阪急行「千里中央駅」北改札口  
大阪モノレール「千里中央駅」



当協会の概要

中期事業計画と  
経営計画

当協会の  
取組み

信用保証の  
しくみ

個人情報保護宣言・  
コンプライアンス

信用保証の  
利用概要

令和3年度  
事業報告

信用保証実績

組織機構

本店・支店と  
保証業務区域

お問い合わせ  
窓口



